

第7期宮前区地域福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

みんなで広げよう ご近助のわ
～「つながる」を育て、安心して暮らせるまちへ～



川崎市 宮前区

市民一人ひとりが共に支え合い
安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の

地域包括ケアシステムの構築をめざして～



本市は、全国平均に比べると、比較的市民の平均年齢が若い都市ですが、「団塊の世代」が75歳以上の高齢者（後期高齢者）となる令和7（2025）年には、高齢化率が21.3%に達し、本格的な超高齢社会が到来します。

同時に少子化も進行する中で、地域における生活課題が多様化・複雑化しており、子どもから高齢者まですべての市民の皆さまが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域をめざして、「地域包括ケアシステムの構築」に向けて取り組んでおります。

今回、策定いたしました「第7期川崎市地域福祉計画」は、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて関連する行政計画と連携を図りながら、住民の視点による地域福祉を推進することをめざしております。また、各区におきましても、地域福祉計画を策定しており、地域の実情に応じた施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

本計画の推進には、行政をはじめ、町内会・自治会などの地縁組織、ボランティア団体、住民、民間企業など、地域で活動されている皆様の御理解・御協力が必要と考えております。また、今後、令和7（2025）年以降を見据え、デジタル化などの社会の変化も視野に入れ、予防的な視点を重視した取組を推進してまいりたいと考えております。

引き続き、様々な工夫をしながら地域における「顔の見える関係づくり」を進め、コミュニティ分野や住宅・都市計画分野、教育分野など幅広い関連施策分野が連携した地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまのより一層の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、今回の川崎市・各区地域福祉計画の策定にあたり、多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

川崎市長

福田紀彦

目次

序章 川崎市地域福祉計画について	1
1 計画策定の趣旨・期間	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の期間	3
2 地域福祉計画と関連個別計画等の関係性	4
3 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進	5
(1) 社会環境の変化	5
(2) 策定の背景	5
(3) 推進ビジョンの概要	6
(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ	7
4 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制	8
(1) 地域みまもり支援センターによる取組	8
(2) 取組の推進イメージ	8
5 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題	9
6 令和7（2025）年以降を見据えためざす姿	10
(1) 地域福祉とは	10
(2) 地域福祉の対象者と担い手	11
(3) 令和7（2025）年以降を見据えた想定される課題とめざす姿	11
7 第7期計画期間における施策の方向性	13
(1) 計画の基本理念・目標	13
(2) 地域福祉計画推進における圏域の考え方	15
8 第7期計画の実施状況の点検・見直し	19
第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図	20
第1章 宮前区地域福祉計画策定にあたって	23
1 宮前区地域福祉計画とは	25
(1) 計画策定の趣旨・期間	25
(2) 計画策定の流れ	26
(3) 宮前区社会福祉協議会との連携	26
(4) 宮前区地域包括ケアシステム	27
(5) 宮前区地域福祉計画とコミュニティ施策との関係	27
2 宮前区地域の特色	28
(1) 宮前区の概況	28
(2) 宮前区地域福祉を取り巻く現状	29

3	調査等から分かる宮前区民の状況	40
	(1) 第6回川崎市地域福祉実態調査から分かること	40
	(2) 講演会・シンポジウム・アンケート等から分かること	45
4	宮前区地域福祉マップ	49
5	地区の概況	51
	(1) 宮前第一地区	52
	(2) 宮前第二地区	54
	(3) 有馬鷺沼地区	56
	(4) 東有馬地区	58
	(5) 宮前第三地区	60
	(6) 宮前中央地区	62
	(7) 向丘地区	64
6	第6期計画の振り返り	66
	(1) 第6期計画の重点項目の取組状況	66
	(2) 第6期計画全体の取組状況	68
7	第7期計画につなぐ視点	72
第2章 宮前区地域福祉推進の取組		75
1	宮前区がめざす地域福祉	77
	(1) 基本理念	77
	(2) 基本目標	78
	(3) 計画の骨子	79
	(4) 事業体系一覧表	80
2	重点的な取組	82
3	具体的な取組	83
第3章 第7期計画の推進体制		93
1	計画の進め方	95
2	計画の進行管理	96
資料編		97
1	第7期宮前区地域福祉計画策定の経過	99
2	川崎市宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議開催運営等要綱	100
3	宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議委員名簿	102
4	第6回川崎市地域福祉実態調査報告(抜粋)	103

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画策定の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

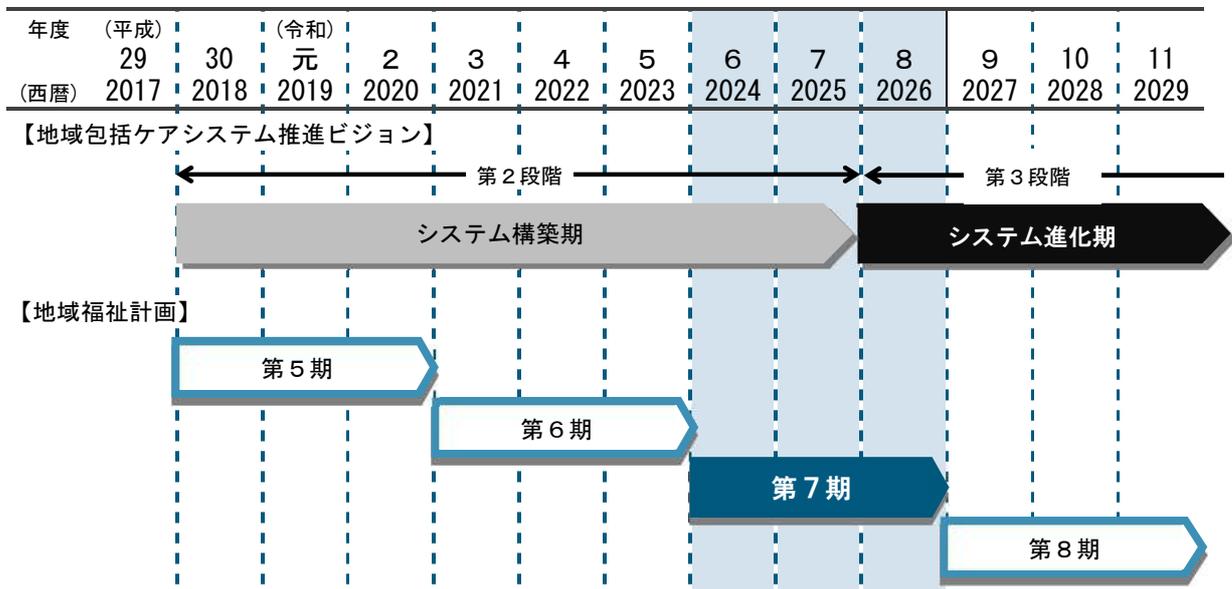
「地域福祉計画（以下、「計画」という。）」は、社会福祉法第 107 条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事業（同法第106条の3第1項各号）の実施に関する事項

本市では、平成 16（2004）年度に第 1 期計画がスタートし、今回は第 7 期となります。また、第 7 期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

(2) 計画の期間

第 7 期計画の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間です。



2 地域福祉計画と関連個別計画等の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下、「推進ビジョン」という。）を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和5（2023）年度）の「第7期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強めるため、推進ビジョンの視点と合わせた基本目標とし、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、関連計画と連携を図りながら地域包括ケアシステム構築につなげていきます。各区計画においては、地域特性に応じた取組等をまとめています。

なお、成年後見制度の利用促進を図るため、第6期計画から「川崎市成年後見制度利用促進計画」を本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元（2019）年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を行いました。そこでは市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこと、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であること、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があることを確認しました。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として平成 26（2014）年度に「推進ビジョン」を策定しました。

（1）社会環境の変化

社会環境の変化として、本市の平均年齢は大都市の中で最も低くなっていますが、今後、高齢化率が 21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進行は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、様々な支援の担い手の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の収束を見据え、アフターコロナに向けた取組を推進していくことも求められています。

（2）策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を定めています。この法律では、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

高齢者施策は、住宅施策等の関連施策との連携や、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられます。また、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、本市では、高齢者に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざすこととしました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働から始めました。一方で、まちづくりの側面も重要と考えられることから、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざしています。

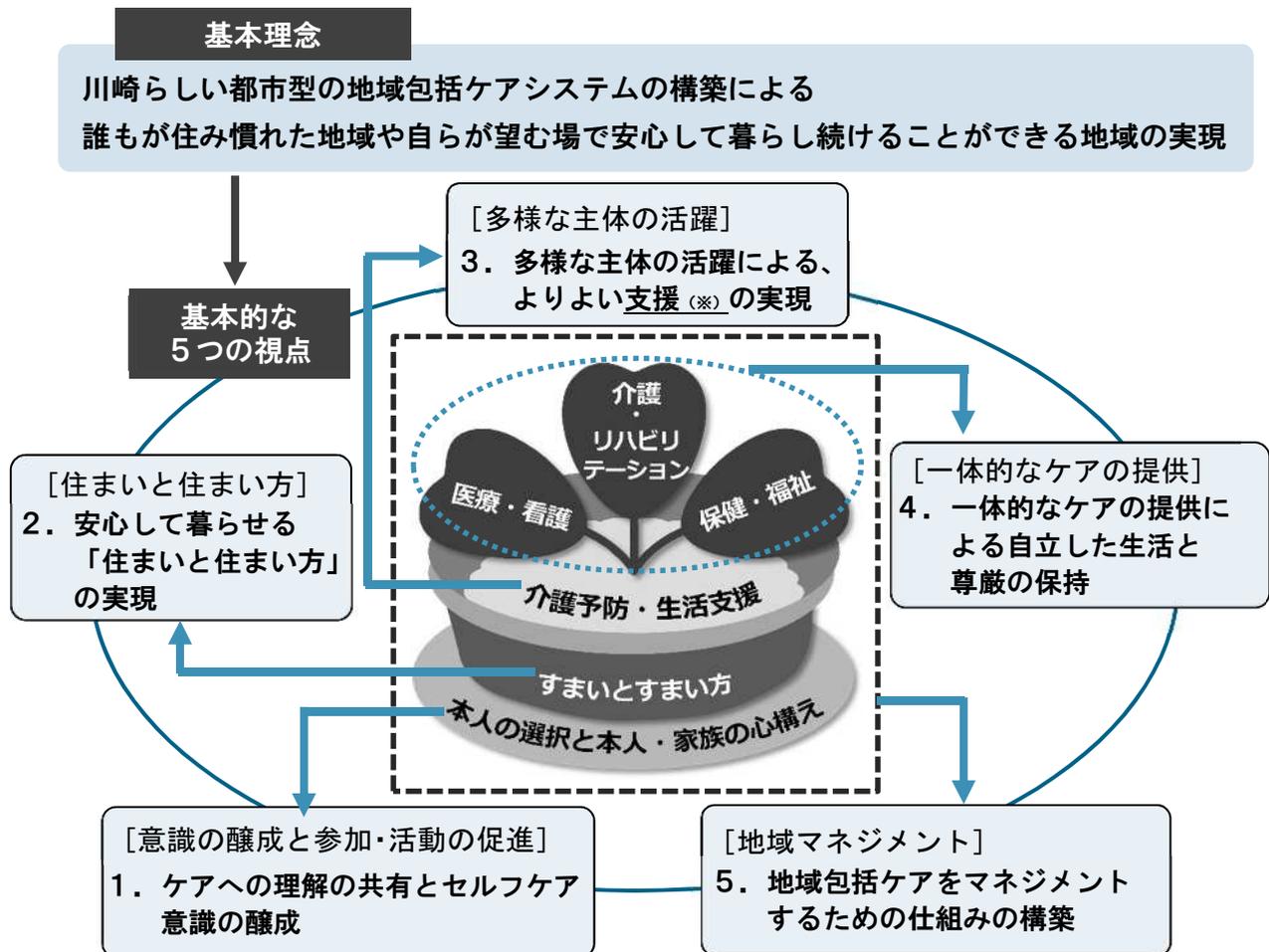
(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

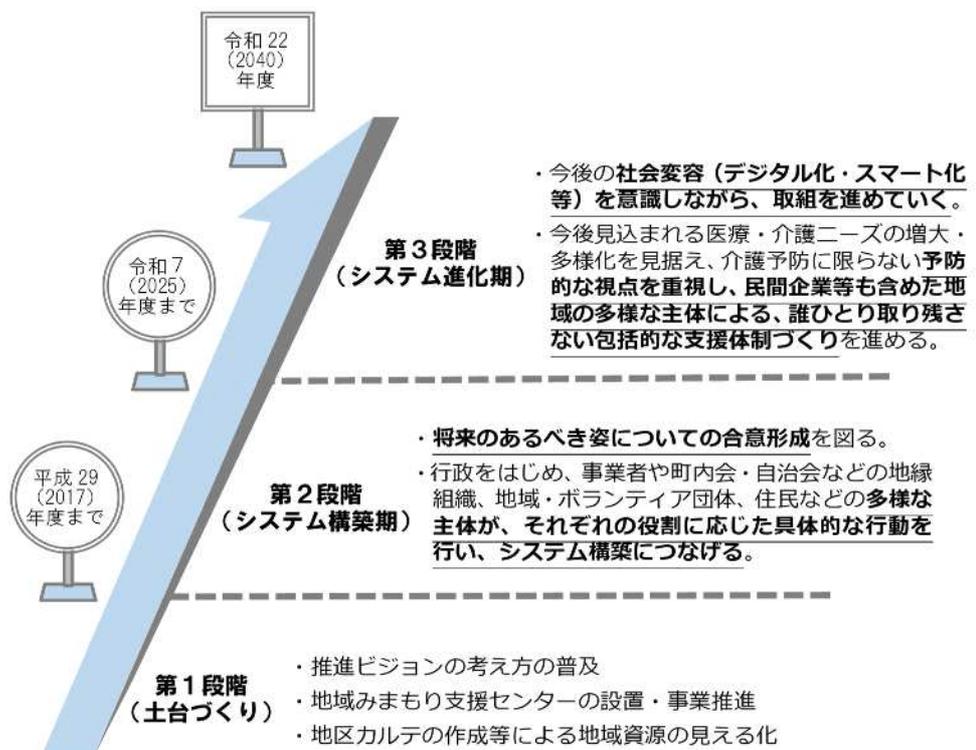
ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成 27 (2015) 年度から 29 (2017) 年度までを第 1 段階の「土台づくり」の期間として、平成 30 (2018) 年度から令和 7 (2025) 年度までを第 2 段階の「システム構築期」、令和 8 (2026) 年度以降を第 3 段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 (2040) 年*以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

さらに、家族・地域社会の変容等により、孤立・孤独、ひきこもり、いわゆる 8050 問題、ヤングケアラー等の生きづらさ・困りごとの複雑化・多様化が進んでいます。また、新型コロナウイルスの影響等による地域でのつながりの希薄化や、様々な地域活動の休止、各分野における専門職人材の不足等、地域におけるケアや支援の担い手の減少が顕著になってきています。

こうした中、第 3 段階の「システム進化期」に向けては、令和 7 (2025) 年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めていきます。また、アフターコロナを見据えた「新しい生活様式」や、DX (デジタルトランスフォーメーション) 等の社会変容を踏まえながら、予防的な視点を重視し、民間企業等も含めた地域の多様な主体による、誰ひとり取り残さない包括的な支援体制づくりを進めることで、更なる取組の加速化をめざします。

今後も、令和 22 (2040) 年以降も続くことが見込まれる超高齢社会に向けて、社会の持続可能性を高め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざします。



* 令和22 (2040) 年：いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上高齢者（前期高齢者）となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

4 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成 28（2016）年 4月に、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置し、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、専門職種のアプローチ機能の充実、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関等との連携強化を進め、住民に身近な区役所において「個別支援の強化」と「地域力の向上」に取り組んでいます。

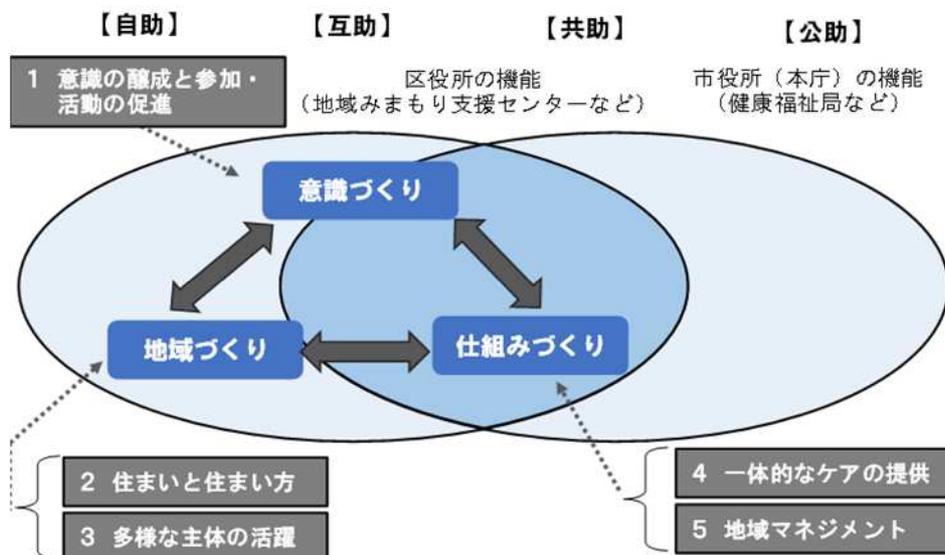
なお、地域みまもり支援センターについては、保健福祉センター内での個人へのケアを中心とした専門支援機能との更なる連携の強化を図るため、平成 31（2019）年 4月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」（以下、「地域みまもり支援センター」という。）と改称しました。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り、調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①誰もが生きがいを持つ地域社会に向けた意識の醸成を図る「意識づくり」、②住民主体等による地域課題の解決に向けた働きかけを推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



5 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題

(第6期計画期間：令和3(2021)～5(2023)年度)

第6期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と次期計画への課題について、次のページ以降で整理を行い、第7期計画策定につなげます。

第6期計画

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- (1) 住民が主役の地域づくり
- (2) 住民本位の福祉サービスの提供
- (3) 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4) 連携のとれた施策・活動の推進

第7期計画への課題

【基本目標1】住民が主役の地域づくり

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること
- 特に活動の場づくりについては、既存の公共施設を活用しながら、公共施設に限定されない場づくりについて検討すること

【基本目標2】住民本位の福祉サービスの提供

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について、分野横断的な連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を踏まえた取組を進めること

【基本目標3】支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつながられる連動した仕組みづくりを一層進めること

【基本目標4】連携のとれた施策・活動の推進

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種連携をより一層進めること
- 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

6 令和7（2025）年以降を見据えためざす姿

（1）地域福祉とは

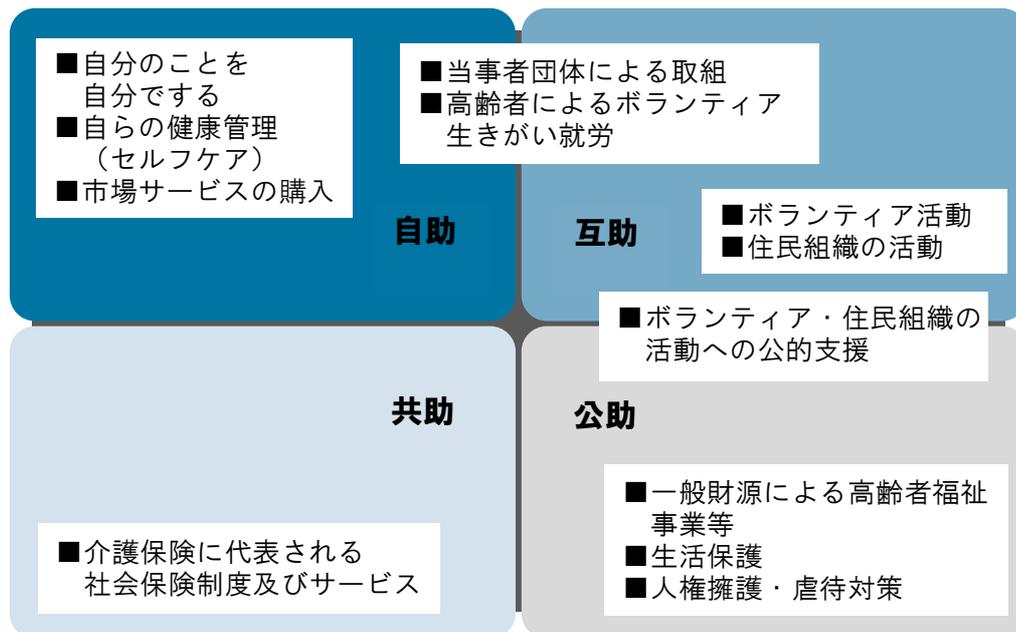
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「**住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと**」とされています。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典：厚生労働省地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3) 令和7（2025）年以降を見据えた想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31.5万人（令和4（2022）年10月1日現在）ですが、令和7（2025）年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16.8万人から、令和7（2025）年には20.5万人まで増加することが見込まれます。また、その後、令和12（2030）年頃の人口のピークを経て、令和27（2045）年頃には、現役世代が約2人で1人の高齢者を支える状況となることを見込まれています。

さらに、人口動態と関連して、認知症高齢者の増加や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等により、地域社会が変容し、生活課題の複雑化・多様化が進んでいくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、現在、第2段階の「システム構築期」として、令和7（2025）年度を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けた各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。さらに、第2段階に続く第3段階の社会状況を見据え、令和7（2025）年以降に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安全・安心」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内の取組を進め、大枠として、令和7（2025）年以降の社会変容への対応に向けた取組を推進します。

【令和7（2025）年以降の当面想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7（2025）年以降の当面想定される課題	令和7（2025）年以降の地域福祉のめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナを見据え「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて地域差が出てきており、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○家族機能が縮小し、あらゆる世代の人々が様々な困難や課題に直面していることから、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナの「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、オンライン等の活用による地域の状況に応じた多様な住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識ではなく、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、プラットフォームビルダー等として、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結び付かない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声を挙げられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲や相談機関に相談でき、包括的な支援につながる環境づくりが行われている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要配慮者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安心・安全が広がっている。
健康・予防	<ul style="list-style-type: none"> ○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進され、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。
次世代育成	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が連携・協働し、オンライン等を活用した地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

7 第7期計画期間における施策の方向性

(1) 計画の基本理念・目標

第7期計画では、第6期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第6期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は「推進ビジョン」を踏まえ、「①ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成」、「②安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」、「③多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現」、「④一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現」、「⑤地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」の5つとし、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

基本目標

- 1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成
- 2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現
- 3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現
- 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現
- 5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域をめざします。

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境をめざします。

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」を支える仕組みづくりを進めます。

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進めます。特に、医療と介護の円滑な連携を進めます。

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進めます。

(2) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

人口150万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、第6期計画においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進める圏域を第2層として、市内を44に分けた「地域ケア圏域」とし、さらに小規模な地域の状況把握や課題解決に向けて、町内会・自治会や小学校区等の「小地域」を第3層としました。

こうした中、第6回地域福祉実態調査においては、「助け合いができる地域の範囲」として、隣近所または町内会・自治会程度と回答した割合が7割を超えるなど、互いに支え合う関係づくりを行う範囲は、主に町名単位や町内会・自治会程度であることがわかりました。

このため、第7期計画においては、心配事や悩み事について小地域の範囲で気づきを得られるよう、住民同士の顔の見える関係づくりを支援するとともに、小地域内の情報をもとに、住民の安心を支える多様な支援を行っていくために、第6期計画で「地域ケア圏域」と位置づけた小地域よりも広い地域において、行政が中心となり、多様な主体と連携し、地域マネジメントを推進していきます。

今後も、適切な地域マネジメントに向け、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進します。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】（令和5（2023）年4月1日現在）

	圏域	圏域の考え方
第3層	<p>(小地域)</p> <p>※住民同士の顔の見える関係づくりが行われており、行政がこれを支援する圏域</p> <p>町内会・自治会（650） 小学校区（114 校区） など</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進している。 など
第2層	<p>(中地域)</p> <p>地域ケア圏域（44 圏域）</p> <p>※行政が中心となり多様な主体と連携し、地域マネジメントを行う圏域</p> <p>人口平均 約 3.5 万人 中学校区（52 校区） 地区社会福祉協議会（40 地区） 地区民生委員児童委員協議会（56 地区）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。 ・今後、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進する。
第1層	<p>(行政区域)</p> <p>人口 17 万人～26 万人程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	<p>(市域)</p> <p>人口 約 154 万人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

また、第6期計画からは、小地域において、住民同士の地域づくりが進んでいくよう、各区計画に、地域ケア圏域ごとの地域の概況を掲載し、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進しています。さらに、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

【各区の地域ケア圏域について】



No	区名	圏域	町名
1	川崎区	中央第一地区	旭町、砂子、駅前本町、榎町、境町、新川通、鈴木町、東田町、富士見1丁目、堀之内町、本町、港町、宮前町、宮本町
2		中央第二地区	池田、小川町、貝塚、京町1・2丁目、下並木、堤根、日進町、南町、元木
3		渡田地区	小田1丁目、渡田、渡田山王町、渡田新町、渡田東町、渡田向町
4		大島地区	大島、大島上町、中島、富士見2丁目
5		大師第一地区	伊勢町、川中島、大師駅前、藤崎
6		大師第二地区	池上新町、観音、台町、四谷上町、四谷下町
7		大師第三地区	浮島町、江川、小島町、塩浜、田町、大師河原、千鳥町、出来野、殿町、東扇島、日ノ出、水江町、夜光
8		大師第四地区	昭和、大師公園、大師町、大師本町、中瀬、東門前
9		田島地区	浅野町、池上町、追分町、扇島、扇町、鋼管通、桜本、田島町、浜町、南渡田町
10		小田地区	京町3丁目、浅田、大川町、小田2~7丁目、小田栄、白石町、田辺新田
11	幸区	南河原地区	大宮町、幸町、中幸町、堀川町、南幸町、都町、柳町
12		御幸東地区	遠藤町、小向、小向町、小向東芝町、小向仲野町、小向西町、紺屋町、神明町、戸手、戸手本町
13		河原町地区	河原町
14		御幸西地区	下平間、塚越、東古市場、古市場、古川町、新塚越
15		日吉第一地区	北加瀬、矢上、新川崎、鹿島田
16		日吉第二地区	南加瀬
17		日吉第三地区	小倉、新小倉、東小倉

No	区名	圏域	町名
18	中原区	大戸地区	上新城、下小田中、下新城、新城、新城中町、宮内、上小田中
19		小杉地区	市ノ坪、小杉、小杉御殿町、小杉陣屋町、小杉町、等々力、今井上町、今井仲町、今井西町、今井南町
20		丸子地区	上丸子山王町、上丸子天神町、上丸子八幡町、新丸子東、新丸子町、丸子通
21		玉川地区	上平間、上丸子、北谷町、下沼部、田尻町、中丸子、
22		住吉地区	大倉町、井田、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、木月伊勢町、木月大町、木月祇園町、木月住吉町、木月、苧宿、西加瀬
23	高津区	高津第一地区	宇奈根、久地、溝口
24		高津第二地区	梶ヶ谷、上作延、坂戸、下作延、久本、向ヶ丘
25		高津第三地区	下野毛、北見方、諏訪、瀬田、二子
26		橘地区	明津、蟹ヶ谷、子母口・子母口富士見台、新作、千年、千年新町、久末、末長、北野川、東野川
27	宮前区	宮前第一地区	梶ヶ谷、野川本町、西野川、野川台、南野川
28		宮前第二地区	けやき平、神木、土橋
29		有馬・鷺沼地区	有馬、鷺沼
30		東有馬地区	東有馬
31		宮前三地区	小台、宮崎、馬絹
32		宮前中央地区	宮崎1～6丁目、宮前平
33		向丘地区	犬蔵、五所塚、潮見台、神木本町、白幡台、菅生、菅生ヶ丘、平、南平台、初山、水沢
34	多摩区	登戸地区	和泉、登戸、登戸新町
35		菅地区	菅、菅稲田堤、菅北浦、菅城下、菅仙谷、菅野戸呂、菅馬場
36		中野島地区	中野島、布田
37		稲田地区	宿河原、堰、長尾
38	生田地区	生田、東生田、東三田、枳形、栗谷、寺尾台、長沢、西生田、三田、南生田	
39	麻生区	麻生第一地区	高石、多摩美
40		麻生第二地区	金程、千代ヶ丘、細山、向原
41		麻生第三地区	東百合丘、百合丘
42		柿生第一地区	王禅寺、虹ヶ丘、白山、王禅寺西、王禅寺東
43		柿生第二地区	岡上、上麻生、下麻生、早野
44		柿生第三地区	片平、栗木、栗木台、栗平、黒川、五力田、白鳥、古沢、万福寺、南黒川、はるひ野

(町丁コード順)

※各種統計データの捕捉などの観点から、一部、エリアを調整している場合があります。

8 第7期計画の実施状況の点検・見直し

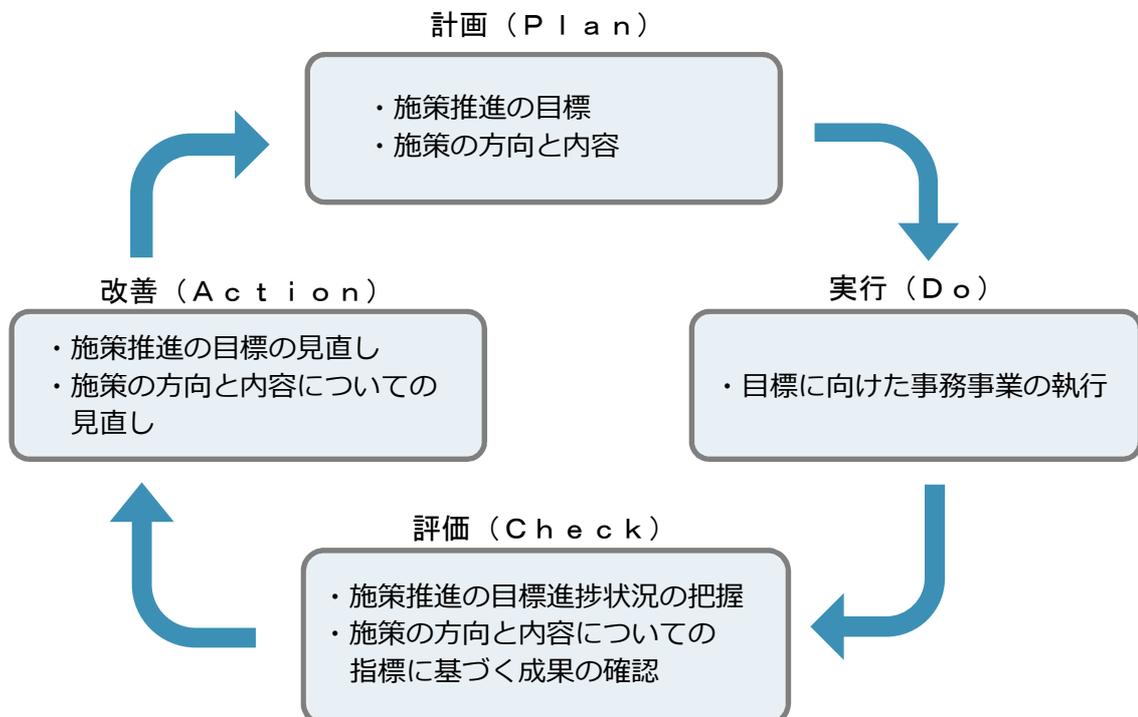
本市においては、学識経験者、地縁組織や福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第7期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、P D C Aサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和9（2027）～11（2029）年度）につなげます。

【P D C Aサイクル】



第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図

【基本理念】

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

【基本目標】

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実

- ① 地域子育て支援事業
- ② 福祉サービス第三者評価事業
- ③ 地域福祉情報バンク事業
- ④ 障害者社会参加促進支援事業

(3) 地域福祉活動への参加の促進

- ① 民生委員児童委員活動育成等事業
- ② 高齢者就労支援事業
- ③ 青少年活動推進事業
- ④ 地域における教育活動の推進事業

(2) 誰もが参加できる健康・いきがづくり

- ① 健康づくり事業
- ② 介護予防事業
- ③ 生涯現役対策事業
- ④ 生活習慣病対策事業
- ⑤ 食育推進事業

(4) 権利擁護の取組

- ① 権利擁護事業
・あんしんセンターの運営支援
・成年後見制度利用促進事業
- ② 人権オンブズパーソン運営事業
- ③ 女性保護事業
- ④ 子どもの権利施策推進事業

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備

- ① 介護サービスの基盤整備事業
- ② 障害福祉サービスの基盤整備事業
- ③ 公立保育所運営事業
- ④ 認可保育所等整備事業

(3) 活動・交流の場づくり

- ① 地域福祉施設の運営
(総合福祉センター・福祉パル)
- ② いこいの家、いきいきセンターの運営
- ③ こども文化センター運営事業
- ④ 地域の寺子屋事業

(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

- ① 住宅政策推進事業
- ② 市営住宅等管理事業
- ③ 市営住宅等ストック活用事業
- ④ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ⑤ 健康リビング推進事業

(4) 地域における移動手段の確保

- ① 高齢者外出支援事業
- ② 障害者の移動手段の確保対策事業
- ③ 地区コミュニティ交通導入推進事業

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

(1) 市民・事業者・行政の協働・連携

- ① 地域包括ケアシステム推進事業
- ② 認知症高齢者対策事業
- ③ 多様な主体の活躍による協働・連携推進事業
- ④ かわさき健幸幸福寿プロジェクト

(2) ボランティア・NPO 法人等の支援

- ① 市民活動支援事業
- ② ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③ NPO 法人活動促進事業
- ④ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤ 地域振興事業
- ⑥ 地域福祉コーディネート技術研修

(3) 地域みまもりネットワークの推進

- ① 地域見守りネットワーク事業
- ② 高齢者生活支援サービス事業

(4) 災害時の福祉支援体制の構築

- ① 災害救助その他援護事業
- ② 地域防災推進事業

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 障害者相談支援事業
- ③ 児童生徒支援・相談事業
- ④ 母子保健指導・相談事業
- ⑤ 児童相談所運営事業

(2) 保健・医療・福祉の連携

- ① がん検診等事業
- ② 妊婦・乳幼児健康診査事業
- ③ 在宅医療連携推進事業

(3) 保健・福祉人材等の育成

- ① 福祉人材確保対策事業
- ② 看護師確保対策事業
- ③ 保育士確保対策事業

(4) 虐待への適切な対応の推進

- ① 高齢者虐待防止対策事業
- ② 障害者虐待防止対策事業
- ③ 児童虐待防止対策事業

(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

- ① 生活保護自立支援対策事業
- ② 生活困窮者自立支援事業
- ③ ひとり親家庭等の総合的支援事業
- ④ 子ども・若者支援推進事業
- ⑤ 里親制度推進事業
- ⑥ 児童養護施設等運営事業
- ⑦ 更生保護事業
- ⑧ 雇用労働対策・就労支援事業

(6) ひきこもり支援、自殺対策等の推進

- ① ひきこもり地域支援事業
- ② 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり

- ① 地域福祉計画推進事業
- ② 社会福祉審議会の運営

(2) 社会福祉協議会との協働・連携

- ① 社会福祉協議会との協働・連携

(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築

- ① 川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

宮前区地域福祉計画
策定にあたって

第1章

1 宮前区地域福祉計画とは

(1) 計画策定の趣旨・期間

人口減少や少子高齢化、核家族や単身世帯の増加による家族構成の変化、人々の価値観や生活スタイルの多様化、新型コロナウイルス感染症による地域のつながりの希薄化などによって、必要な支援が届かない世帯が多くあります。

さらに近年、介護と育児のダブルケア、高齢の親とひきこもりの子どもの社会的な孤立、障害や病気のある親に代わって家族の介護やケア、身の回りの世話を担う18歳未満の子どもなど、複数の分野にわたる課題を同時に抱える世帯の対応が求められています。

これらの課題は、住民一人ひとりの力だけで解決できるものばかりではありません。

隣近所をはじめとする身近な地域での助け合いや、地域で活動する団体、保健福祉に関わる事業者、公的機関などが協働・連携して課題解決に取り組むことが、「誰もが住み慣れた場所で安心して暮らせる地域づくり」のために大切となります。

宮前区では、平成16(2004)年度に第1期計画を策定し、今回の第7期計画は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間として、地域福祉の向上をめざす取組を進めていきます。

計画期間と基本理念等の変遷

- 第5期計画 平成30(2018)年度～令和2(2020)年度
みんなでつくろう 地域の輪
～共につながり 支え合い 安心して暮らせる地域づくり～

- 第6期計画 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
みんなでつくろう ご近助のわ
～ゆるやかにつながり 安心して暮らせる地域づくり～

「ご近助」
||
ご近所同士での
支え合い

第7期の計画期間 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

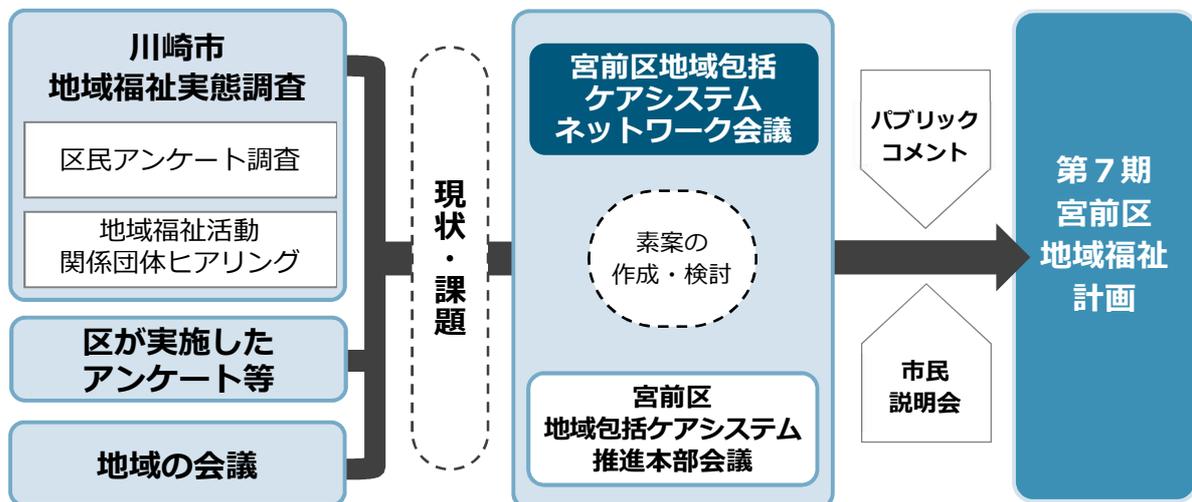
(2) 計画策定の流れ

宮前区地域福祉計画を策定するにあたり、川崎市が実施した「第6回川崎市地域福祉実態調査」や、宮前区が行った講演会・シンポジウム・アンケート、地域の会議で情報収集した意見等により、地域の現状と課題の把握を行いました。

そこで得られた課題や現状を踏まえて、学識経験者及び関係団体の代表者等で構成する「地域包括ケアシステムネットワーク会議」で、様々な視点から宮前区の地域福祉の推進に向けた理念や基本目標、取組のあり方などについて意見聴取を行いました。

それらをもとに、宮前区長を本部長とし、区役所の全部署で構成する「宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議」で計画全体の方向性を確認し、計画の素案を作成しました。

素案をパブリックコメントや市民説明会で公表し、寄せられた意見を踏まえた検討を経て、この第7期計画を策定しました。



(3) 宮前区社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された民間の社会活動を推進するための団体で、都道府県、市区町村ごとに設置されており、住民組織、ボランティア、福祉関係機関（行政も含めた）等が集まり組織されています。

川崎市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画である「川崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定しており、その中で宮前区社会福祉協議会は区の活動計画を位置づけ、地域の個人や団体の力を合わせることで安心して暮らせる宮前区の実現をめざしています。

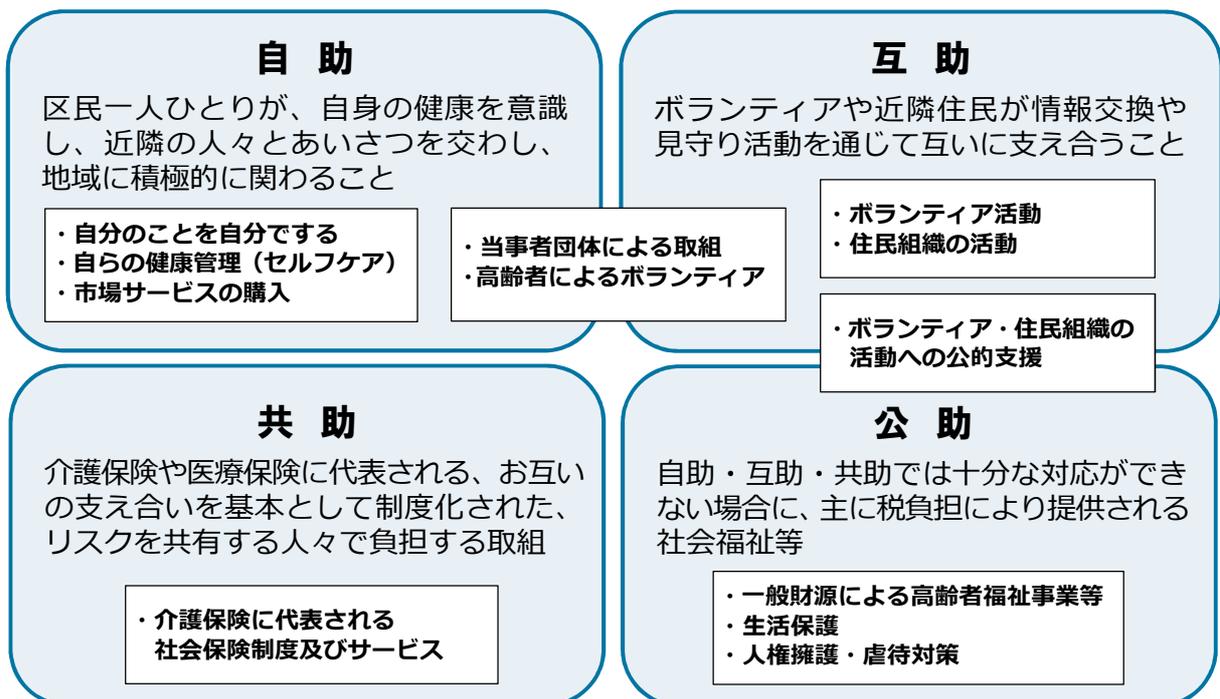
本計画の推進にあたっては、宮前区と宮前区社会福祉協議会が地域の課題や情報を共有し、連携して課題解決に取り組むことで、支え合いのまちづくりを進めていきます。

(4) 宮前区地域包括ケアシステム

宮前区地域福祉計画は、川崎市の策定した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として策定しています。

地域包括ケアシステム推進ビジョンがめざす「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域」をつくるには、自助、互助、共助、公助が適切な組み合わせで行われることが重要です。

自助・互助・共助・公助の関係性



(5) 宮前区地域福祉計画とコミュニティ施策との関係

川崎市では、コミュニティの10年後の未来を描いた「希望のシナリオ」の実現に向けて、多様な主体の連携により、持続可能な暮らしやすい地域を実現するために、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」をまとめました。

この「基本的考え方」は、地域包括ケアシステム推進ビジョンの取組をコミュニティ施策の視点から支え、相互補完的に充実させる位置づけになります。

施策の1つとして、地域での課題解決や新しい価値を生み出す市民創発のプラットフォームとなる「ソーシャルデザインセンター」の創出が進められ、宮前区では令和5（2023）年6月に宮前区ソーシャルデザインセンター「みやまえBASE」が開設されました。

よりよい地域づくりに向けて、宮前区地域福祉計画とコミュニティ施策における各取組は、情報共有をしながら連携して推進していきます。

2 宮前区の地域の特徴

(1) 宮前区の概況

宮前区は、なだらかな丘が続く多摩丘陵の東の端に位置し、区内には、平瀬川、矢上川、有馬川の3つの河川が流れています。これらの川に挟まれて、丘陵、坂、谷戸などで構成された起伏に富んだ地形が特徴です。

明治22(1889)年の市制・町村制の施行に伴い、梶ヶ谷、野川、馬絹、有馬、土橋の各村と溝口村の飛地が合併された宮前村(みやさきむら)

と、平、長尾、菅生、上作延の各村と下作延の飛地が合併された向丘村(むかおかむら)が誕生しました。両村は、昭和13(1938)年に本市に編入され、昭和47(1972)年に本市が政令指定都市となった際に高津区の一部となりましたが、昭和57(1982)年に分区し、現在の宮前区となりました。

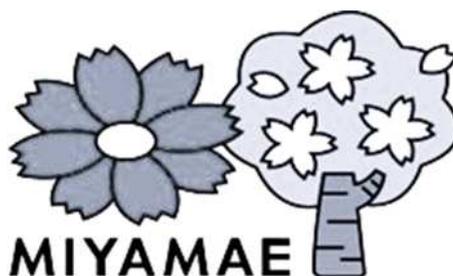


平瀬川

ようごうじ
影向寺

区内には、弥生時代から古墳時代にかけての「東高根遺跡」や横穴式石室をもつ「馬絹古墳」など歴史的に貴重な史跡が残されています。また、奈良時代に建てられ、都の文化を伝えた「影向寺」には国の重要文化財に指定されている「薬師如来三尊像」が安置されています。

昭和41(1966)年に東急田園都市線の溝の口から長津田までの延長、昭和43(1968)年の東名高速道路・東名川崎インターチェンジ開通・開設などにより交通網が整備されると、急激な人口増と都市化が進みました。一方、東高根森林公園や菅生緑地など区内には緑も多く、憩いの場として多くの人々が訪れ自然に親しんでいます。さらに、「カッパーク鷺沼」には、鷺沼ふれあい広場やフットサル施設「フロンタウンさぎぬま」などがあり、区のシンボルゾーンとして活用されています。



区の花 コスモス 区の木 サクラ

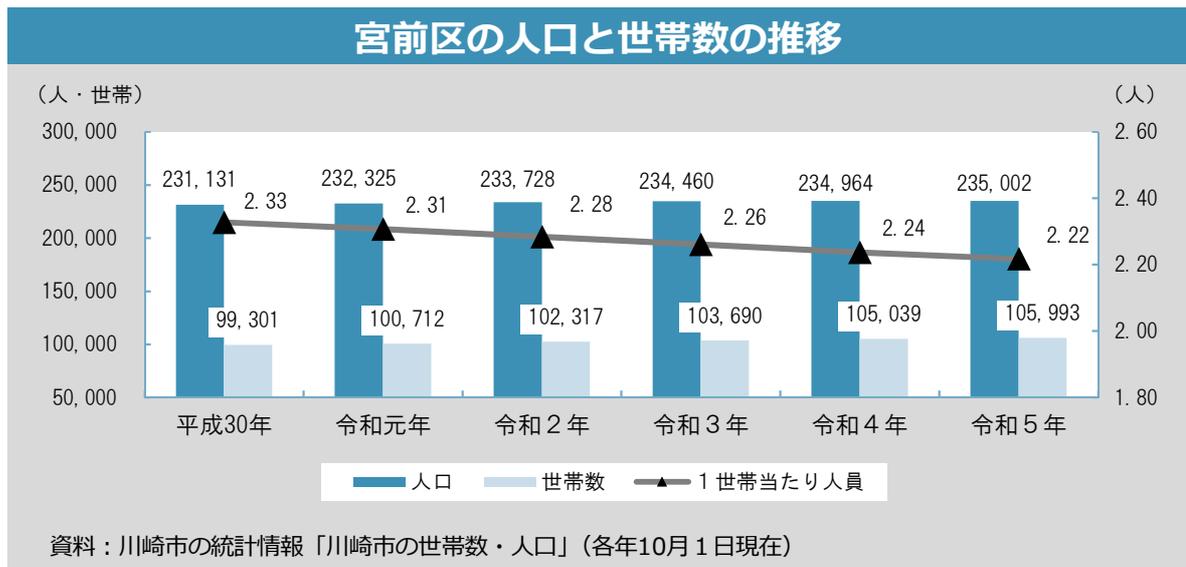
(2) 宮前区の地域福祉を取り巻く現状

1 人口と世帯数

1) 人口と世帯数の推移

宮前区の人口は、令和5（2023）年10月1日現在で235,002人となっています。

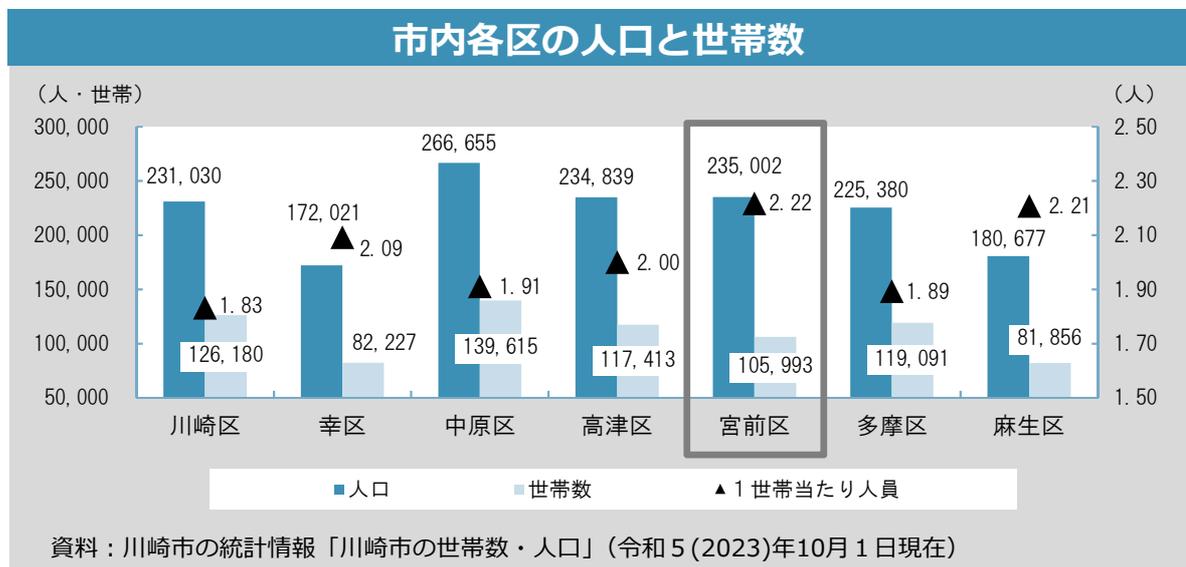
また、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、令和5（2023）年10月1日現在で2.22人となっています。



2) 区別の人口と世帯数

川崎市の人口は、令和5（2023）年10月1日現在で1,545,604人、世帯数は772,375世帯です。

宮前区の人口は7区のうち2番目に多く、世帯数は5番目です。1世帯当たり人員は、7区のうち最も多くなっています。

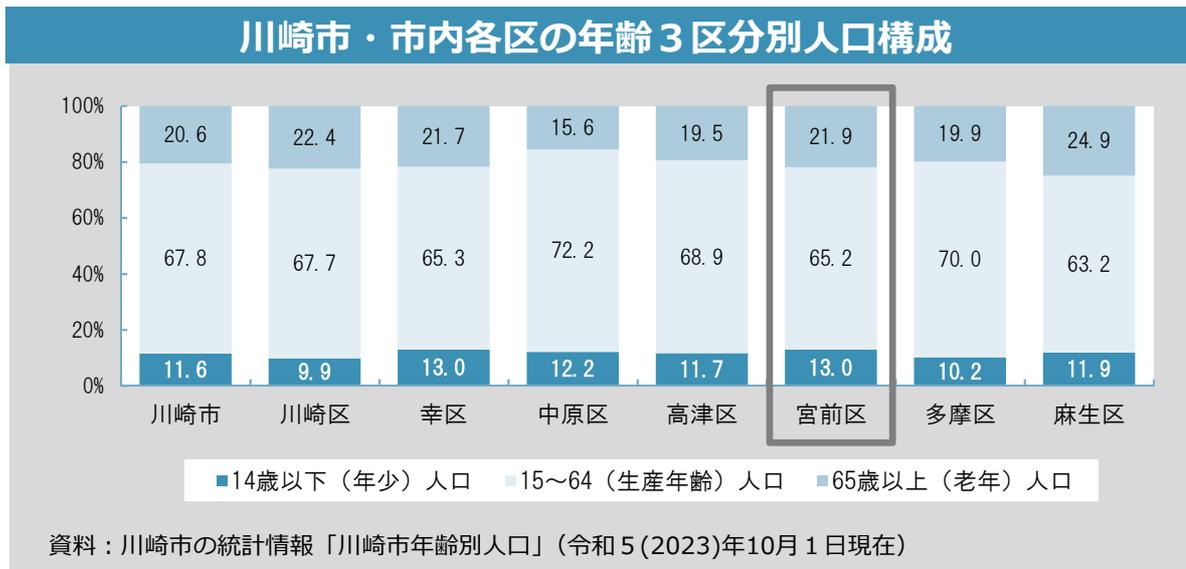


2 人口構成と人口の推移

1) 市と各区の年齢3区分別人口構成

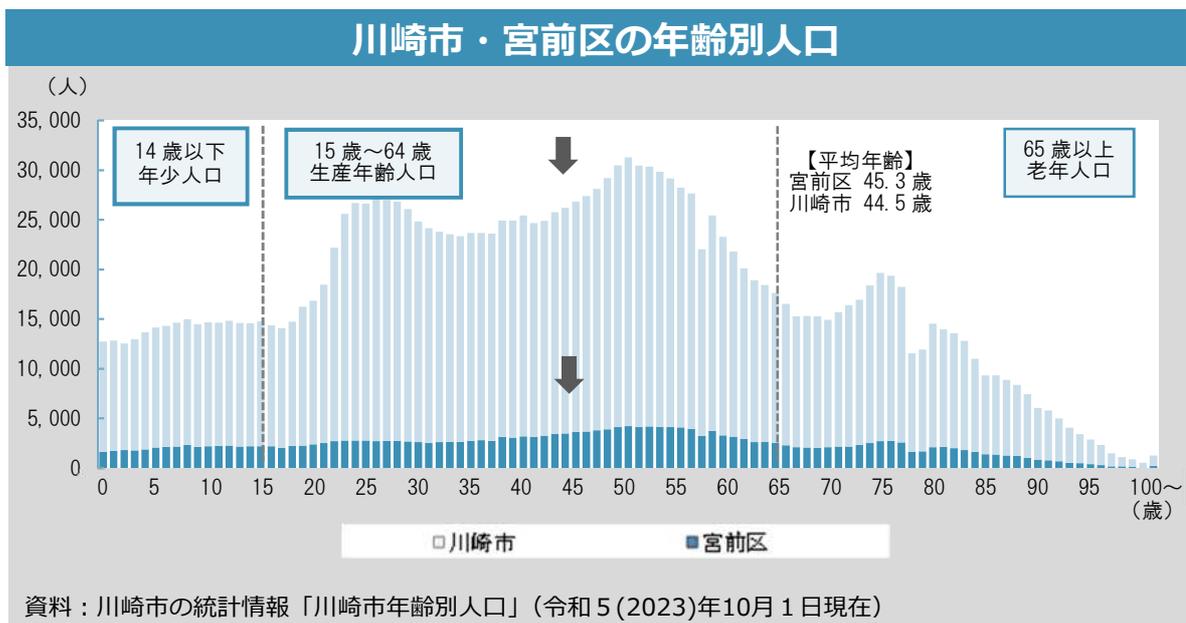
宮前区は、幸区と並んで市内で最も14歳以下人口の割合が高い区です。

また、65歳以上人口の割合は、平成27(2015)年に初めて20%を超え、令和5(2023)年現在は21.9%と、7区のうち3番目に高くなっています。



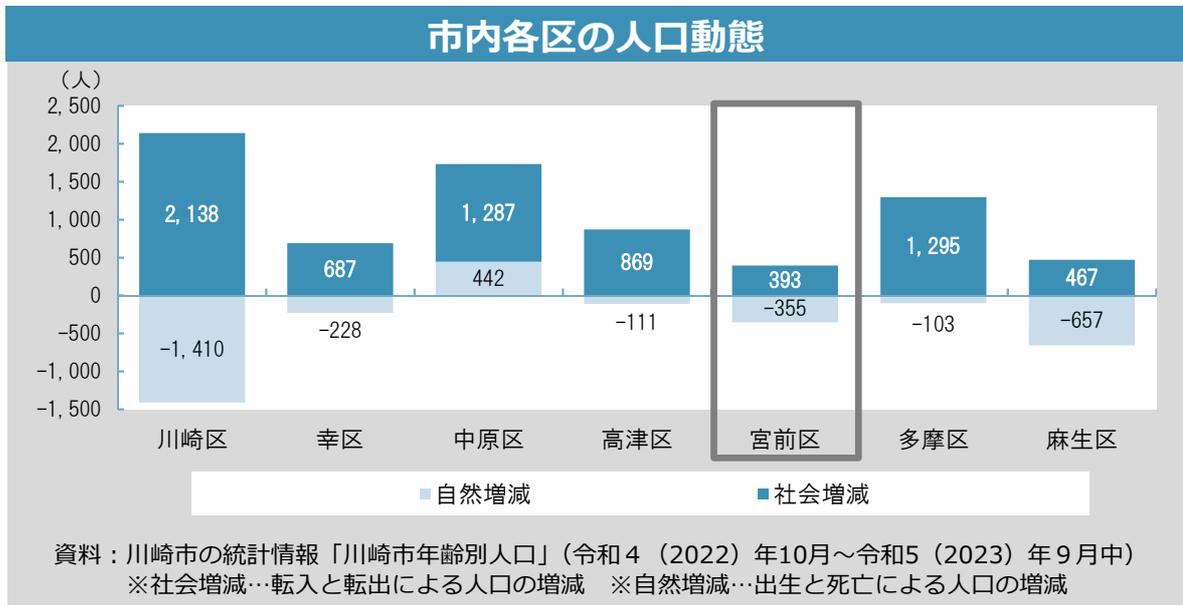
2) 宮前区の年齢別人口

宮前区の年少人口(14歳以下)は30,451人、生産年齢人口(15歳~64歳)は153,149人、老年人口(65歳以上)は51,402人となっており、平均年齢は市全体よりやや高く45.3歳となっています。



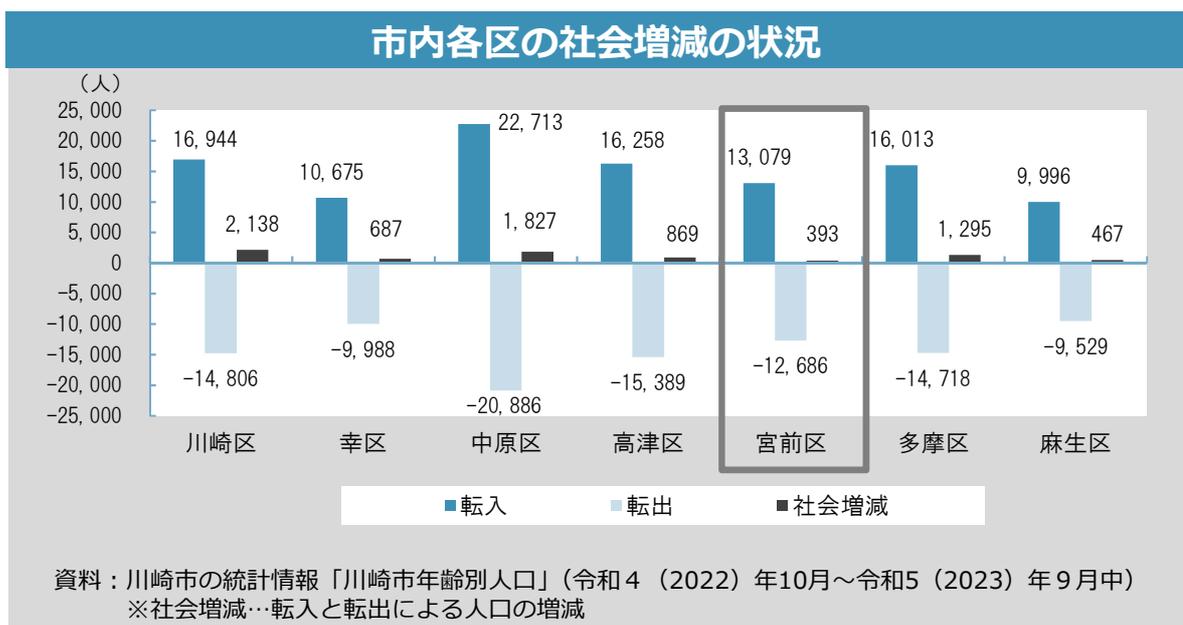
3) 川崎市内7区の人口動態

令和4（2022）年10月～令和5（2023）年9月中の人口動態は38人増で、転入が転出より多いことによる社会増加が、出生が死亡より少ないことによる自然減少を上回っています。



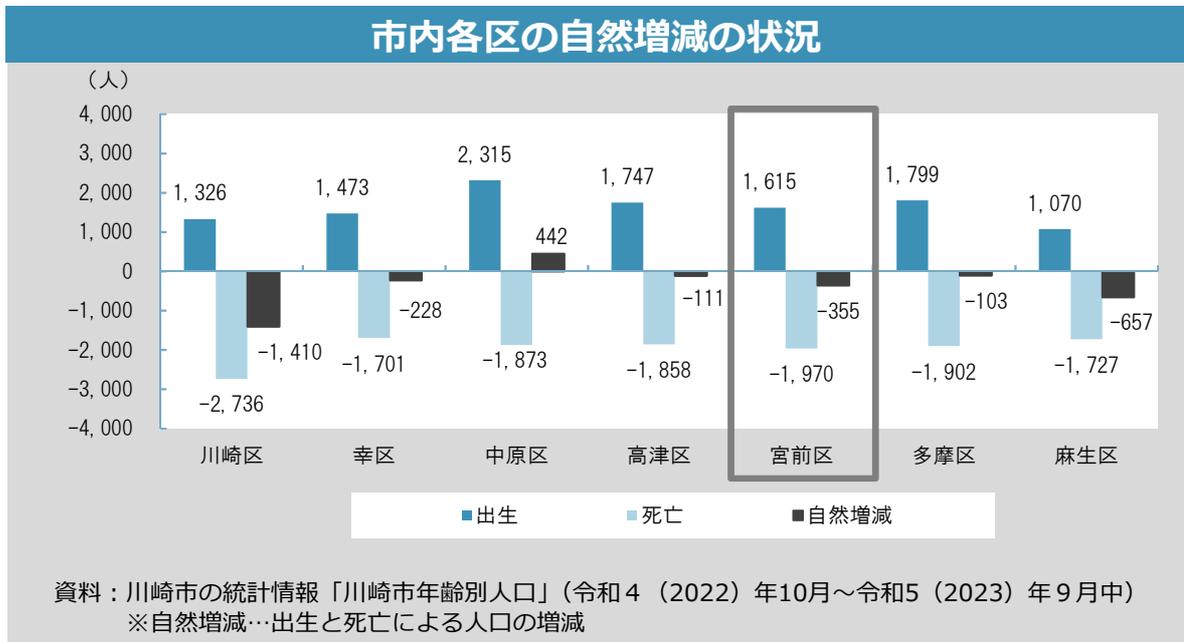
4) 転出入の状況（社会増減）

令和4（2022）年10月～令和5（2023）年9月中の転出入の状況をみると、1年間で13,079人の転入、12,686人の転出があり、転入が転出を393人上回る社会増加となっています。社会増加の人数は、7区のうち最も少なくなっています。



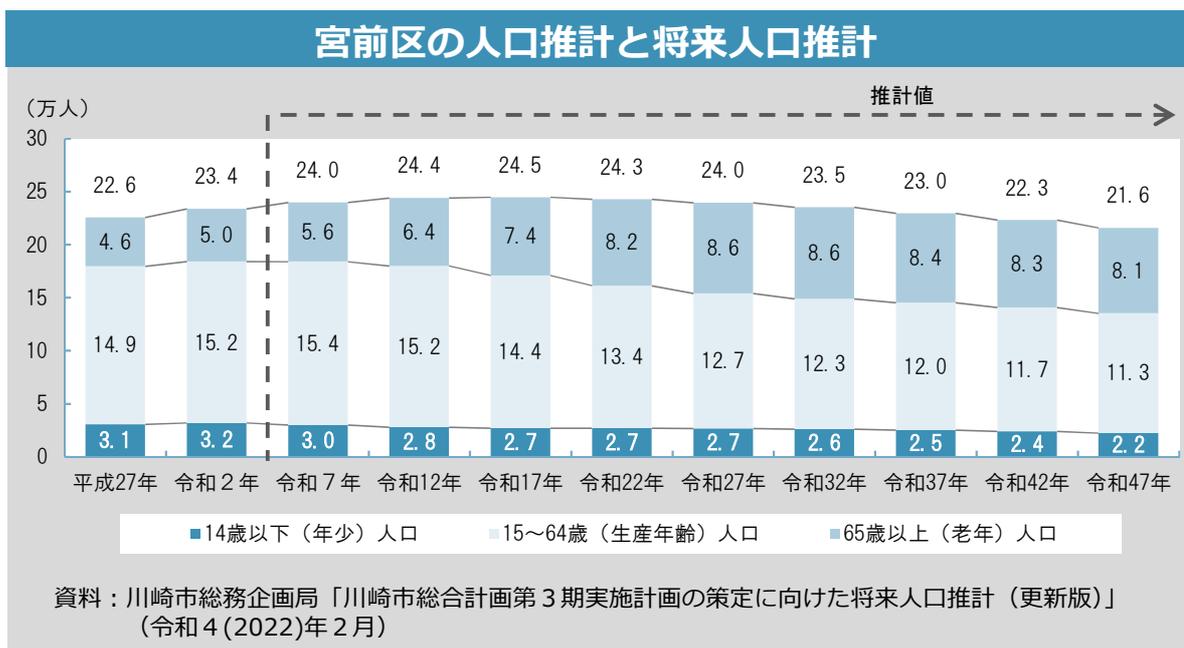
5) 出生・死亡の状況（自然増減）

令和4（2022）年10月～令和5（2023）年9月中の出生・死亡の状況を見ると、1年間の出生数は1,615人で、死亡数は1,970人となっており、出生数が死亡数を355人下回る自然減少となっています。自然減少の人数は市内で3番目に多くなっています。



6) 宮前区の人口推計と将来人口推計

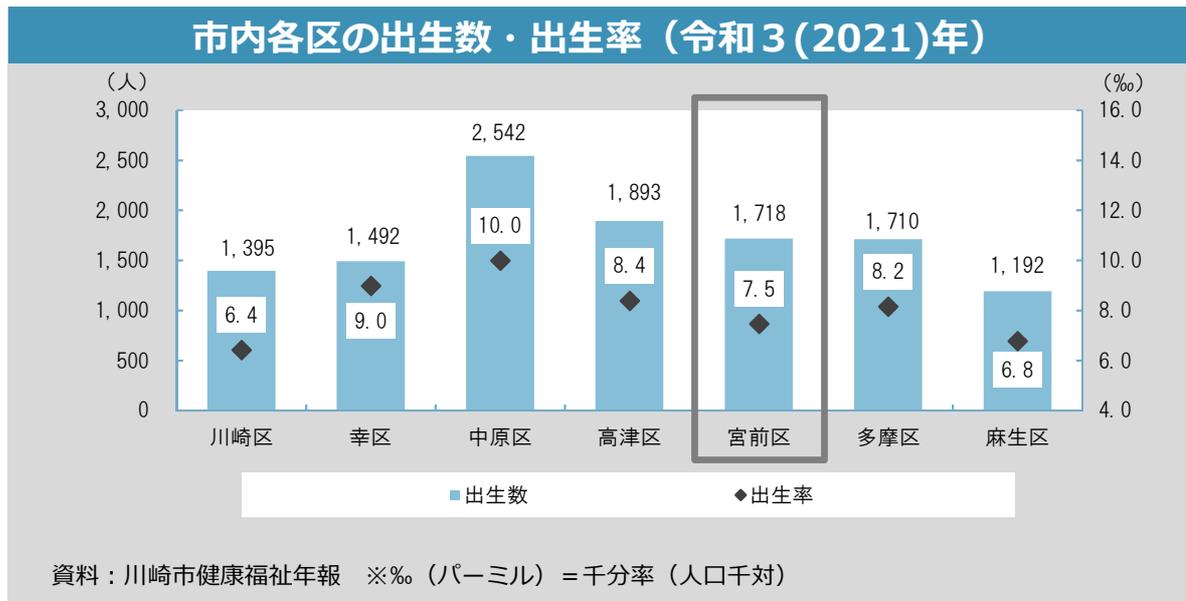
令和4（2022）年の将来人口推計によると、宮前区の人口は令和17（2035）年にピークを迎えると推計されています。15～64歳の生産年齢人口は令和7（2025）年にピークを迎えますが、65歳以上人口は令和32（2050）年まで増加が続くと推計されています。



3 出生数・出生率の推移

1) 区別の出生数・出生率

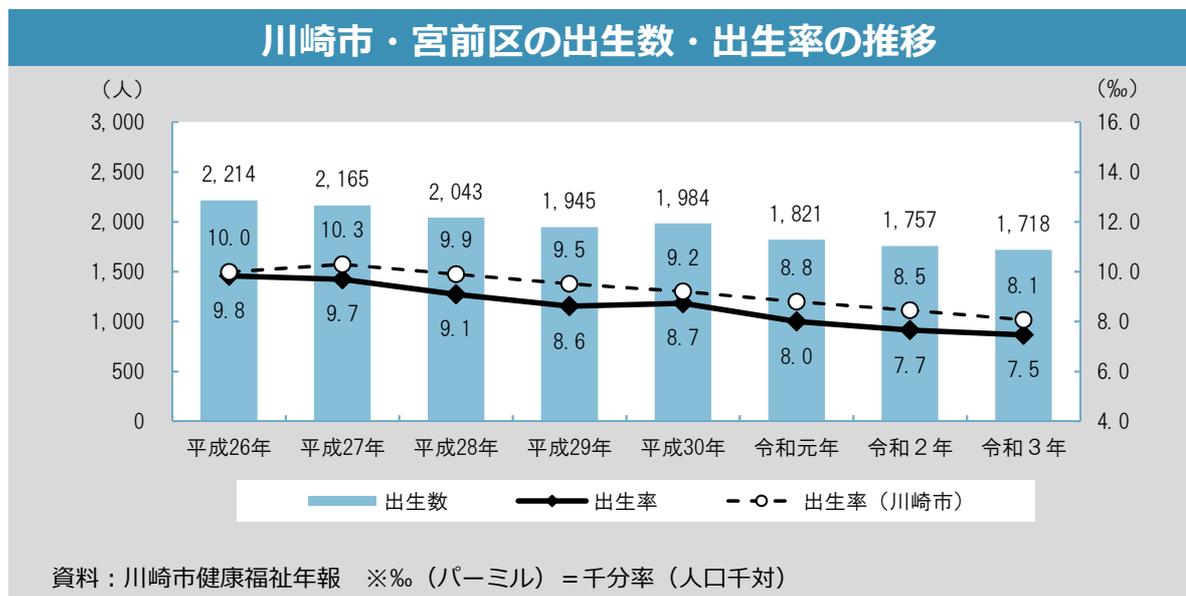
令和3（2021）年の出生数は1,718人で、7区のうち3番目に多くなっています。人口千人あたりの出生数を表す出生率は7.5%（パーミル）で、7区のうち3番目に低くなっています。



2) 出生数・出生率の推移

宮前区の出生数は、平成29（2017）年に2,000人を割り込み、平成30（2018）年以降は減少が続いています。

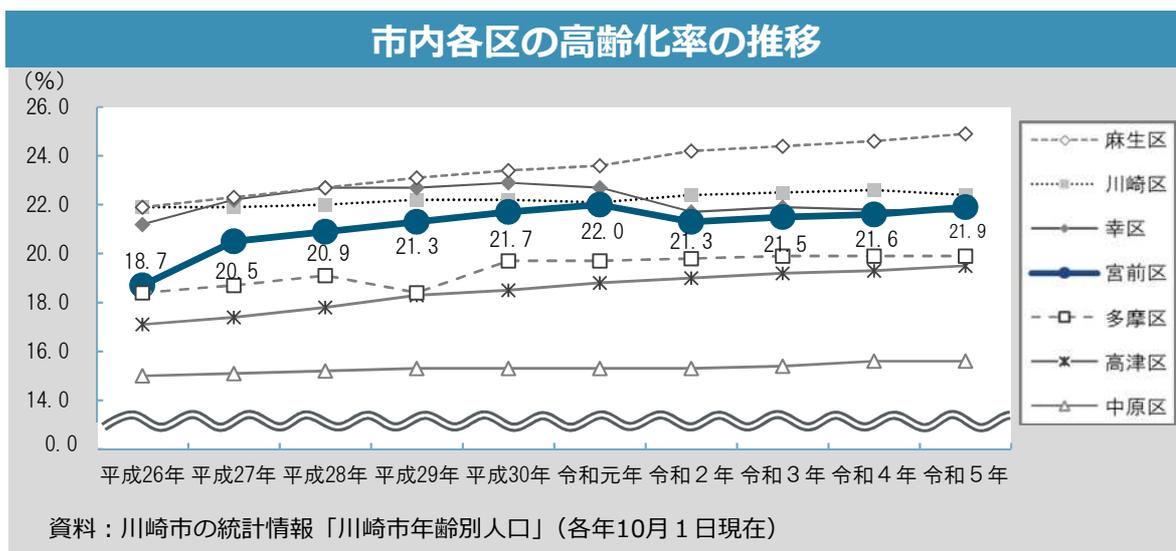
また、宮前区の出生率は、川崎市全体よりも低く推移しています。



4 高齢者の状況

1) 各区の高齢化率の推移

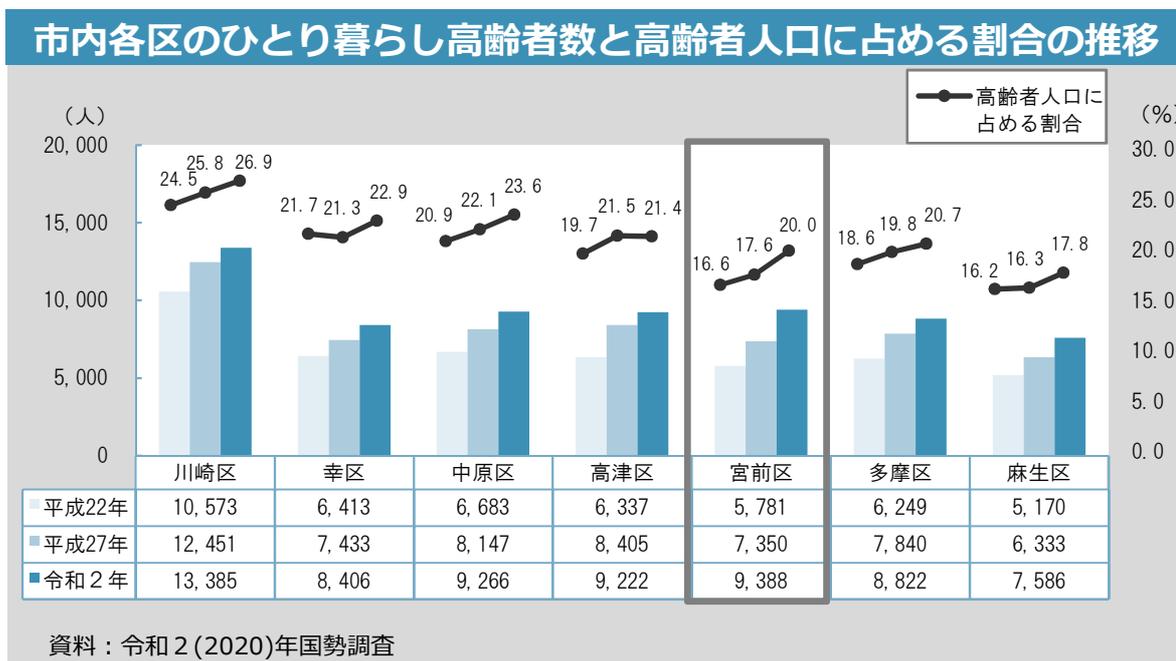
高齢者人口（65歳以上）が総人口に占める割合を表す高齢化率は、平成27（2015）年以降20%を超えており、令和5（2023）年には21.9%となっています。これは、7区のうち3番目に高いものです。



2) ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移

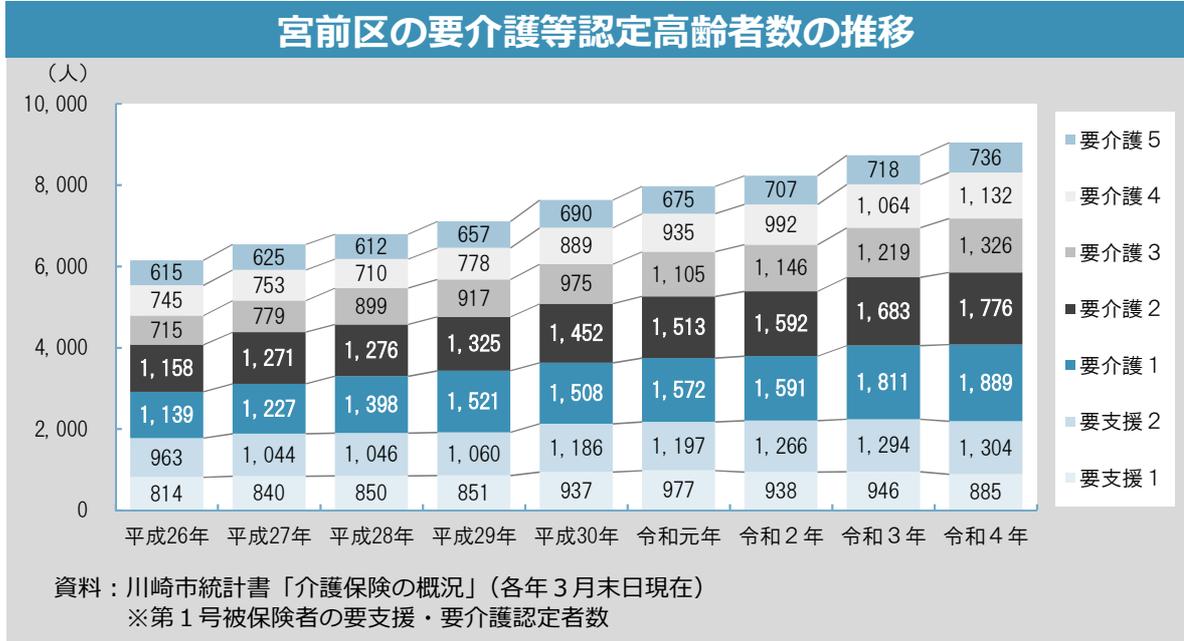
令和2（2020）年の宮前区のひとり暮らし高齢者数は9,388人で、川崎区に次いで多くなっています。平成27（2015）年と比べると、2,038人増加しています。

また、高齢者人口に占めるひとり暮らしの割合は20.0%となっており、7区のうち2番目に低くなっています。ひとり暮らしの割合は上昇傾向が続き、平成27（2015）年から2.4ポイント上昇しています。



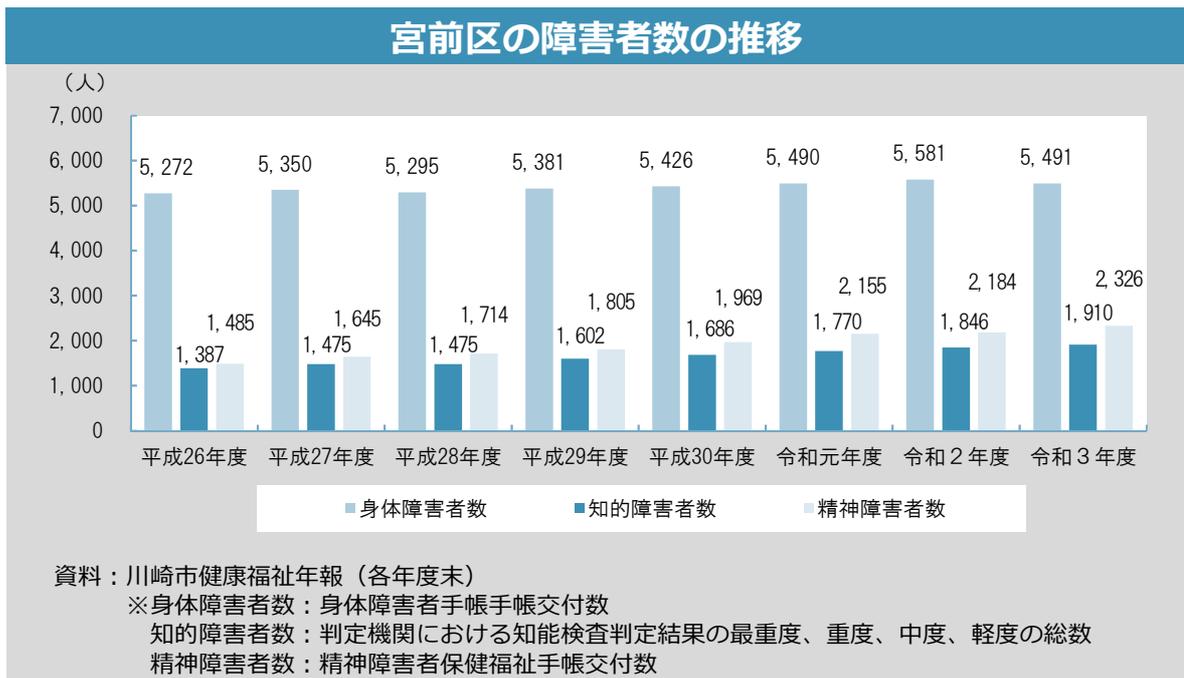
3) 要介護認定者数の推移

介護保険の要支援・要介護認定を受けた高齢者数は増加傾向にあり、令和4（2022）年3月末時点で9,048人となっています。



5 障害者の状況

令和3（2021）年度末で身体障害者数は5,491人、知的障害者数は1,910人、精神障害者数は2,326人となっており、知的障害者数と精神障害者数は増加が続いています。



6 児童虐待相談・通告の状況

令和3（2021）年度の児童虐待相談・通告件数は1,001件で、7区のうち2番目に多くなっています。

市内各区の児童虐待相談・通告件数受付状況

(区役所・児童相談所合計)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	計
平成29年度	758	324	431	518	578	317	318	19	3,263
平成30年度	835	491	560	600	627	541	439	41	4,134
令和元年度	1,031	525	524	670	700	513	515	28	4,506
令和2年度	1,179	619	706	703	940	637	705	68	5,557
令和3年度	1,243	566	732	902	1,001	653	674	61	5,832

資料：川崎市子ども未来局「令和3年度川崎市における児童虐待相談・通告件数について」
※その他は、初期調査により管轄区外に居住していることが確認された件数。

7 生活保護の状況

令和3（2021）年度の被保護実人数は3,530人、被保護実世帯数は2,686世帯となっており、いずれも前年度から減少しています。

宮前区の生活保護被保護実人数と実世帯数の推移

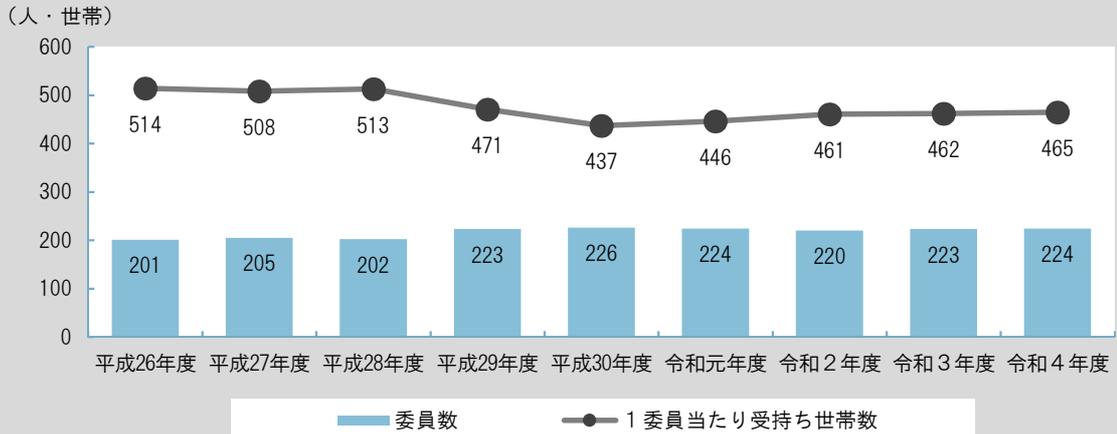


資料：川崎市統計書「生活保護の概況」（各年度月平均）

8 民生委員児童委員数等の状況

令和4（2022）年度の委員数は224人で、1委員当たりの受持ち世帯数は465世帯となっています。

宮前区の民生委員児童委員の1委員当たり受持ち世帯数の推移

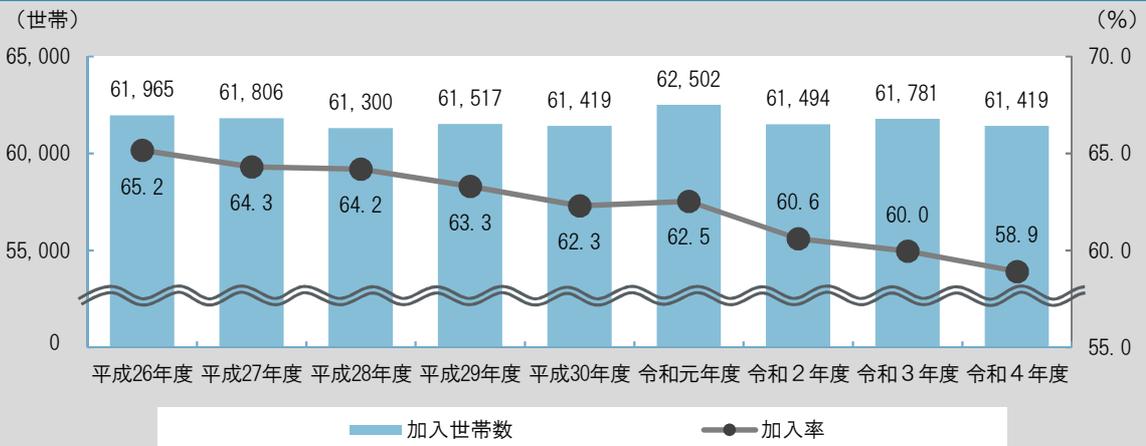


資料：川崎市統計書「民生委員・児童委員の概況」（各年度4月1日現在）

9 町内会・自治会への加入状況

町内会・自治会への加入世帯数は、令和4（2022）年度で61,419世帯となっています。総世帯数からみた加入率は減少しており、令和4（2022）年度は58.9%となっています。

宮前区の町内会・自治会への加入状況の推移

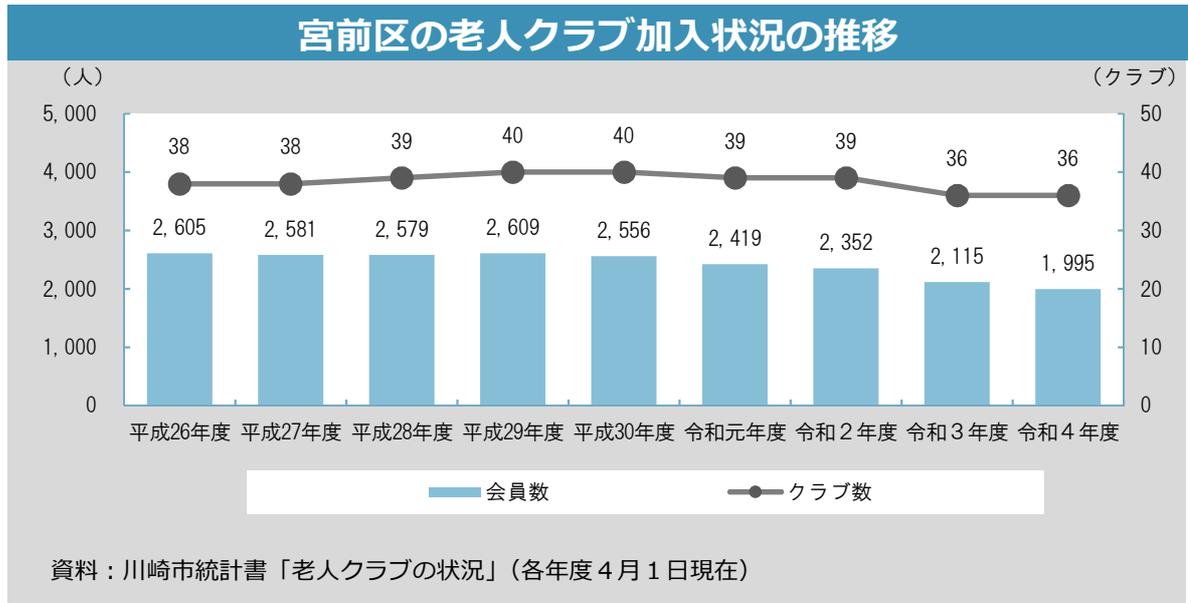


資料：川崎市統計書「住民組織加入状況」（各年度4月1日現在）

10 老人クラブの状況

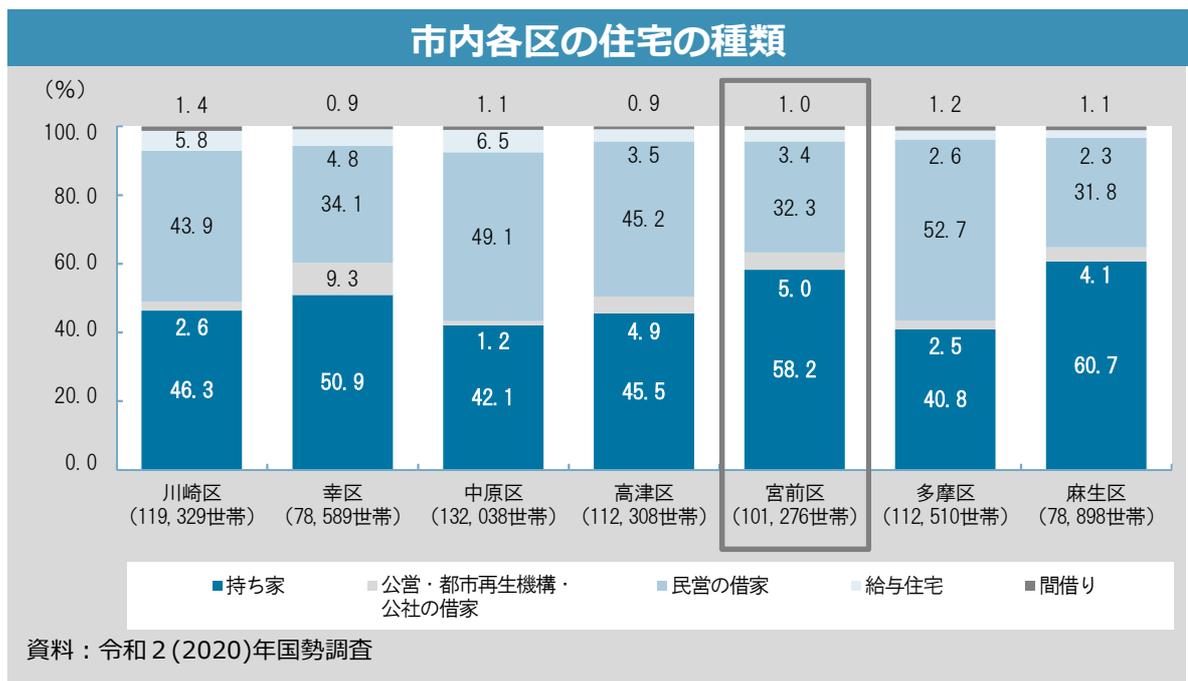
老人クラブの数は、平成30（2018）年度から減少し、令和4（2022）年度は36クラブとなっています。

会員数は、平成29（2018）年度から約600人減少し、令和4（2022）年度は1,995人となっています。



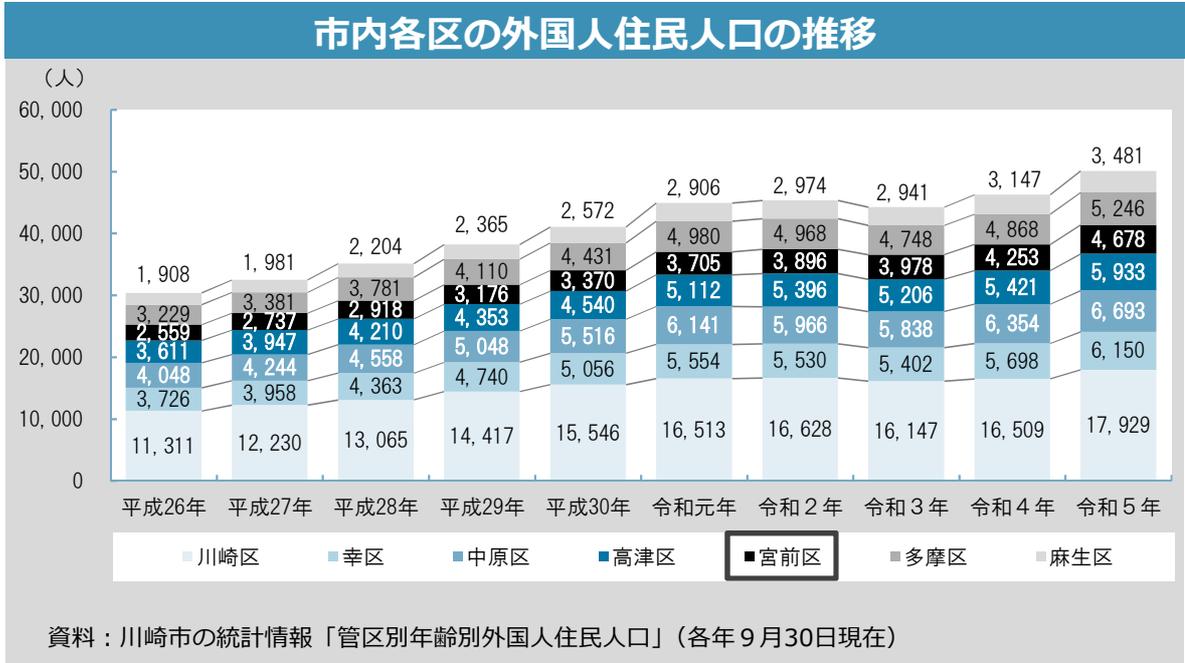
11 住宅の種類

住宅の種類は、持ち家が58.2%と7区のうち2番目に高くなっています。また、公営・都市再生機構・公社の借家は5.0%で、7区のうち2番目に高くなっています。



12 外国人住民人口の推移

宮前区の外国人住民人口は増加傾向にあり、令和5（2023）年9月30日現在、4,678人となっています。これは7区のうち2番目に少なく、市全体の9.3%となっています。



3 調査等から分かる宮前区民の状況

(1) 第6回川崎市地域福祉実態調査から分かること

川崎市では、「第7期川崎市地域福祉計画」の策定に向けて、地域の生活課題及び地域福祉活動の状況などを把握するため、令和4（2022）年11月～12月に「第6回川崎市地域福祉実態調査」を実施しました。（※調査の詳細は、資料編 P.103～112 参照）

本調査は、市民に対する「地域の生活課題に関する調査」と地域福祉活動を行う団体等に対する「地域福祉活動に関する調査」で構成されています。

1 「地域の生活課題に関する調査」から分かること

Q1 「地域」において、何が問題だと感じている？

高齢者に関する問題（介護、権利擁護、生きがいづくり、見守りなど）	…33.4%
地域防犯・防災に関する問題（交通安全、子どもの見守り、火の用心、防災訓練など）	…25.1%
地域のつながりに関する問題 （近所づきあい、感染症による対面での交流の減少、人と人との関係が希薄など）	…20.3%
子どもに関する問題（育児不安、子育て支援、教育、しつけ、遊び場づくりなど）	…20.1%
適切な情報の入手に関する問題（情報が得られない、情報があることを知らないなど）	…14.5%
障害児・者に関する問題（地域生活支援、権利擁護、活動支援、障害に対する理解など）	…9.7%

分かること① 高齢者、地域防犯・防災、地域のつながりに関する問題への意識が高い

- ・「高齢者に関する問題」は7区では2番目に高く、市全体（30.8%）より2.6ポイント高い。
- ・「地域防犯・防災に関する問題」は7区では最も低いが、前回調査時（39.3%）に引き続き、高い割合となっている（前回調査：令和元年（2019）11月～12月実施。20歳以上の宮前区民323人の回答）。

Q2 助け合いができる「地域」の範囲は？

町内会・自治会程度	…40.1%	}	町内会・自治会と隣近所を合わせると、 76.3%（約4分の3）
隣近所程度	…36.2%		
小学校区程度	…8.1%	←	「小学校区程度」との回答は1割未満
区内程度	…5.6%		
中学校区程度	…1.9%		

分かること② 約4分の3が「町内会・自治会程度」や「隣近所」の範囲を、助け合いができる地域として捉えている

- ・前回調査時は、「隣近所」が「町内会・自治会程度」を2.2ポイント上回っていたが、「町内会・自治会程度」が「隣近所」より3.9ポイント高くなっている。

Q3 日頃の近所づきあいの程度は？

【近所づきあいの程度】

あいさつをする程度 …52.9% ときどき話をする程度…24.0%
 ほとんどつきあいがいい…13.6%

【Q1「地域」において、何が問題だと感じている？】

地域のつながりに関する問題…20.3%
 (近所づきあい、感染症による対面での交流の減少、人と人との関係が希薄など)

分かること③ 近所づきあいは、約半数が「あいさつをする程度」 近所付き合いの希薄さについて問題意識がある

- ・「あいさつをする程度」は、前回調査時（50.2%）から 2.7 ポイント増加。
- ・「ほとんどつきあいがいい」は、市全体（16.9%）より 3.3 ポイント低い。
- ・「地域のつながり」は、地域において問題だと感じているもののうち 3 番目に高い。

Q4 近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性は？

いざという時に助け合いたいので、
 多少面倒でもふだんから交流しておいた方がよい…26.5%
 地域で助け合うことは大切であり、
 そのためにもふだんからの交流は必要だ …18.4%
 困った時は当然助け合うべきだが、
 日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない …44.8%

交流の必要性を
 認識している人は
44.9%（約半数）

分かること④ 近所づきあいや交流について、約半数が必要性を認識している

- ・「多少面倒でもふだんから交流しておいた方がよい」は 0.8 ポイント増加している一方、「ふだんからの交流は必要」は、前回調査時（26.0%）から 7.6 ポイント減少し、市全体（23.1%）より 3.4 ポイント高い。
- ・「日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない」は、前回調査時（37.2%）から 7.6 ポイント増加。市全体（40.5%）より 4.3 ポイント高い。

Q5 家庭生活で感じる不安は？

【一緒に暮らしている家族】

同居している 65 歳以上の方がいる …34.4%

【家庭生活の中での不安】

身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない …42.1%

介護が必要な家族を家庭で介護できる自信がない …28.7%

経済的に生活できるか不安である …28.1%

分かること⑤ 高齢化を背景に、自分の身の回りのことや家族の介護が不安

- ・「身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない」は、前回調査時（38.1%）から 4.0 ポイント増加し、市全体（40.4%）より 1.7 ポイント高い。
- ・「同居している 65 歳以上の方がいる」は、7 区では 3 番目に高い。

Q6 地域の人たちに手助けしてほしいこと、手助けできることは？

【手助けしてほしいこと】	【回答者自身ができること】
安否確認の見守り・声かけ …43.7%	安否確認の見守り・声かけ …56.8%
災害時の手助け …37.3%	災害時の手助け …33.1%
ちょっとした買い物 …27.6%	ちょっとした買い物 …28.4%
炊事・洗濯・掃除などの家事…28.4%	炊事・洗濯・掃除などの家事… 7.5%

分かること⑥ 見守り・声かけや災害時の手助けは、「手助けしてほしいこと」「手助けできること」のどちらも高い

- ・安否確認の見守りや声かけは、前回調査時（53.9%）に引き続き、最も高い。
- ・「炊事・洗濯・掃除などの家事」は、「手助けしてほしいこと」では3番目に高い（28.4%）ものの、「手助けできること」では7.5%にとどまっている。

Q7 社会的不安や孤独、孤立の問題に対して、地域で取り組めることは？

地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問などの取組 …44.3%
電気、ガス、水道の検診や新聞や牛乳配達を活用した見守りの取組 …37.3%
ごみ収集（ごみ出しが困難な高齢者等への支援や声かけ）による確認…30.9%

分かること⑦ 地域住民による見守り、声かけや日常生活に関わる訪問機会を活かすことが大事

- ・地域住民による見守りや声かけは、前回調査時（58.5%）に引き続き、最も高い。
- ・電気、ガス、水道の検針や新聞や牛乳配達を活用した見守りは、前回調査でも約40%となっている。

Q8 保健や福祉に関する情報を得る方法は？

【保健福祉の情報の入手先】	
市の広報 …55.4%	インターネットのホームページ…26.5%
町内会・自治会の回覧板 …24.0%	
【Q1「地域」において、何が問題だと感じている？】	
適切な情報の入手に関する問題（情報が得られない、情報があることを知らないなど） …14.5%	
【心配ごとの解決に必要なと思われること】	
保健や福祉に関する情報を簡単に入手できること…38.4%	

分かること⑧ 必要な情報へのアクセスのしやすさが望まれている

- ・心配ごとの解決に必要なと思われることのうち、「保健や福祉に関する情報を簡単に入手できること」は、前回調査時（37.2%）から1.2ポイント増加。
- ・保健福祉の情報の入手先のうち、「インターネットのホームページ」は、前回調査時（21.7%）から4.8ポイント増加。

Q9 地域福祉を進めるため、市民が取り組むことは？

- 家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと …38.4%
- 地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること …34.0%
- 地域で困っていることや自分ができることを知らせる情報が集まる場をつくること…29.5%

分かること⑨ 「困りごとが言える関係づくり」や「助け合い意識の向上」、 情報を共有する地域の場が必要なことを認識している

- ・「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」は、市全体で最も高く、前回調査時（31.9%）から6.5ポイント増加。

Q10 地域福祉を進めるため、行政が取り組むべきことは？

- サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実 …49.3%
- 福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示…39.1%
- 行政からの一元的な情報提供、相談の場づくり …34.9%
- ボランティアや地域で活動する地域福祉を担う人材の育成 …30.6%

分かること⑩ 行政には、福祉サービスに関する情報提供や対応への充実を求めている

- ・「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」は、前回調査時（37.5%）から11.8ポイント増加。
- ・「福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示」は、前回調査時（37.5%）から1.6ポイント増加。

Q11 地域活動やボランティア活動への参加の経験は？

【参加経験】

参加したことがない…44.0% 今は参加していないが条件が整えば参加したい…18.7%

⇒参加したことがない理由は？

- 仕事や家事が忙しく時間がない …54.4%
- 身近に活動グループや仲間がいない（知らない）…34.2%
- きっかけがつかめない …32.9%

⇒ボランティア活動に参加した動機やきっかけは？

- 自分たちのために必要な活動だから…35.3%
- 楽しそうだから…23.3%
- 家族・友人・知人から誘われたから…20.3%

⇒どのような状況になれば、参加する？

- きっかけがあれば…43.7%
- 活動する時間ができれば／興味を持てる活動があれば…ともに31.0%

分かること⑪ 情報提供や周囲の促し等による「きっかけづくり」が有効

- ・「参加したことがない」は、前回調査時（46.1%）から2.1ポイント減少。
- ・「今は参加していないが条件が整えば参加したい」は、7区で最も高い。
- ・活動に参加した動機やきっかけが「楽しそうだから」は、7区で最も高い。
- ・「きっかけがあれば（参加する）」は、市全体（36.5%）より7.2ポイント高い。

2 「地域福祉活動に関する調査（団体アンケート）」から分かること

◇活動を行う中で困っていること

- ・新たなスタッフの確保
- ・スタッフの高齢化
- ・新型コロナウイルスなどの感染症を踏まえた対応
- ・他の団体との連携のための連絡調整
- ・若い世代の福祉に関する関心が低い

◇防災に関する意識と備え

- ・要援護者等をハザードマップ上に印をつけるなどリストアップし、災害発生時に連絡することで安否確認する体制をとっている
- ・会議等で防災について話し合いを実施
- ・消防法に従い年に2～3回防災訓練を実施
- ・防災資器材の点検の実施
- ・地域の方同士が助け合えるような防災の働きかけが必要
- ・地域住民に防災意識が根付いているのか分からないことが課題

◇広報について

- ・団体独自のチラシの他、ホームページやSNSの活用が増加
- ・新型コロナウイルス感染症をきっかけに、良い情報が来てもニーズのあるところに渡せていない
- ・地域活動を行っているが、発信する場がない人たちをつなげる取組が必要

◇団体の活動状況

- ・新型コロナウイルス感染症をきっかけに休止したままになっている活動がある
- ・他団体と定期的に交流や連携を図っているのは約4割
- ・「新たな活動を取り入れるなどして活動を活性化したい」団体が増加している一方、半数は「今の活動を維持することで精一杯」

◇地域の中で感じること

- ・活動に協力してくれていた人が転勤してしまうことが多い
- ・地域のつながりの希薄化
- ・認知症の理解と認知症患者への支援がまだ行き届いていない
- ・新たな取組を取り入れつつ、ついていけない人などの取りこぼしがないようにすることが必要

今後求められること

- 地域住民の地域福祉活動への関心を高めること
- さまざまな地域で防災訓練等を通じて防災意識を高めること
- 既存の広報に加え、WEBやSNS等の新たなツールを活用し、必要な情報が住民に伝わること
- 活動の担い手となる人材を集め、人材不足の解消と次世代の人材育成をめざすこと
- 対面での交流に配慮しながら、住民同士の交流を進めること
- 活動団体同士での交流や連携を図るための支援を行うこと

(2) 講演会・シンポジウム・アンケート等から分かること

1 宮前区地域包括ケアシステム推進講演会（令和3（2021）年度）

宮前区地域包括ケアシステム推進講演会×認知症サポーター養成講座フォローアップ研修「認知症？」からはじまる一歩～当事者と支える人たちから学ぶ～

住み慣れた地域で自分らしい生活を行うため、認知症当事者、専門医、支援者から話を伺い、認知症に関する情報を伝えるとともに、地域包括ケアシステム推進に向けてどのようなことができるのか考える機会として講演会を開催しました。

参加者アンケート

◇認知症への理解の普及

- ・認知症についての基本的な知識や、早期発見・治療の方法を学び、地域の中での仲間づくりや相談できるところが必要であると知ることができた。
- ⇒これから増加が見込まれる認知症について、地域住民への知識・理解の普及を進め、地域で支える基盤を作ることが求められる。

◇当事者の経験談を活かした「自分ごと」としての捉え方への変化

- ・認知症のある当事者の実体験や社会参加の状況を直接聞くことにより、認知症になった場合の不安が軽減され、ケアされるだけでなく自分ができることを考える機会になった。
- ⇒当事者の経験を伺うことにより、地域住民が認知症に対する理解をさらに深め、「自分ごと」として地域でできることを考えるきっかけづくりが求められる。

◇これからの生活に関わる講座の開催

- ・当事者の話を含めた認知症に関する講座や、高齢化に伴う制度や手続きに関する講座（成年後見制度、遺言、墓の問題、高齢者住宅、単身世帯の老後）のニーズがある。
- ⇒生活上の不安に即した講座の開催が求められる。

2 宮前区地域包括ケアシステム推進イベント（令和4（2022）年度）

あなたの「ふつう」はみんなの普通？

～いつもと違う視点から、いつもの社会を見てみよう～

日常生活を少し違った視点で捉え、地域の中で自分にできることを考える機会として、市民文化局と連携し、見て・聞いて・体験できるイベントを開催しました。

主なイベント内容

バリアフルレストラン

（もしも車いすユーザーと、立って歩く人の割合が逆転したら？
“障害は社会が作り出す”という「障害の社会モデル」の考えを体感できる）

ミニ講座

- ・認知症による「幻視」の世界 ～「麒麟模様の馬を見た」の著者が語る～
- ・耳の聞こえない人の五輪～デフリンピックが日本に！ など

体験コーナー（手話／音訳／幼児視界／車いす／高齢者／妊婦）

手話ソング／体操



バリアフルレストラン

講師・参加団体／関係職員アンケート

◇地域活動を知り、理解を深めることができた

【講師・参加団体】

- ・自分たちの活動を知ってもらえる機会になり、活動の利用者やボランティアの増加につながる。
- ・他の活動をきちんと知り、理解する場でもある。

◇異なる視点を体験することの効果が大きかった

【関係職員】

- ・体験の効果は、座学で学ぶことと大きく違うと感じた。
- ・複合イベントにすることで、一度に多くのことを体験できたり知識を習得することができる。
- ・講座は、オンラインでも十分に伝わるものがあり、事後に見られるものは当日参加できなかった人にもよいツールになる。

◇当事者が参加できるよい機会となった

【講師・参加団体】

- ・福祉サービスの利用者には、このようなイベントを見せてあげたい。
- ・保育園のイベントの一環として取り組むことができた。園児はたくさんの人に見ただけで少し緊張気味だったが、とてもよい経験になった。
- ・コロナ禍で子供のイベントが全くなかったため、少しでも多く子供の成長が感じられるイベントに参加できて嬉しかった。

【関係職員】

- ・当事者や支援者の団体が多く参加し、関係団体同士のつながりが生まれるので効果的だと思う。
- ・企画運営の段階から、当事者団体等と一緒に取り組める仕組みを考えてもよい。

◇様々な人や事業とのつながりづくりの場となる可能性を感じた

【講師・参加団体】

- ・福祉の世界には支え合い、つながりが重要だが、横のつながりが薄い側面があり、「つながりの場」として続けてもらいたい。
- ・市民館で行われている障害のある方の活動サポートや人権学習の事業にも接点があると思われ、事業の連携が図れるとよいと思う。

【関係職員】

- ・子育て中の親子や学齢期の子供など、様々な立場の人に参加してもらえるよう、広報や工夫が必要。
- ・関心のあるトピックだけでなく、その他の分野にも目を向ける機会になった。

今後求められること

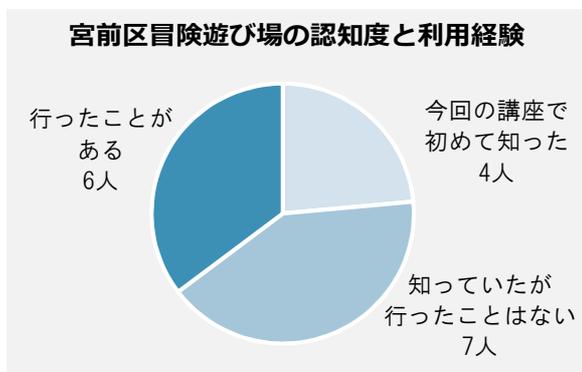
- 地域の中の異なる立場の人を理解するために、日常生活の不便さを体験する機会や当事者の声を発信する場を作っていく。
- 幅広い世代へのイベントの周知のほか、イベント会場に出向くことのできない住民が何らかの形で参加できるよう、広報やオンラインなどの様々な情報提供の方法を活用していく。
- イベントを、参加する当事者や支援者の横のつながりを深める機会にしていく。

3 宮前区冒険遊び場 連続講座（令和4（2022）年度）

「快 と あそびで 子どもは育つ！」

冒険遊び場活動支援事業は、第2期区民会議の公園・地域づくり部会から出された提案のひとつ「冒険遊び場をひろめよう！」を受けて、平成23（2011）年からスタートしました。この事業は、公園を活用した地域コミュニティづくりを目的とするもので、地域の人たちが中心になって立ち上げる遊び場を、宮前区地域課題対応事業として区役所が支援しています。

令和4（2022）年度は、発達支援士でプレーパーク世話人でもある茂木厚子氏（発達支援「Kids Sense」主宰）を講師に招き、子どもの発達の論理的な内容や具体的な遊びの方法などを伺う連続講座を開催しました。



参加者アンケート

◇親が安心して子育てをするための適切な知識や情報の提供

- ・子どもの本能、発達を理解して見守ること、応えていくことは大事だと思った。
- ・子どもの行動には意味があるということは、親にとって安心できることだと思った。

⇒核家族や共働き世帯の増加などを背景に、子育てに悩みを抱えている家庭が多くなっている。親が適切な知識を持ち、ゆとりを持って子育てができるよう、育児に関する情報を提供することが求められる。

◇子育て世帯が利用しやすい環境の整備

- ・子どもを保育園に入れるのがよいか悩むものの、自分でプレーパークに連れていくなど工夫して毎日を過ごすことは負担が大きい。
- ・子どもをひとりの「個」として向き合い、人間の土台づくりのために遊びを通していろいろな体験をさせてあげたい。
- ・冒険遊び場は、皆がそれぞれ好きに遊べて、親も子どものびのびできる。スタッフがたくさん子どもと遊んでくれて、親もホッとできる。

⇒保育園の整備や、親子で参加できる遊び場やイベントの開催など、子育てを支援する施設や活動の整備が求められる。

4 地域の会議等で情報収集した意見

地域の会議等に出席した職員から、地域の方々から出た意見などについてヒアリングを行いました。

◇外出・買い物・交通

- ・坂を歩くのがつらくなり、外出しなくなった。
- ・食料や日用品などの買い物が不便。
- ・バス停までが遠い。交通アクセスが悪い。

◇コミュニティカフェ・サロン

- ・人々が気軽に集まっておしゃべりできる場所が少ない。
- ・コロナ禍で活動を停止したカフェが多い。また、再開しても参加者が集まらない。

◇孤独・孤立

- ・高齢者単身世帯に健康上の問題が出た場合の不安がある。
- ・周囲とのつながりを拒否する人もいる。
- ・家族と同居していても孤立していることがある。

◇集合住宅

- ・公営住宅は高齢者が多く、エレベーターがないとごみ出しも大変。
- ・マンションに住んでいるが交流はほとんどない。

◇広報

- ・地域包括ケアシステムや地域福祉計画を知らない。具体的に何をすればよいのか分かるように広報して欲しい。
- ・調べなくても地域の情報や活動が分かるように。
- ・高齢者はインターネットやスマホでは情報が得にくい。

今後求められること

- 地域の実情に応じて、コミュニティバス、外出支援サービスや移動販売、宅配サービスなどの買い物支援を町内会・自治会、民間事業者等と連携して進めること
- カフェ等の集まれる場を分かりやすく知らせること、積極的な参加への声かけを行うこと
- ご近所同士の見守り意識の向上や、見守り支援サービスの普及啓発を図ること
- 防犯、防災、子育てをきっかけとして近隣との交流の必要性を伝えること
- 世代別に自分ができることや団体が地域のために行っている活動について、具体的な事例を交えながら多様な広報手段、場所で伝えていくこと

4 宮前区地域福祉マップ

行政機関・福祉機関等

△ 行政機関・福祉機関等

1	宮前区役所
2	向丘出張所
3	宮前区社会福祉協議会

高齢者に関する施設

地域包括支援センター

4	みかど荘
5	鷺ヶ峯
6	富士見プラザ
7	レストア川崎
8	フレンド神木
9	宮前平
10	ピオラ宮崎

いこいの家

11	野川いこいの家
12	有馬いこいの家
13	白幡台いこいの家
14	平いこいの家
15	鷺ヶ峰いこいの家

老人福祉センター

16	宮前老人福祉センター (宮前いきいきセンター)
----	----------------------------

障害者に関する施設

障害者相談支援センター

17	地域相談支援センターポポラス
18	地域相談支援センターれもん
19	地域相談支援センターシリウス

障害者福祉拠点施設

20	まじわる宮前
----	--------

障害者支援施設

21	れいんぼう川崎
22	障がい者支援施設みずさわ

子どもに関する施設

保育・子育て総合支援センター

23	宮前区保育・子育て総合支援センター
----	-------------------

こども文化センター

24	宮崎こども文化センター
25	有馬こども文化センター
26	野川こども文化センター
27	宮前平こども文化センター
28	平こども文化センター
29	白幡台こども文化センター
30	菅生こども文化センター
31	蔵敷こども文化センター

地域子育て支援センター

32	花の台
33	つちはし
34	ページブル
35	たつのこのこ
36	たいら
37	みやざき
38	のがわ

児童相談所

39	中部児童相談所
----	---------

地域療育センター

40	川崎西部地域療育センター
----	--------------

児童家庭支援センター

41	まぎぬ児童家庭支援センター
----	---------------

児童養護施設

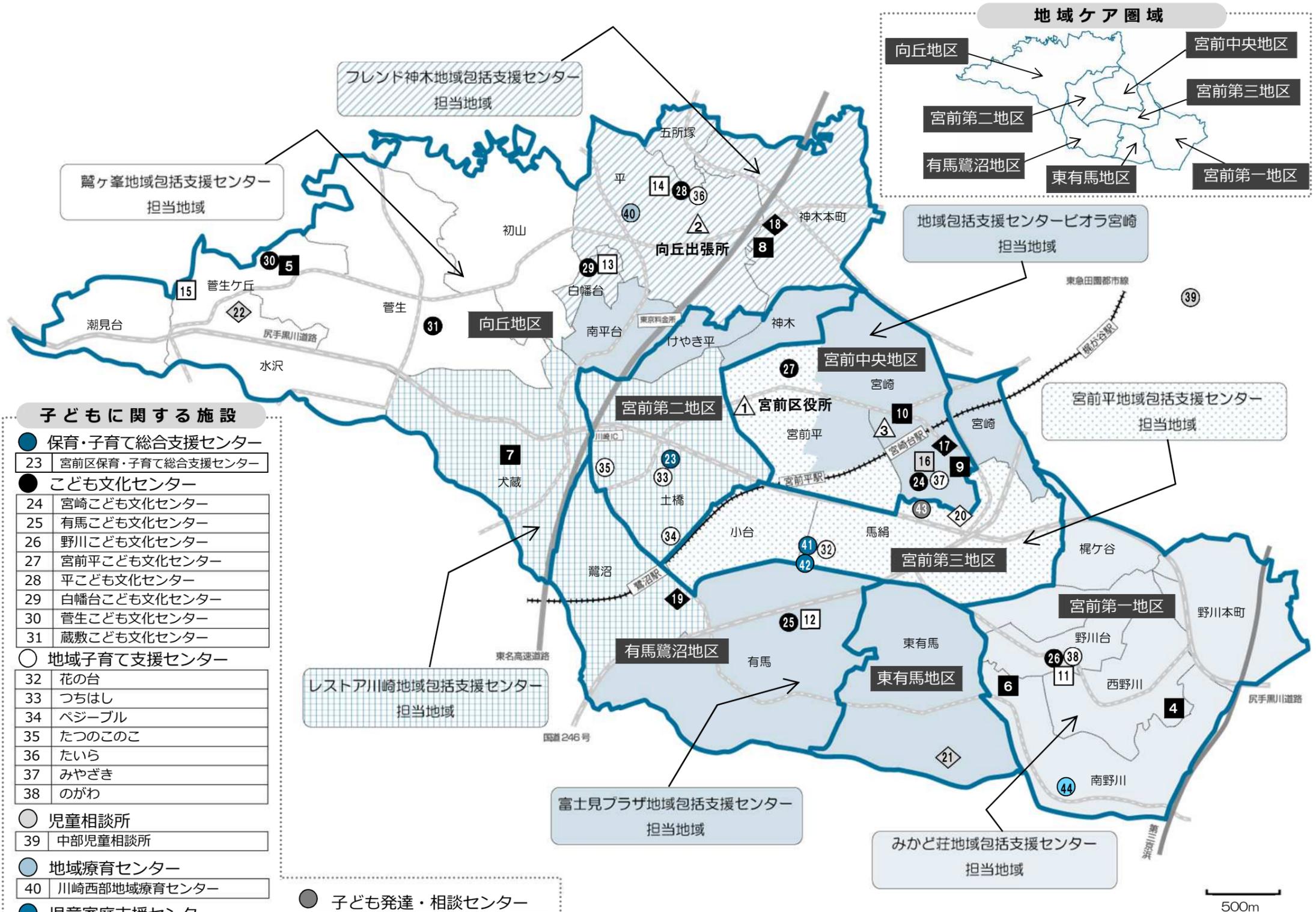
42	川崎愛児園
----	-------

子ども発達・相談センター

43	きっずサポート みやまえ
----	--------------

こどもサポート施設

44	こどもサポート南野川
----	------------



※所在地等の詳細は裏面に記載

■【地域包括支援センター】

地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療などの様々な面から総合的に支援するための相談窓口です。電話や面談、訪問などによる相談を受けることができます。

	施設名	所在地	電話
4	みかど荘地域包括支援センター	西野川3-39-11	044-777-5716
5	鷺ヶ峯地域包括支援センター	菅生ヶ丘13-1	044-978-2724
6	富士見プラザ地域包括支援センター	南野川1-8-11	044-740-2883
7	レストア川崎地域包括支援センター	犬蔵2-25-9	044-976-9590
8	フレンド神木地域包括支援センター	神木本町5-12-15	044-871-1180
9	宮前平地域包括支援センター	馬絹6-20-4	044-872-7144
10	地域包括支援センターピオラ宮崎	宮崎2-8-32コスモ宮崎台102号	044-948-5371

□【いこいの家】

地域の高齢者のふれあいや生きがいの場となる施設です。入浴施設が利用できるほか、教養講座や健康づくり教室、会食会などの様々な活動を行っています。

11	野川いこいの家	野川台1-25-23	044-788-2271
12	有馬いこいの家	有馬4-5-2	044-855-2177
13	白幡台いこいの家	白幡台1-13-1	044-976-0786
14	平いこいの家	平2-13-1	044-865-1033
15	鷺ヶ峰いこいの家	菅生ヶ丘32-10	044-976-6418

■【老人福祉センター（いきいきセンター）】

川崎市内に住んでいる高齢者の生活や健康などに関する相談をお受けしています。また、健康増進、教養の向上のため、教養講座実施や趣味のサークル活動の場を提供しています。

16	宮前老人福祉センター	宮崎2-12-29	044-877-9030
----	------------	-----------	--------------

◆【障害者相談支援センター】

障害者が地域で生活をしていく上での日常生活や就労などの様々な問題や悩みについて、電話や面談、訪問などによって支援し、解決のお手伝いをしています。

17	地域相談支援センターポポラス	宮崎2-13-35モア宮崎101	044-870-5236
18	地域相談支援センターれもん	神木本町5-1-4エスペランサ宮前203	044-740-9043
19	地域相談支援センターシリウス	鷺沼1-2-1安藤マンション403	044-920-9105

◇【障害者福祉拠点施設】

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）が集約された拠点です。

20	まじわる宮前 (生活支援センターきまっしー、あーる工房、こころん)	馬絹6-10-33	044-855-1011
----	--------------------------------------	-----------	--------------

◇【障害者支援施設】

障害者の支援を行う施設です。

21	れいんぼう川崎	東有馬5-8-10	044-888-8601
22	障がい者支援施設みずさわ	水沢3-6-50	044-978-3238

●【保育・子育て総合支援センター】

保育所と地域子育て支援センターの2つの機能を備えた施設です。保育士・看護師、栄養士等による子育て家庭の支援や保育関係施設との連携・人材育成など、子育てと保育を総合的に支援します。

23	宮前区保育・子育て総合支援センター	土橋2-14-1	044-856-3290
----	-------------------	----------	--------------

●【子ども文化センター】

0歳～18歳の子どものための、いつでも自由に訪れて遊べる施設です（乳幼児は保護者同伴）。子育てサークルなどのグループが部屋を借りて活動しています。また、毎月いろいろな子ども向けの催しを行っています。

	施設名	所在地	電話
24	宮崎子ども文化センター	宮崎1-7	044-888-2755
25	有馬子ども文化センター	有馬4-5-2	044-855-2166
26	野川子ども文化センター	野川台1-25-23	044-788-2202
27	宮前平子ども文化センター	宮崎6-2	044-855-1884
28	平子ども文化センター	平2-13-1	044-865-1032
29	白幡台子ども文化センター	白幡台1-13-1	044-977-8600
30	菅生子ども文化センター	菅生ヶ丘13-2	044-976-0444
31	蔵敷子ども文化センター	菅生5-3-21	044-977-2577

○【地域子育て支援センター】

地域全体で子育て家庭を応援するための施設です。子育てに関する相談や講座の開催など、子育て家庭に関する情報を得ることができるとともに、子育てをする親同士の交流や子どもの遊び場の利用ができます。

32	地域子育て支援センター花の台	馬絹1-24-9	044-860-2416
33	地域子育て支援センターつちはし	土橋2-14-1	044-855-1751
34	地域子育て支援センターベジューブル	土橋3-1-6	044-888-7503
35	地域子育て支援センターたつのこのこ	土橋4-7-1	044-920-9222
36	地域子育て支援センターたいら	平2-13-1	070-5089-2051
37	地域子育て支援センターみやざき	宮崎1-7	070-5024-8525
38	地域子育て支援センターのがわ	野川台1-25-23	070-5020-6458

○【児童相談所】

子ども（18歳未満）のより健やかな成長と幸せのため、児童福祉法に基づき設置された専門の相談機関です。お子さんの養育、障害、性格行動、非行、不登校等に関して専門スタッフがご家族と一緒に問題解決にあたります。また、児童虐待に関わる相談・通報を受け付けています。

39	中部児童相談所	高津区久本1-4-1	044-877-8111
----	---------	------------	--------------

○【地域療育センター】

障害やその心配のある子どもを対象に、早期発見・早期療育、各種療育相談、巡回訪問などを行い、地域みまもり支援センターや医療機関、児童相談所、保育園、幼稚園などの関係機関とも連携を図りながら、子どもとその家族を専門的かつ総合的に支援する施設です。

40	川崎西部地域療育センター	平2-6-1	044-865-2905
----	--------------	--------	--------------

○【児童家庭支援センター】

地域の子ども（0歳～18歳未満）の子育てに関する相談をお受けする施設です。児童養護施設などに併設されています。

41	まぎぬ児童家庭支援センター	馬絹1-24-5	044-863-7855
----	---------------	----------	--------------

○【児童養護施設】

環境上養護を必要とする児童（0歳～18歳未満）を入所させ、擁護し、自立を支援する施設です。

42	川崎愛児園	馬絹1-24-5	044-855-2591
----	-------	----------	--------------

○【子ども発達・相談センター】

発達に心配のある子どもに関する相談を受け、特性に応じた対応方法や福祉サービスを考える施設です。保護者の同意を得た上で保育所や幼稚園、学校などと連携するほか、未就学児については必要に応じセンター内の児童発達支援事業所等を活用しながら支援します。

43	きっずサポート みやまえ	馬絹6-6-9フューモビル1F	044-863-7505
----	--------------	-----------------	--------------

○【こどもサポート施設】

地域の子どもたち（18歳まで）が元気に豊かにすこやかに育つための居場所です。不登校などの課題をもった子どもたちの居場所づくり、生活・学習支援のほか、子ども・子育て相談を受け付けています。

44	こどもサポート南野川	南野川2-12-1	044-755-7602
----	------------	-----------	--------------

5 地区の概況

川崎市では、各区において、地区カルテ等を活用した地域マネジメントを一層推進していくため、これまでの地域みまもり支援センターの地区担当エリアの状況や、社会福祉協議会との更なる連携を踏まえ、地域の状況を把握するための基本的な単位を44地区に分け、「地域ケア圏域」として位置付けており、宮前区では次の7つの圏域となっています。

※「計画推進における圏域の考え方」は、P.15 参照



地域ケア圏域	対象地域
宮前第一地区	梶ヶ谷、西野川1～3丁目、野川本町1～3丁目 野川台1～3丁目、南野川1～3丁目
宮前第二地区	けやき平、神木1～2丁目、土橋1～7丁目
有馬鷺沼地区	有馬1～9丁目、鷺沼1～4丁目
東有馬地区	東有馬1～5丁目
宮前第三地区	小台1～2丁目、馬絹1～6丁目、宮崎（大塚町内会地域）
宮前中央地区	宮崎1～6丁目、宮前平1～3丁目、宮崎（大塚町内会地域を除く）
向丘地区	犬蔵1～3丁目、五所塚1～2丁目、潮見台、神木本町1～5丁目 白幡台1～2丁目、菅生ヶ丘、菅生1～6丁目、平1～6丁目 南平台、初山1～2丁目、水沢1～3丁目

(1) 宮前第一地区



1 地区の概況

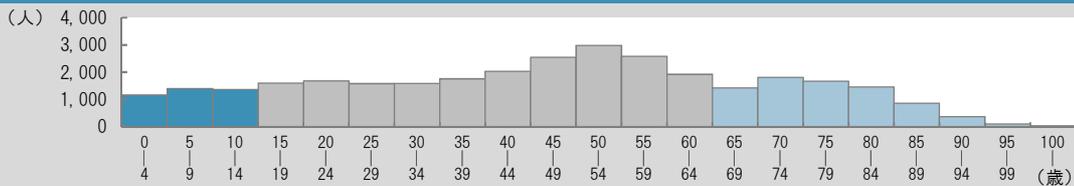
対象の町丁名	梶ヶ谷、西野川1～3丁目、野川本町1～3丁目、野川台1～3丁目、南野川1～3丁目
地理的特徴等	宮前区の東端に位置し、高津区と横浜市都筑区に隣接する。
住環境	広い台地と川沿いの平地、傾斜地がある地区で、近年急速に宅地開発が進んだ。大小多数の公園や緑地など、自然が多く農地もある。
交通	鷺沼駅や梶が谷駅、宮前平駅、武蔵小杉駅、溝の口駅などへ向かう複数のバス路線がある。

2 地区の統計データ

人口・世帯数と年齢3区分別人口割合

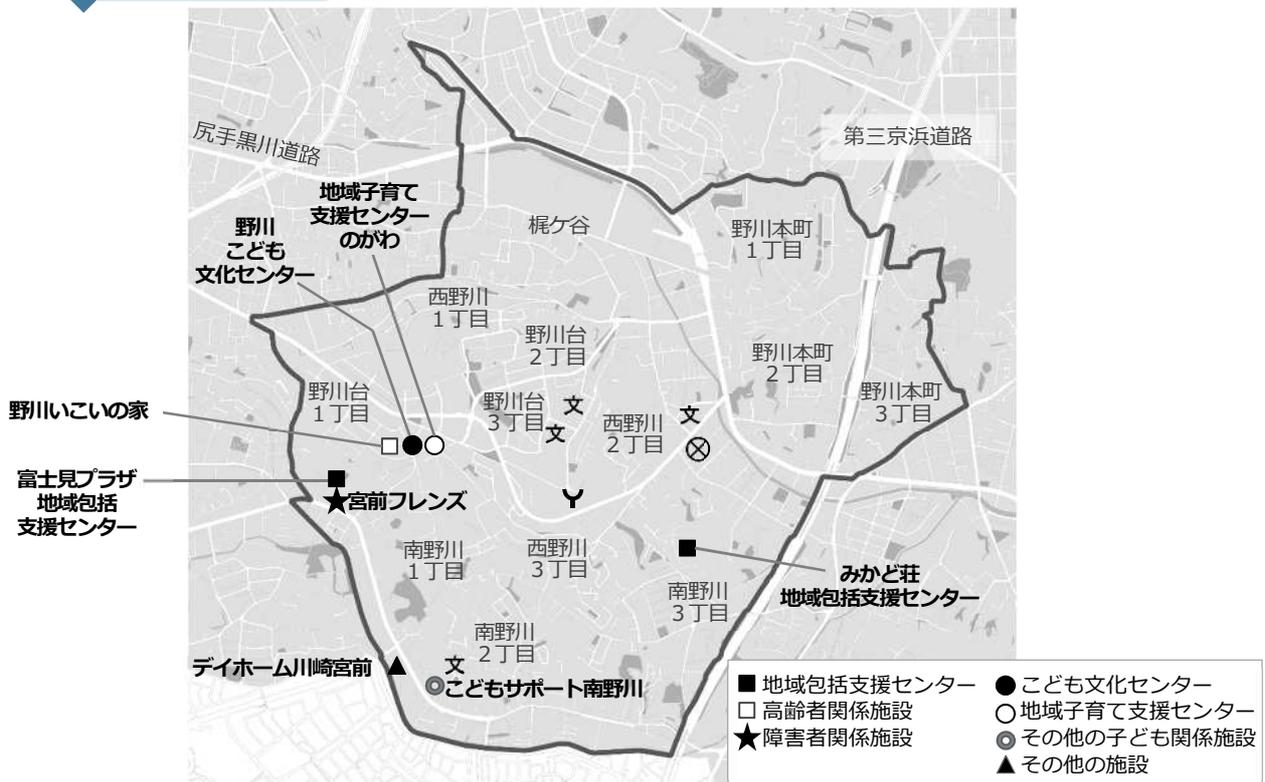
総人口	31,872人	世帯数	14,666世帯
14歳以下(年少)人口	3,920人	年少人口割合	12.3%
15～64歳(生産年齢)人口	20,265人	生産年齢人口割合	63.6%
65歳以上(老年)人口	7,687人	高齢化率	24.1%

5歳刻み人口グラフ



資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」及び「町丁別年齢別人口」(令和5(2023)年9月末日現在)

3 地区の地図



4 社会資源一覧

この地区を支える団体	
町内会・自治会	梶ヶ谷金山町内会、県営野川南台団地自治会 野川台自治会、野川本町町内会、西野川町内会 東野川・南野川町内会、野川西団地自治会
地区社会福祉協議会	宮前第一地区
民生委員児童委員協議会	宮前第一地区

この地区の住民が相談できるところ	
高齢者	みかど荘地域包括支援センター
障害者	地域相談支援センターシリウス
子ども	中部児童相談所（高津区） 川崎西部地域療育センター 宮前区保育・子育て総合支援センター

この地区の子どもたちが通う学校	
小学校	野川小学校、西野川小学校、南野川小学校 梶ヶ谷小学校（高津区）
中学校	宮崎中学校、野川中学校

この地区にある主な施設		
主な 公的施設	警察署・消防署	野川交番 野川出張所
高齢者関係施設		野川いこいの家
障害者 関係施設	地域活動支援 センター	宮前フレンズ
子ども 関係施設	こども文化 センター	野川こども文化センター
	地域子育て 支援センター	地域子育て支援センター のがわ
	こども サポート施設	こどもサポート南野川
生活支援体制整備事業 ^(※) 実施施設		デイホーム川崎宮前

この地区で行われている一部の活動は、宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』に載っています。

※使い方は
P.74 を見てね！



※生活支援体制整備事業

多様化する住民の生活支援ニーズ等に対応するため、地域との関係づくりや、さまざまな支援に取り組んでいる介護事業所に、市からの委託により生活支援コーディネーターを配置し、小地域の中で、個別支援と地域支援を有機的につなぎ合わせながら、人と場、さらには人と生活をつなぐ取組を進めています。

(2) 宮前第二地区



1 地区の概況

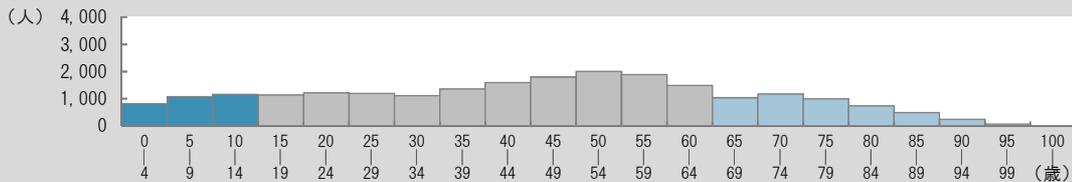
対象の町丁名	けやき平、神木1～2丁目、土橋1～7丁目
地理的特徴等	宮前区の中央部に位置する。東名高速道路が西部にあり、尻手黒川道路と東名川崎ICで接続している。
住環境	区画整理された戸建て住宅、マンション等が混在する。
交通	南部は鷺沼駅と宮前平駅に近く、北部は宮崎台駅と鷺沼駅を結ぶバス路線があり、一部任意の場所で降車できるフリー降車区間もある。

2 地区の統計データ

人口・世帯数と年齢3区分別人口割合

総人口	22,601人	世帯数	10,073世帯
14歳以下(年少)人口	3,040人	年少人口割合	13.5%
15～64歳(生産年齢)人口	14,805人	生産年齢人口割合	65.5%
65歳以上(老年)人口	4,756人	高齢化率	21.0%

5歳刻み人口グラフ



資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」及び「町丁別年齢別人口」(令和5(2023)年9月末日現在)

3 地区の地図



4 社会資源一覧

この地区を支える団体		
町内会・自治会	神木本町自治会、新神木自治会、平日影自治会 土橋町内会、宮前平グリーンハイツ自治会 宮前平ロイヤルマンション管理組合 ライオンズマンション宮前平第2管理組合	
地区社会福祉協議会	宮前第二地区	
民生委員児童委員協議会	宮前第四地区	
この地区の住民が相談できるところ		
高齢者	地域包括支援センタービオラ宮崎 レストア川崎地域包括支援センター	
障害者	地域相談支援センターポポラス	
子ども	中部児童相談所（高津区） 川崎西部地域療育センター 宮前区保育・子育て総合支援センター	
この地区の子どもたちが通う学校		
小学校	平小学校、富士見台小学校、土橋小学校	
中学校	向丘中学校、宮前平中学校	
この地区にある主な施設		
子ども 関係施設	病児保育施設	エンゼル宮前
	地域子育て 支援センター	地域子育て支援センター つちはし
		地域子育て支援センター ページブル
		地域子育て支援センター たつのこのこ
保育・子育て 総合支援センター	宮前区保育・子育て 総合支援センター	

この地区で行われている一部の活動は、宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』に載っています。



※使い方は
P.74 を見てね！



(3) 有馬鷺沼地区



1 地区の概況

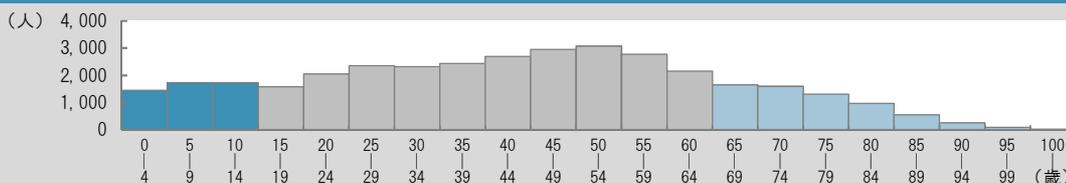
対象の町丁名	有馬1～9丁目、鷺沼1～4丁目
地理的特徴等	区の南部に位置し、横浜市都筑区に隣接する。西端に東名高速道路、中央部に田園都市線と国道246号線が横断する。
住環境	鷺沼駅周辺が商業地で周囲は住宅地。住宅地に向かって急勾配となっている。バス通り沿いにマンションや住宅街が続き、わずかに果樹園もある。
交通	急行停車駅の鷺沼駅があり、区内を結ぶバス路線に加え、武蔵小杉駅や横浜市内への路線もある。

2 地区の統計データ

人口・世帯数と年齢3区分別人口割合

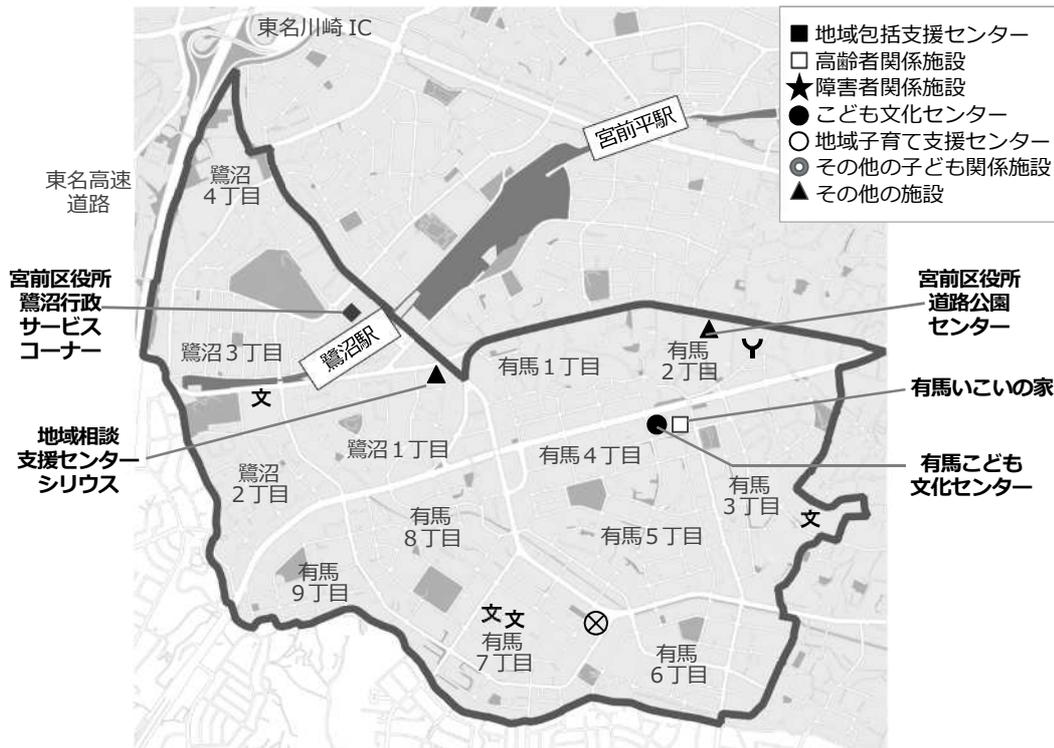
総人口	35,708人	世帯数	16,741世帯
14歳以下(年少)人口	4,905人	年少人口割合	13.7%
15～64歳(生産年齢)人口	24,386人	生産年齢人口割合	68.3%
65歳以上(老年)人口	6,417人	高齢化率	18.0%

5歳刻み人口グラフ



資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」及び「町丁別年齢別人口」(令和5(2023)年9月末日現在)

3 地区の地図

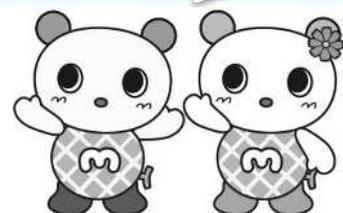


4 社会資源一覧

この地区を支える団体		
町内会・自治会		有馬町会、鷺沼町会 市営有馬第3住宅自治会
地区社会福祉協議会		有馬鷺沼地区
民生委員児童委員協議会		宮前第二地区
この地区の住民が相談できる場所		
高齢者		富士見プラザ地域包括支援センター レストア川崎地域包括支援センター
障害者		地域相談支援センターポポラス 地域相談支援センターシリウス
子ども		中部児童相談所（高津区） 川崎西部地域療育センター 宮前区保育・子育て総合支援センター
この地区の子どもたちが通う学校		
小学校		鷺沼小学校、宮崎小学校、西有馬小学校
中学校		有馬中学校、宮崎中学校
この地区にある主な施設		
主な 公的施設	区役所等	宮前区役所道路公園センター 宮前区役所鷺沼行政サービスコーナー
	警察署・消防署	有馬交番 宮崎出張所
	高校	神奈川県立川崎北高等学校 神奈川県立高津養護学校 川崎北分教室 高等部
高齢者関係施設		有馬いこいの家
障害者 関係施設	障害者支援 施設	地域相談支援センター シリウス
子ども 関係施設	こども文化 センター	有馬こども文化センター

この地区で行われている一部の活動は、宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』に掲載しています。

※使い方は
P.74 を見てね！



(4) 東有馬地区



1 地区の概況

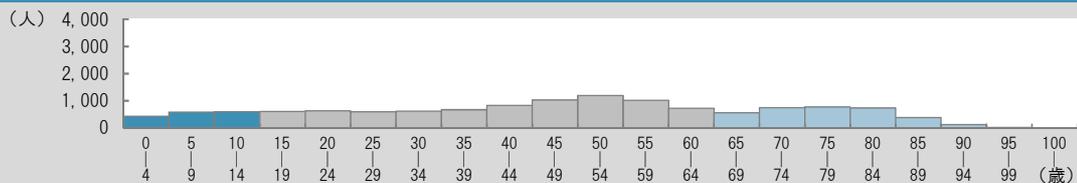
対象の町丁名	東有馬1～5丁目
地理的特徴等	区の南東部に位置し、横浜市都筑区に隣接する。
住環境	有馬川沿いの平地と傾斜地からなる地区で、農地もある。長年住む人の戸建て住宅に加え、新築の戸建てやマンション、県営・市営住宅もある。
交通	鷺沼駅や武蔵小杉駅などへのバス路線がある。横浜市営地下鉄北山田駅が徒歩圏の地域もある。

2 地区の統計データ

人口・世帯数と年齢3区分別人口割合

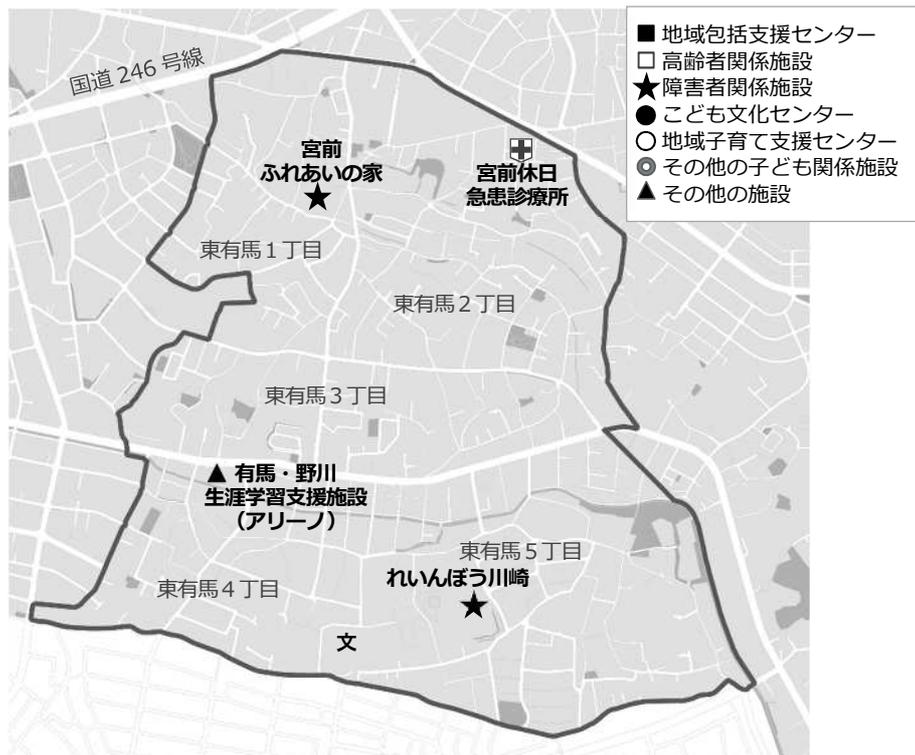
総人口	12,921人	世帯数	6,207世帯
14歳以下(年少)人口	1,616人	年少人口割合	12.5%
15～64歳(生産年齢)人口	7,938人	生産年齢人口割合	61.4%
65歳以上(老年)人口	3,367人	高齢化率	26.1%

5歳刻み人口グラフ



資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」及び「町丁別年齢別人口」(令和5(2023)年9月末日現在)

3 地区の地図



4 社会資源一覧

この地区を支える団体	
町内会・自治会	県営有馬団地自治会、市営有馬第1住宅自治会 市営有馬第2団地自治会、東有馬町会
地区社会福祉協議会	東有馬地区
民生委員児童委員協議会	宮前第六地区

この地区の住民が相談できる場所	
高齢者	富士見プラザ地域包括支援センター
障害者	地域相談支援センターシリウス
子ども	中部児童相談所（高津区） 川崎西部地域療育センター 宮前区保育・子育て総合支援センター

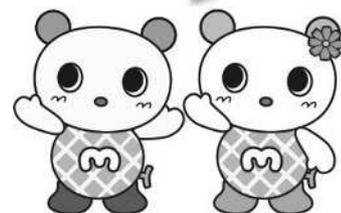
この地区の子どもたちが通う学校	
小学校	宮崎小学校、有馬小学校 西野川小学校、南野川小学校
中学校	宮崎中学校、有馬中学校 野川中学校

この地区にある主な施設		
主な 公的施設	文化施設等	有馬・野川生涯学習支援施設（アリーノ）
	医療機関	宮前休日急患診療所
障害者 関係施設	障害者支援 施設	れいんぼう川崎
	地域活動支援 センター	宮前ふれあいの家

この地区で行われている一部の活動は、宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』に載っています。



※使い方は
P.74を見てね！



(5) 宮前第三地区



1 地区の概況

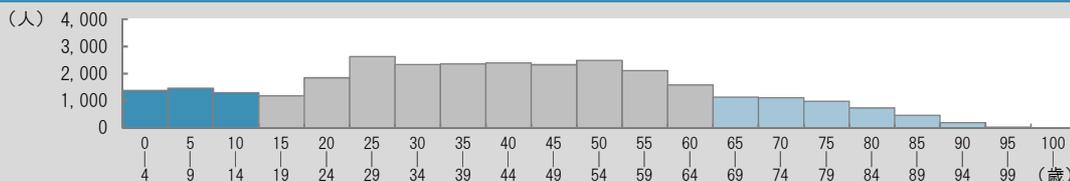
対象の町丁名	小台1～2丁目、馬絹1～6丁目、宮崎（大塚町内会地域）
地理的特徴等	区の中央部から東部に位置する。中央部で国道246号線と尻手黒川道路が交差している。
住環境	駅に近い住宅地で坂道が多い。主要道路の交通量は多いが、少し入ると住宅街。長年住む人の戸建て住宅に加え、マンションも多く建っている。
交通	鷺沼駅、宮前平駅、宮崎台駅が最寄り駅。各方面へのバス路線がある。

2 地区の統計データ

人口・世帯数と年齢3区分別人口割合 ※大塚町内会地域以外の宮崎地区を含む

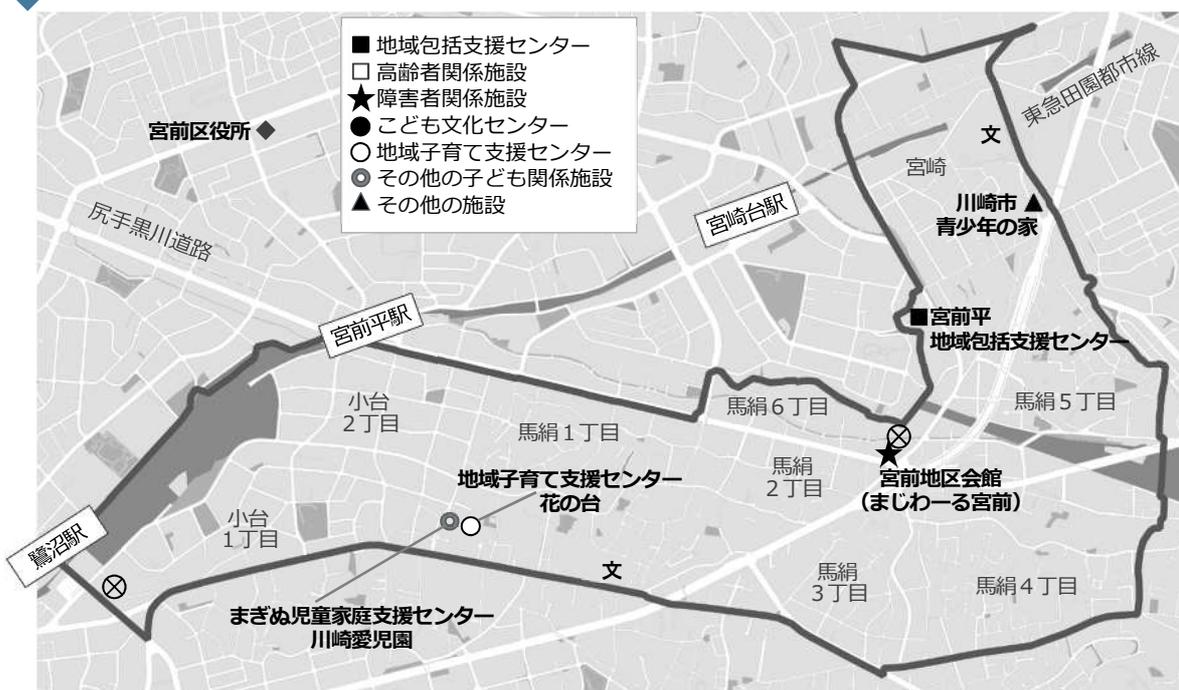
総人口	30,090人	世帯数	15,078世帯
14歳以下（年少）人口	4,149人	年少人口割合	13.9%
15～64歳（生産年齢）人口	21,257人	生産年齢人口割合	70.8%
65歳以上（老年）人口	4,684人	高齢化率	15.3%

5歳刻み人口グラフ



資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」及び「町丁別年齢別人口」（令和5（2023）年9月末日現在）

3 地区の地図



4 社会資源一覧

この地区を支える団体		
町内会・自治会		大塚町内会、小台町内会、馬絹町内会
地区社会福祉協議会		宮前第三地区
民生委員児童委員協議会		宮前第三地区、宮前五地区
この地区の住民が相談できるところ		
高齢者		宮前平地域包括支援センター
障害者		地域相談支援センターポポラス
子ども		中部児童相談所（高津区） 川崎西部地域療育センター 宮前区保育・子育て総合支援センター
この地区の子どもたちが通う学校		
小学校		土橋小学校、宮崎小学校、梶ヶ谷小学校（高津区） 西梶ヶ谷小学校（高津区）、宮崎台小学校
中学校		宮前平中学校、宮崎中学校
この地区にある主な施設		
主な 公的施設	警察署・消防署	鷺沼駅前交番、馬絹交番
	文化施設等	宮前地区会館（まじわーる宮前） 川崎市青少年の家
子ども 関係施設	地域子育て支援センター	地域子育て支援センター花の台
	児童福祉施設	まぎぬ児童家庭支援センター
	児童養護施設	川崎愛児園
障害者 関係施設	障害者福祉拠点施設	まじわーる宮前

この地区で行われている一部の活動は、宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』に載っています。

※使い方は
P.74 を見てね！



(6) 宮前中央地区



1 地区の概況

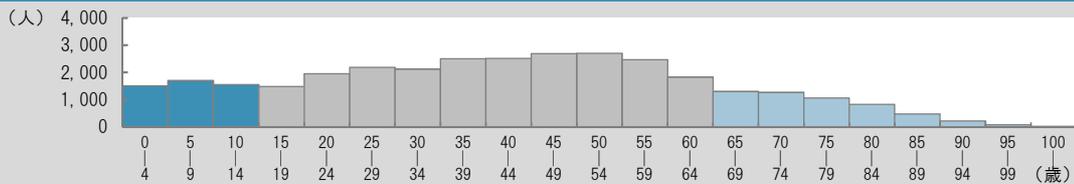
対象の町丁名	宮崎 (大塚町内会地域を除く)、宮崎 1～6 丁目、宮前平 1～3 丁目
地理的特徴等	宮前区の中央部から北東部に広がる地域。北東側は高津区に隣接している。
住環境	戸建てやマンションが建ち並ぶ住宅地で坂道が多い。
交通	宮崎台駅、宮前平駅が最寄り駅。

2 地区の統計データ

人口・世帯数と年齢 3 区分別人口割合 ※宮崎地区は宮前第三地区で集計しています

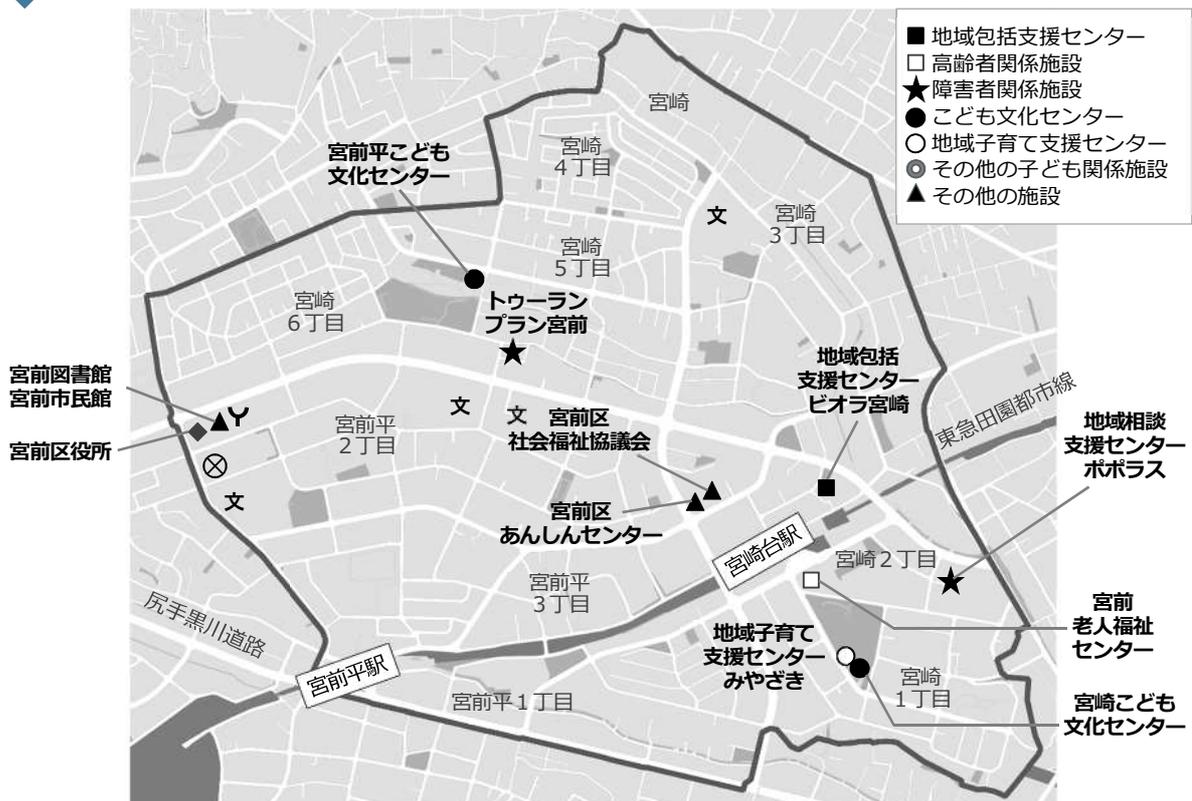
総人口	32,413 人	世帯数	15,201 世帯
14 歳以下 (年少) 人口	4,762 人	年少人口割合	14.7%
15～64 歳 (生産年齢) 人口	22,439 人	生産年齢人口割合	69.2%
65 歳以上 (老年) 人口	5,212 人	高齢化率	16.1%

5 歳刻み人口グラフ



資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」及び「町丁別年齢別人口」(令和 5 (2023) 年 9 月末日現在)

3 地区の地図

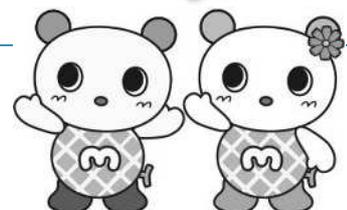


4 社会資源一覧

この地区を支える団体		
町内会・自治会	小台町内会、花の台町内会、馬絹町内会、宮崎町内会 宮崎6丁目自治会	
地区社会福祉協議会	宮前中央地区	
民生委員児童委員協議会	宮前第三地区、宮前五地区	
この地区の住民が相談できるところ		
高齢者	地域包括支援センタービオラ宮崎 宮前平地域包括支援センター	
障害者	地域相談支援センターポポラス	
子ども	中部児童相談所（高津区） 川崎西部地域療育センター 宮前区保育・子育て総合支援センター	
この地区の子どもたちが通う学校		
小学校	宮崎台小学校、富士見台小学校、宮前平小学校	
中学校	宮前平中学校	
この地区にある主な施設		
主な 公的施設	区役所等	宮前区役所
	警察署・消防署	宮前平駅前交番、宮前警察署 宮前消防署
	文化施設等	宮前市民館、宮前図書館
	その他	宮前区社会福祉協議会 宮前区あんしんセンター
高齢者関係施設		宮前老人福祉センター
障害者 関係施設	地域活動支援 センター	トウランプラン宮前
子ども 関係施設	こども文化 センター	宮崎こども文化センター 宮前平こども文化センター
	地域子育て 支援センター	地域子育て支援センター みやざき

この地区で行われている一部の活動は、宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』に載っています。

※使い方は
P.74 を見てね！



(7) 向丘地区



1 地区の概況

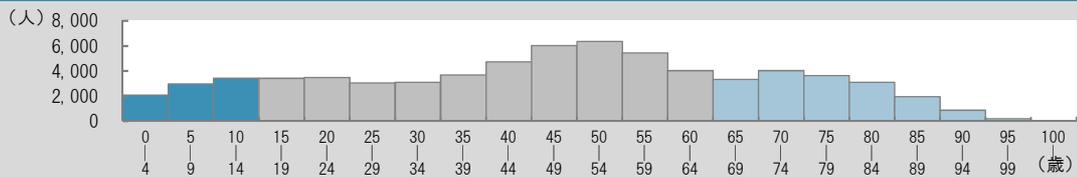
対象の町丁名	犬蔵1～3丁目、五所塚1～2丁目、潮見台、神木本町1～5丁目、白幡台1～2丁目、菅生ヶ丘、菅生1～6丁目、平1～6丁目、南平台、初山1～2丁目、水沢1～3丁目
地理的特徴等	区の北部から西部に位置する。高津区・多摩区・麻生区と横浜市青葉区に隣接する広い地域。東部には東名高速道路が縦断する。
住環境	概ね、丘陵地の住宅街。区内で唯一の市街化調整区域があるなど農地や緑地が比較的多く残されており、広い公園などもある。
交通	溝の口駅、梶が谷駅、宮崎台駅、宮前平駅、向ヶ丘遊園駅、登戸駅、新百合ヶ丘駅、あざみ野駅など各方面へのバスが通っている。

2 地区の統計データ

人口・世帯数と年齢3区分別人口割合

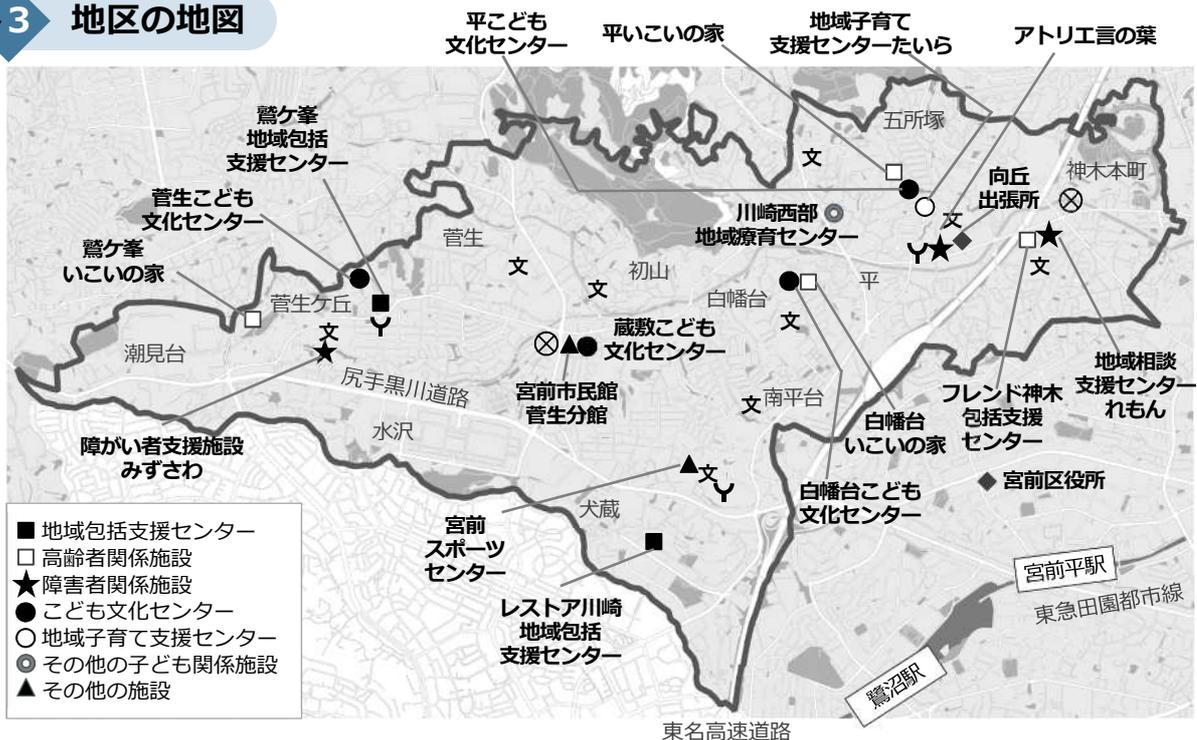
総人口	69,082人	世帯数	31,816世帯
14歳以下(年少)人口	8,498人	年少人口割合	12.3%
15～64歳(生産年齢)人口	43,372人	生産年齢人口割合	62.8%
65歳以上(老年)人口	17,212人	高齢化率	24.9%

5歳刻み人口グラフ



資料：川崎市の統計情報「町丁別世帯数・人口」及び「町丁別年齢別人口」（令和5（2023）年9月末日現在）

3 地区の地図



4 社会資源一覧

この地区を支える団体

町内会・自治会	一の丸自治会、犬蔵自治会、エクセル宮前平自治会、グリーンコーポ多摩ブラザ管理組合、グリーンヒル宮前平住民の会、五所塚町内会、コスモ宮前平コートフォルム自治会、市営清水台団地自治会、市営高山団地自治会、市営鷲ヶ峰住宅自治会、神木本町自治会、白幡台自治会、白幡台住宅管理組合、菅生ヶ丘自治会、菅生住宅自治会、菅生台自治会、菅生団地自治会、蔵敷自治会、蔵敷団地親和会、平風久保町内会、平住宅自治会、平高山自治会、平日影自治会、平日向自治会、長尾住宅管理組合、長沢自治会、南平自治会、南平台公社住宅自治会、南平台自治会、南平第2団地自治会、南平町内会、南平ハイツ自治会、南平みどり会、初山自治会、初山住宅自治会、初山団地自治会、稗原自治会、稗原団地自治会、南菅生自治会、宮前平パークハイツ自治会、向ヶ丘コーポビアネーズ自治会、向ヶ丘第五次自治会、向ヶ丘遊園センチュリータウン自治会、ライオンズマンション宮前平ヒルズ管理組合、鷲ヶ峰西住宅自治会
地区社会福祉協議会	向丘地区
民生委員児童委員協議会	向丘第一地区、向丘第二地区

この地区の住民が相談できるところ

高齢者	レストア川崎地域包括支援センター、フレンド神木地域包括支援センター 鷲ヶ峰地域包括支援センター、地域包括支援センタービオラ宮崎
障害者	地域相談支援センターポポラス、地域相談支援センターれもん
子ども	中部児童相談所（高津区） 川崎西部地域療育センター 宮前区保育・子育て総合支援センター

この地区の子どもたちが通う学校

小学校	犬蔵小学校、菅生小学校、向丘小学校、稗原小学校、平小学校、白幡台小学校 南原小学校（高津区）、長尾小学校（多摩区）
中学校	犬蔵中学校、菅生中学校、平中学校、向丘中学校

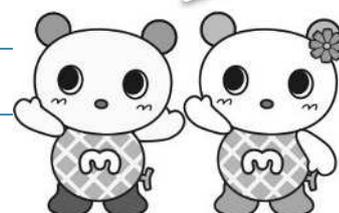
この地区にある主な施設

主な 公的施設	区役所等	宮前区役所向丘出張所
	警察署・消防署	神木交番、蔵敷交番 犬蔵出張所、菅生出張所、向丘出張所
	文化施設等	宮前スポーツセンター 宮前市民館菅生分館
高齢者関係施設		白幡台いこいの家、平いこいの家 鷲ヶ峰いこいの家
障害者 関係施設	地域相談支援センター	地域相談支援センターれもん
	障害者支援施設	障がい者支援施設みずさわ
	地域活動支援センター	アトリエ言の葉
子ども 関係施設	こども文化センター	白幡台こども文化センター 菅生こども文化センター 蔵敷こども文化センター 平こども文化センター
	地域子育て支援センター	地域子育て支援センターたいら
	地域療育センター	川崎西部地域療育センター

この地区で行われている一部の活動は、宮前区ご近所情報サイト『みやまえご近助さん』に掲載しています。



※使い方は
P.74 を見てね！



6 第6期計画の振り返り

(1) 第6期計画の重点項目の取組状況

第6期計画では、3つの基本方針を重点項目に掲げ、区民等とともに取組を進めてきました。

1 ご近助で支え合う地域づくり

○地域福祉活動の現場への訪問を通じた地ケアへの理解と共感を広げる研修の開催

コロナ禍で地域活動や対面での交流がしにくい状況の中、地区担当職員が活動の継続を支援するとともに、コロナ後を見据えて区役所全体で地ケアを学び、現場で気づき、支援につなぐ研修を行いました。

○宮前区ご近所情報サイト「みやまえご近助さん」の情報更新

約220のコミュニティカフェ・サロン、子育てサークルの開催状況を個別に確認し更新することにより、コロナ禍で希薄になりがちな地域とのつながり・きっかけづくりに努めました。また、町内会・自治会の活動や地域活動を取材するご近助コンシェルジュの記事も掲載するなど地域活動の情報発信を積極的に行いました。

○宮前区地域包括ケアシステム推進イベントの開催

地域で認知症の当事者や家族を見守るにはどのようにしたらよいか考えるきっかけをつくる講演会や、さまざまな疑似体験を通して、異なった立場を体感するイベントを開催することで、区民の地域包括ケアシステムへの意識の醸成を図りました。

○宮前区オリジナル体操・ダンスの制作、普及啓発

コロナ禍で地域での交流の機会が減り、運動不足で筋力低下や健康への影響が懸念されるなか、子どもから高齢者まで誰でも気軽に取り組める宮前区オリジナル体操・ダンスを制作しました。さらに普及啓発用に、様々な施設・団体の協力を得て、動画を制作するとともに、区役所横市民広場で、来庁者、地域住民、ヘルスパートナー（運動普及推進員）、近隣の保育園児と一緒に体操・ダンスをするイベントを開催し、健康づくり・地域の多世代交流につなげました。

宮前区オリジナル だいすきメロコス体操



YouTubeで公開中



2 理解と共感を広げる情報発信の充実

○地域包括ケアシステムについて子どもが分かりやすく学べるマンガの作成及び配布による啓発

地域包括ケアシステムにおける「地域のつながりの大切さ」や「認知症」、「福祉マーク」をテーマにした既存のマンガに加え、新たに「宮前区メロコス体操・ダンス」を広めるテーマにするとともに、公園体操を通じて、人と人、人と地域とのつながりの楽しさを伝えるマンガを作成し、区内全校の小・中・高校生に配布しました。

○生活に不安を抱える高齢者や家族が気軽に相談でき、情報を得られる場の提供

市民館ギャラリーや向丘出張所で「高齢者の生活と介護に関する展示」を実施し、地域包括支援センターによる相談窓口を設けるとともに、宮前区食生活改善推進員が栄養バランスの良い食事を展示・アドバイスするなど、多くの関係課・関係機関が連携し、高齢者に関連する情報の周知を行いました。

○地域みまもり支援センター活用ガイドブックの作成

支援が必要な場合や困りごと、心配ごとの相談先を広く周知するため、地域みまもり支援センターの各課がどんな仕事をしているか、分かりやすく紹介する冊子を作成しました。また、民生委員児童委員や町内会・自治会、子ども文化センターなど、地域で活動している団体に対し、当該ガイドブックを活用した出前講座を実施し、地域包括ケアシステムの理解や支え合いの必要性を周知しました。



3 区民・事業者・行政などの連携による地域福祉の向上

○宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議の開催

学識経験者及び関係団体の代表者等で構成する「宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議」において、地域包括ケアシステムに関する取組の意見交換や課題の共有等を行うとともに、委員の活動報告を通じた所属団体の連携を促進しました。

○民生委員児童委員、保護司会等との連携強化

区役所口ビーや市民館ギャラリー等での展示や地域での各種イベントを通じて、チラシ等を使って、民生委員児童委員、保護司会等の活動内容や各種団体の役割を積極的に広報し、理解を広げることにより、それぞれの委員が活動しやすい環境づくりに努めました。

(2) 第6期計画全体の取組状況

第6期計画全体の重点項目以外の取組状況について、3つの基本目標ごとに振り返ります。

基本目標1 ご近助で「ささえあう」地域づくり

新型コロナウイルス感染症により対面での交流が難しい状況ではありましたが、地域住民等が継続・再開している活動の広報や開催を支援することで、ご近助で「ささえあう」地域づくりの実現を進めました。

<具体例1> 食育を進めます

地域への出前講座、食育キャンペーン等のイベントでの料理展示や高齢者相談会、食育活動団体の活動紹介を通じて、子どもから高齢者までの全ライフステージの区民を対象に、関係機関と連携した食育の普及啓発活動を実施しました。

<具体例2> サロンやカフェなど、地域の居場所づくりを進めます

チラシ、情報冊子、Webサイト等でサロン・カフェや団体の活動状況を公開するなどの情報発信を行いました。また、新型コロナウイルス感染症による活動状況の変化、変更等を把握し、イベント等集会時の感染拡大防止の啓発を行うとともに、地域活動の制約を受けるなか、コミュニティカフェ等の開催を支援し、地域の居場所づくりを進めました。

【基本目標1の概要】

基本方針		第6期計画（令和3年度～令和5年度）の取組
1	誰もが参加できる健康・いきがいづくり	1 健康づくり・介護予防を進めます 2 食育を進めます
2	様々な団体や区民が地域で活動し、支え合う地域づくり	3 子育てしやすい地域づくりを進めます 4 高齢者の仲間づくりを進めます 5 区民の多様な活動が地域に広がります
3	安心して参加できる活動・交流の場づくり	6 サロンやカフェなど、地域の居場所づくりを進めます 7 育児不安を解消し、子育て支援活動参加のきっかけづくりを進めます 8 子どもの健やかな成長につながる外遊びの場をつくりま 9 精神障害者家族の学びの機会をつくりま 10 しあわせを呼ぶコンサートの開催を通じて、障害者との交流の場づくりを進めます
4	ご近助で支え合う地域づくり 重点項目	11 ご近助で支え合う地域づくりを進めます

基本目標2 支援に「つながる」きっかけづくり

福祉サービスや地域の情報、各種イベントなどに関する情報をチラシやリーフレット、マンガ等で周知したほか、ホームページやSNSを活用し積極的な情報発信を行いました。また、支援を必要とする人が幅広い福祉サービスをスムーズに受けられるよう、連絡会議等の実施により関係機関と見守り、支援体制の充実を図りました。さらに、より充実した地域活動が行えるよう、各種講座を開催し地域活動の担い手となる人材の育成を図るなど、支援に「つながる」きっかけづくりを行いました。

※ホームページ・SNS等を活用した情報発信はP.74 参照

<具体例1> ニーズに応じた相談・支援を通じて、高齢者・障害者に寄り添います

いつまでも健やかに住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域包括支援センターや障害者相談支援センター等と連携し、様々な面から総合的に支える相談支援体制の充実を行いました。

<具体例2>

ボランティアを増やし、安心して子育てでき、高齢者が健康で暮らせる地域をつくります

生涯を通じた健康づくりを自助・互助による地域ぐるみで行うことを目的としたボランティア養成講座を開催しました。講座では、地域で自主的に活動に取り組むヘルスパートナー（運動普及推進員）やヘルスマイト（食生活改善推進員）へのつなぎを行ったほか、民生委員児童委員の活動の紹介なども行いました。

また、乳幼児健診等の子育て支援事業で日々活動している、うさぎボランティア（すくすく子育てボランティア）が地域で子育てのサポートができる体制を整えるため、学習会や連絡会などを行いました。

<具体例3> 民生委員児童委員の協力により、高齢者等の見守りを行います

民生委員児童委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の世帯状況や生活状況を把握し、見守りが必要な対象者については、民生委員児童委員が定期的に自宅を訪問するなど、見守り体制を整えました。

<具体例4> 育児不安や児童虐待の兆候を早期に把握し、連携して地域での支援を進めます

要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議、担当による個別支援会議をそれぞれ開催し、各子育て支援団体、従事者と協働し、児童虐待の早期発見・対応についての連携強化を図り、地域での子育て支援・児童福祉の実現を進めました。

【基本目標2の概要】

基本方針		第6期計画（令和3年度～令和5年度）の取組
1	理解と共感を広げる 情報発信の充実 重点項目	12 地域のつながり・支え合いの大切さを伝え、理解と共感を広げます 13 子育て情報を発信し、安心して子育てができるまちづくりを進めます 14 高齢者が安心して生活していくための制度や知識の普及啓発を進めます
2	相談を通じた不安・困りごとの軽減	15 子ども・子育てに関する不安を軽減します 16 保育ニーズに応じた相談・支援を通じて、子どもの預け先を探す保護者に寄り添います 17 ニーズに応じた相談・支援を通じて、高齢者・障害者に寄り添います 18 ペットの飼養、ネズミや衛生害虫に関する相談に対応し、住環境を守ります
3	支援につなぐ人材・ネットワークづくり	19 認知症サポーターを増やし、安心して暮らせる地域をつくります 20 認知症等の早期診断・早期対応に向けた支援体制をつくります 21 徘徊高齢者等SOSネットワークで、安全を確保し家族等を支えます 22 ボランティアを増やし、安心して子育てでき、高齢者が健康で暮らせる地域をつくります 23 小・中学生の職場体験学習等を通じて、自分ができることを考えるきっかけをつくります
4	支援が必要な人への見守り、支え合いの推進	24 民間業者と連携した「川崎市地域見守りネットワーク」による見守りを行います 25 民生委員児童委員の協力により、高齢者等の見守りを行います 26 生活保護受給世帯の小・中学生に対し、学習支援への参加を呼びかけます 27 災害時に援護を必要とする人に対し、互助による避難体制づくりを進めます
5	虐待への適切な対応	28 育児不安や児童虐待の兆候を早期に把握し、連携して地域での支援を進めます 29 高齢者・障害者虐待に関する相談等に連携して対応します

基本目標3 区民・事業者・行政等が「一体となる」ネットワークづくり

区民、保健・福祉に関わる各種団体や連絡会、町内会・自治会、区社会福祉協議会、民生委員児童委員、民間事業者等の地域における多様な主体とのネットワークづくりを進め、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを行いました。

<具体例1> 障害者（児）が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます

宮前区自立支援協議会を開催して地域課題の抽出等を行うとともに、相談支援事業所連絡会を開催して地域の事業所等の相談支援体制強化に取り組みました。

<具体例2> 在宅介護等に多職種が連携して取り組み、情報発信を行います

安心して在宅で介護・福祉等が一体となったケアが受けられるよう、地域包括支援センターや宮前区介護支援専門員連絡会と研修会を実施するなど多職種間で連携するとともに、地域ケア会議等で情報発信しました。

【基本目標3の概要】

基本方針		第6期計画（令和3年度～令和5年度）の取組
1	保健・福祉分野での協働・連携の推進	30 障害者（児）が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます 31 在宅介護等に多職種が連携して取り組み、情報発信を行います
2	区民・事業者・行政などの連携による地域福祉の向上 重点項目	32 地域福祉に関わる団体等が連携して、区民への互助意識の浸透を図ります 33 高齢者が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます 34 民生委員児童委員や保護司等の地域福祉活動への理解を広げます 35 地域防災に関わる団体等が連携して、地域防災力の強化を図ります 36 小・中学校入学時など、新しい環境での学習や生活に適應しやすくします 37 地域の事業者団体等と連携し、地域福祉に関する情報発信を行います 38 社会福祉協議会と連携して、地域福祉の取組を進めます

7 第7期計画につなぐ視点

これまでの様々な調査等の結果から、こういった課題が見えてきたか、また、計画に位置付けられた重点項目に対し、どのような取組が行われたかをまとめ、第7期の計画策定につなぐ視点を整理しました。

視点1 地域住民同士の交流の必要性、多様な主体がつながることの大切さ

・「第6回川崎市地域福祉実態調査」

「地域の生活課題に関する調査（宮前区）」で、近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性について、交流の必要性を認識している人は44.9%、地域福祉を推進するため市民が取り組むこととして、「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」が市全体で最も高く38.4%。

「地域福祉活動に関する調査」で、地域のつながりの希薄化を感じている団体があった。また、防災に関する取組について、地域の方向士が助け合えるような働きかけが求められている。

- ・宮前区地域包括ケアシステム推進イベントのアンケートで、取組を継続してもらいたいとの回答があり、参加する当事者や支援者の横のつながりを深める機会の提供が求められている。



● お互いに支え合う地域づくりに向けて、近所との日頃からの交流や地域住民・団体等の多様な主体が分野を越えてつながることが大切であることを広めていく

視点2 必要な方に情報が届くこと、地域の情報を知るきっかけづくりの大切さ

・「第6回川崎市地域福祉実態調査」

「地域の生活課題に関する調査（宮前区）」で、心配ごとの解決に必要なと思われることについて、「保健や福祉に関する情報を簡単に入手できること」が38.4%、地域福祉を進めるため行政が取り組むこととして、「福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示」が39.1%。

「地域福祉活動に関する調査」で、新型コロナウイルス感染症をきっかけに良い情報が来てもニーズがあるところに渡せていないという回答があった。また、若い世代の福祉に関する関心が低いことが課題となっている。

- ・地域の会議等で情報収集した意見の中で、調べなくても地域の情報や活動が分かるようになど効果的な広報が求められている。



● 引き続き、適切な情報発信により心配ごとの解決や福祉サービスにつなげるとともに、地域のつながりの大切さの理解を広げていく

視点3 地域福祉活動に関わる人材の育成や参加による安全・安心に暮らし続けられる地域づくり

・「第6回川崎市地域福祉実態調査」

「地域の生活課題に関する調査（宮前区）」で、地域福祉を進めるため行政が取り組むこととして、「ボランティアや地域で活動する地域福祉を担う人材の育成」が30.6%となっている一方、地域活動やボランティア活動に参加したことがない人が44.0%。また、参加したことがない人の中で「きっかけがあれば（参加する）」と回答している人は43.7%。

「地域福祉活動に関する調査」で、活動を行う中で困っていることとして、新たなスタッフの確保や高齢化が挙げられている。また、活動に協力してくれていた人が転勤してしまうなどの回答もあった。

- ・宮前区地域包括ケアシステム推進講演会の参加者アンケートにより、認知症について、地域住民への知識・理解を進め、地域で支える基盤を作ることが求められている。



- 支援が必要な人や家族が支援につながるよう人材育成・ネットワークづくりを進めていくとともに、地域の活動への参加を促していく

視点4 新型コロナウイルス感染症による地域のつながりに対する影響

・「第6回川崎市地域福祉実態調査」

「地域の生活課題に関する調査（宮前区）」で、近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性について、「困ったときは当然助け合うべきだが、日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない」は44.8%で前回調査から7.6ポイント増加。

「地域福祉活動に関する調査」で、活動を行う中で困っていることとして、新型コロナウイルス感染症などを踏まえた対応が必要となっているという回答があった。また、新型コロナウイルス感染症をきっかけに、休止したままになっている活動がある。

- ・地域の会議等で情報収集した意見で、コミュニティサロン・カフェについて、コロナ禍前に比べて参加者が集まらない状況にあるという意見があった。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により止まっていた地域活動について、活動が再開した町会・団体等の集まりや取組に区職員が積極的に参加し支援しているが、子ども関係の地域活動は比較的再開されてきている一方、高齢者関係の活動はコロナ禍前の水準に戻っていない所が多い。



- 新型コロナウイルス感染症により中断・中止した活動や取組が再開される際の支援や参加促進を関係機関・団体と連携して進めていく

これらの視点から取組内容を精査し、第7期地域福祉計画においても地域福祉の推進に取り組めます。

Web・SNS等を活用して地域福祉の情報を配信しています。

宮前区ご近所情報サイト

「みやまえご近助さん」はご近所でのゆるやかなつながりづくりを応援するサイトです

- ・町内会・自治会・老人クラブなどの地域の活動団体
- ・イベントや地域の施設・団体の活動情報
- ・保育園・公園・高齢者施設・医療機関など地域にある施設情報
- ・地域の統計情報



などの情報を地域ごとに調べることができます。身近な地域の情報を知ることにより、気軽に地域のイベントや活動に参加してもらいたいという思いを込めたサイトです。



まずはサイトを CHECK!

みやまえご近助さん

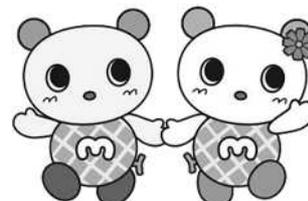
検索



宮前区地域みまもり支援センター公式 SNS

「地域のこども子育て情報」を手に入れよう

宮前区のこども・子育てに関するセミナーや各種イベント情報を配信しています。



「かわさきアプリ」でいろいろな情報を手に入れよう

川崎市では子育て・防災・イベント・ごみ分別など生活に必要な情報をお届けするツールとして「かわさきアプリ」を配信しています。

かわさきアプリ

検索

かわさきアプリの一覧

川崎市 LINE 公式アカウント	AI チャットボット機能による質問への回答、区役所の「窓口混雑情報」・「ごみの分別」などの情報検索
新かわさき子育てアプリ	予防接種や子どもの成長記録等の管理、子どもの健診の時期や必要な手続等の情報を通知でお知らせ、子育て関連施設の検索
かわさき防災アプリ	各種災害情報・気象警報・開設避難場所への誘導などの情報配信、ハザードマップの確認
川崎ごみ分別アプリ	ごみの分別検索・日ごとの収集品目・3R クイズなどの情報配信
かわさきイベントアプリ	行政、民間で行う市内のイベントの情報配信
かわさき防犯アプリ	市内の事件、不審者、特殊詐欺などの情報を通知でお知らせ

宮前区の地域福祉推進の取組

第2章

1 宮前区がめざす地域福祉

(1) 基本理念

基本理念

みんなで広げよう ご近助のわ
～「つながる」を育て、安心して暮らせるまちへ～

人は家族、友人、周りの人以外にも、社会生活を送るなかでいろいろな人と関わりを持って生きています。私たちは、お互いのちょっとした気遣いや見守りのなかで、支えたり、支えられながら暮らしています。

また、高齢者、障害者、子ども、子育て中の人など、すべての区民が住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けるためには、地域の生活課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉えて行動することが大切です。

宮前区では、第6期計画の基本理念を「みんなでつくろう ご近助のわ ～ゆるやかにつながり 安心して暮らせる地域づくり～」として、子どもから高齢者までがゆるくつながり、身近なご近所同士が、日々の暮らしのなかで支え合い、助け合う地域をめざして取組を進めてきました。

第7期計画では、これまでの取組を継承し発展させながら、そのつながりを育て、みんなが主体的に行動することや、医療、看護、介護、福祉などの多様な主体との連携により、お互いに支え合い、助け合う地域づくりのさらなる発展をめざします。

取組の推進にあたっては、社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いやボランティアなど顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、介護保険や医療保険に代表されるお互いの支え合いを制度化した取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」を組み合わせ、基本目標、基本方針、重点的な取組、具体的な取組を設定し、毎年度の振り返りを行いながら着実に進めていきます。



(2) 基本目標

宮前区の現況や地域の課題を踏まえ、第7期計画では次の3つの基本目標を掲げて取組を進めます。

基本目標1

ご近助で
「つながる」
地域づくり

一人ひとりの健康づくり・いきがいづくりや、近隣の住民同士がつながり、支え合い、助け合うことができる地域づくりのためには、安心して参加できる活動・交流の場づくりが必要です。

公園体操など参加しやすい健康づくりの場、高齢者や地域の住民が集うサロン・カフェ、子育て世代や障害者の交流の場、地域の中で自分たちができることを考えるきっかけづくりなどの取組を区民、団体、事業者等の多様な主体と連携して進めます。

基本目標2

支援に
「つながる」
きっかけづくり

住民が必要な時に適切な福祉サービスやその情報を得られるように、様々な媒体を活用し、相談窓口、保健福祉サービス、地域の活動に関する情報などを積極的に発信することで支援につなげます。

また、高齢者、障害者、子どもなどの様々な相談に対する支援体制の充実を図るとともに、認知症サポーターや健康づくり、子育て支援ボランティアなど新たな担い手の育成、見守りの体制づくり、虐待への適切な対応を行います。

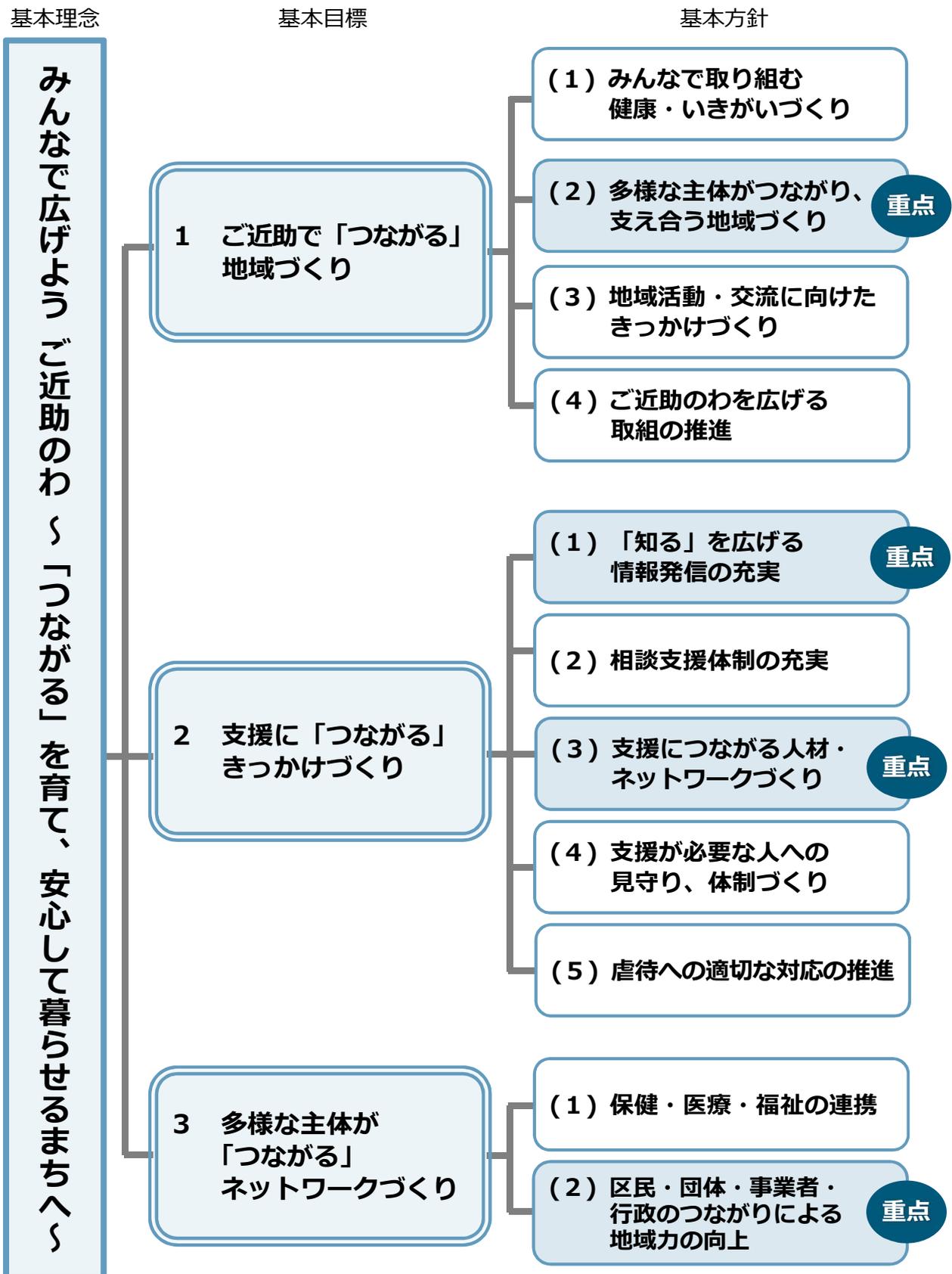
基本目標3

多様な主体が
「つながる」
ネットワーク
づくり

認知症や障害者など支援を必要とする人・家族が安心して暮らし続けるために、保健・医療・福祉の分野の連携を進めます。

また、防犯、防災、教育等の多様な地域の課題に対して、区民・団体・事業者・行政等の連携を強化し、情報共有を図りながら一体となって課題の解決に取り組むネットワークを構築することで地域力の向上を図ります。

(3) 計画の骨子



(4) 事業体系一覧表

 第7期計画の重点項目（以降、同様のマークをつけています）

計画の理念	基本目標	基本方針	具体的な取組		掲載ページ
みんなで広げよう「ご近助のわく」をつなげる「を育て、安心して暮らせるまちへ」	1 「ご近助で」つながる「地域づくり	(1) みんなで取り組む健康・いきがいづくり	1	健康づくり・介護予防を進めます	83
			2	食育を進めます	83
		(2) 多様な主体がつながり、支え合う地域づくり 	3	子育てしやすい地域づくりや、子育て世帯のつながりづくりを進めます	83
			4	サロンやカフェなど、地域の居場所づくりを進めます	83
			5	区民の多様な活動を支援します	83
			6	区内の人や団体をつなぎ、支援します【新規】	83
		(3) 地域活動・交流に向けたきっかけづくり	7	子どもの健やかな成長につながる外遊びの場・多世代交流の場をつくります	84
			8	高齢者の仲間づくりを進めます	84
			9	精神障害者家族のつながり・学びの機会をつくります	84
			10	しあわせを呼ぶコンサートの開催を通じて、障害者との交流の場づくりを進めます	84
		(4) ご近助のわを広げる取組の推進	11	ご近助で支え合う地域づくりを進めます	84
	2 支援に「つながる」きっかけづくり	(1) 「知る」を広げる情報発信の充実 	12	地域のつながり・支え合いの大切さを伝え、理解と共感を広げます	85
			13	子育て情報を発信し、安心して子育てができるまちづくりを進めます	85
			14	高齢者が安心して生活していくための制度や知識の普及啓発を進めます	85
			15	防災意識の普及啓発により安心して暮らせるまちづくりを進めます	85
		(2) 相談支援体制の充実	16	妊娠・出産・育児に関する相談支援により親と子がすこやかに暮らせる環境づくりを進めます	86
			17	保育ニーズに応じた相談・支援を通じて、子どもの預け先を探す保護者に寄り添います	86
			18	ニーズに応じた相談・支援を通じて、高齢者・障害者に寄り添います	86
			19	ペットの飼養、ネズミや衛生害虫に関する相談に対応し、住環境を守ります	86

計画の理念	基本目標	基本方針	具体的な取組		掲載ページ	
みんなで広げよう「近助のわく」をつなげる「を育て、安心して暮らせるまちへ」	2 支援に「つながる」きっかけづくり	(3) 支援につながる人材・ネットワークづくり 	20	認知症サポーターを増やし、安心して暮らせる地域をつくります	87	
			21	認知症の方を支える支援ネットワークを作り、認知症の方を地域で支える体制づくりを目指します【新規】	87	
			22	認知症等行方不明SOSネットワークで、安全を確保し家族等を支えます	87	
			23	ボランティアを増やし、安心して子育てでき、高齢者が健康で暮らせる地域をつくります	87	
			24	民間業者等と連携した「川崎市地域見守りネットワーク」による見守りを行います	88	
		(4) 支援が必要な人への見守り、体制づくり	25	育児不安を解消し、子育て支援活動参加のきっかけづくりを進めます【拡充】	88	
			26	民生委員児童委員の協力により、高齢者等の見守りを行います	88	
			27	生活保護受給世帯の小・中学生に対し、学習支援への参加を呼びかけます	88	
			28	災害時に必要な支援が受けられるよう、避難体制づくりを進めます	88	
		(5) 虐待への適切な対応の推進	29	育児不安や児童虐待の兆候を早期に把握し、連携して地域での支援を進めます	89	
			30	高齢者・障害者虐待に関する相談等に連携して対応します	89	
		3 多様な主体が「つながる」ネットワークづくり	(1) 保健・医療・福祉の連携	31	障害者（児）が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます	90
				32	認知症等の早期診断・早期対応に向けた支援体制をつくります	90
				33	多職種連携により医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組みます	90
			(2) 区民・団体・事業者・行政のつながりによる地域力の向上 	34	地域福祉に関わる団体等が連携して、区民への互助意識の浸透を図ります	91
	35			高齢者が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます	91	
	36			民生委員児童委員や保護司等の地域福祉活動への理解を広げます	91	
	37			地域防災に関わる団体等が連携して、地域防災力の強化を図ります	91	
	38			安全・安心に関わる団体等の連携・協働により、安全・安心のまちづくりの推進を図ります	91	
	39			小・中学校入学時など、新しい環境での学習や生活に適應しやすくするとともに、課題を持つ子どもたちへのきめ細かな対応を行います	91	
	40			社会福祉協議会と連携して、地域福祉の取組を進めます	91	

2 重点的な取組

1 多様な主体がつながり、支え合う地域づくり

基本目標 1
基本方針 (2)

子ども・子育ての相談や交流の場、多世代が集まるサロン・カフェなど、地域の居場所づくりの活動を支援し、地域住民・団体、民生委員児童委員、地域包括支援センター、区社会福祉協議会等の多様な主体がつながり、お互いに支え合う地域づくりを進めます。

また、地域住民・団体等の新たなつながりや多様な活動を支援していきます。

2 「知る」を広げる情報発信の充実

基本目標 2
基本方針 (1)

保健・医療・福祉サービスの情報や相談機関に関する情報を、必要な人がいつでも入手できるように、様々な媒体や広報物を活用して情報提供していきます。

また、自分が住んでいる地域の情報や、地域住民・団体、町内会・自治会等の活動、地域包括ケアシステムに関する取組等の情報を発信することで、地域に関心を持ち、活動の参加のきっかけや地域のつながり、支え合いの大切さの理解へ広げていきます。

3 支援につながる人材・ネットワークづくり

基本目標 2
基本方針 (3)

認知症になっても安心して暮らし続けることができるよう、地域で支えるネットワークづくりを進めるとともに、認知症に関する普及啓発や認知症サポーターを養成していきます。

また、健康づくり、介護予防、子育て支援ボランティア等の地域福祉活動に関わる人材の育成を進めます。

4 区民・団体・事業者・行政のつながりによる地域力の向上

基本目標 3
基本方針 (2)

防犯、防災、教育、子育て、高齢者等に関する多様化・複雑化した課題に対応していくため、様々な主体が分野を越えてつながり、顔の見える関係づくりや情報共有を行いながらネットワークを構築し地域力の向上を図ります。

3 具体的な取組

基本目標 1 ご近助で「つながる」地域づくり

基本方針（1） みんなで取り組む健康・いきがいつくり

身近な地域で、区民の誰もが気軽に参加できる活動が広がり、子どもから高齢者までいきいきとした生活を送ることができるよう、健康づくりや食育を進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
1	健康づくり・介護予防を進めます	健康づくりに関する情報や、地域の健康づくり活動の場・イベント等についての情報を発信します。 また、出前講座の開催等を通じて公園における体操やサロンなど地域での自主的なグループの活動を広げ、健康づくり・介護予防を進めます。	公園体操など、健康づくり・介護予防を行う区民 地域包括支援センター	地域支援課
2	食育を進めます	地域の食育活動団体によるイベントや講習会等を通じて、食育の取組を推進します。	食育活動団体	地域支援課

基本方針（2） 多様な主体がつながり、支え合う地域づくり



子育てや高齢者に関わる団体やボランティアなど、地域福祉活動の担い手による活発な相互交流を進め、世代を問わず様々な人々が地域で活動し、支え合う地域づくりを進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
3	子育てしやすい地域づくりや、子育て世帯のつながりづくりを進めます	子ども・子育て支援機関、団体の代表者、子育てグループ等が集まり、情報共有や子育て支援等に関する意見交換を行うことを通じて、子育てしやすい地域づくりを進めます。 また、地域の子育て世代のつながりづくりに向けた取組を行います。	子育てグループ 子育て関連団体 子ども・子育て支援機関	地域ケア推進課 地域支援課 保育所等・地域連携担当 生涯学習支援課
4	サロンやカフェなど、地域の居場所づくりを進めます	あらゆる世代が集う地域のサロン・カフェ等の運営者がつながり、情報共有を行うとともに、新たなサロン等の立ち上げを支援することなどを通じて、身近な地域で支え合う居場所づくりを進めます。	サロン・カフェ 区社会福祉協議会 地域包括支援センター	地域ケア推進課 地域支援課 向丘出張所 保育所等・地域連携担当
5	区民の多様な活動を支援します	団体への活動支援や活動情報の広報などを通じて、区民の多様な活動を地域に広げ、地域の課題解決につなげていきます。	地域で活動する団体	地域振興課
6	区内の人や団体をつなぎ、支援します【新規】	宮前区ソーシャルデザインセンター「みやまえBASE」を通じて、つながりや居場所の発見、地域課題の共有・解決等に向け、区内の人や団体をつなぎ、支援していきます。	地域住民 地域で活動する団体	企画課

基本方針（3）

地域活動・交流に向けたきっかけづくり

世代や障害の有無などを問わず、様々な人々が地域活動によって交流していくことができるように、安心して参加できる活動や交流の場をつくります。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
7	子どもの健やかな成長につながる外遊びの場・多世代交流の場をつくります	公園などを活用した「冒険遊び場」の活動を通じて、子どもの健やかな成長の場・小地域での多世代交流の場をつくります。	冒険遊び場運営団体	地域ケア推進課 道路公園センター
8	高齢者の仲間づくりを進めます	地域の高齢者が主体的に集まる場としての老人クラブの活動を通じて、高齢者の仲間づくりやいきがいづくりを進めます。	老人クラブ	高齢・障害課
9	精神障害者家族のつながり・学びの機会をつくります	精神障害者家族の悩みごとや困りごとを共有し、家族を支援するため、病気への対応方法や社会資源、制度について学習する機会を提供します。	精神障害者家族 精神障害に関わる専門職 精神保健福祉連絡会	高齢・障害課
10	しあわせを呼ぶコンサートの開催を通じて、障害者との交流の場づくりを進めます	障害者施設の利用者が出演するコンサートを開催することにより、障害者の自立支援・社会参画の機会とするとともに、音楽を通じて相互理解を深め、障害者との交流の場づくりを進めます。	障害者施設利用者	地域振興課

基本方針（4）

ご近助のわを広げる取組の推進

地域包括ケアシステムの実現に向けて、より多くの区民が地域福祉活動に関心を持ち、「ご近助」で支え合う地域づくりについて考える機会の提供や、地域福祉活動団体やボランティア活動への参加を促進し、ご近助で支え合う地域づくりを進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
11	ご近助で支え合う地域づくりを進めます	それぞれの地域が抱える困りごとを住民が共有し、自分事として問題意識を持ち、連携して解決をめざすことを通じて、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組み「地域包括ケアシステム」の基盤を強化します。 地域活動団体への講師派遣や地域包括ケアシステム推進に関する講演会等の開催、小・中学生を対象とした区役所等での職場体験学習、出前講座の開催などにより、地域包括ケアにおける地域のつながりの大切さを学ぶ機会や、地域の中で自分たちができることを考えるきっかけづくりを行います。 また、宮前区オリジナル「だいすきメロコス体操・ダンス」の活用により健康づくり・介護予防を進めるとともに、多世代交流をきっかけとしたご近助で支え合う地域づくりを進めます。	公園体操など、健康づくり・介護予防を行う区民 地域で活動する団体 地域住民 区内の小中学校	地域ケア推進課 地域支援課 保育所等・地域連携担当 高齢・障害課

基本目標 2 支援に「つながる」きっかけづくり

基本方針（1） 「知る」を広げる情報発信の充実

重

地域のつながりや支え合いの大切さへの理解や共感を広げ、区民が安心して生活していくために必要な情報を適切に得られるよう、各種媒体を通じた情報発信を充実します。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
12	地域のつながり・支え合いの大切さを伝え、理解と共感を広げます	チラシ・リーフレット・ホームページ等を媒体とし、地域包括ケアシステムや地域福祉の目的・理念等について普及啓発を行うこと通じて、地域のつながり・支え合いの大切さへの理解と共感を広げます。 また、宮前区ご近所情報サイト「みやまえご近助さん」等により、地域でどのような活動が行われ、どのような人々が活動しているのかを知る機会をつくることで、地域とのつながりを広げるきっかけづくりを行います。	地域活動を行う団体 事業者 地域住民	地域ケア推進課 地域支援課 企画課 地域振興課 衛生課 向丘出張所 宮前図書館
13	子育て情報を発信し、安心して子育てができるまちづくりを進めます	みやまえ子育てガイド「とことこ」の発行、宮前区子ども子育てホームページの充実、SNSやアプリの活用等により、子育て情報を広く地域へ発信し、安心して子育てができるまちづくりを進めます。	子育てグループ 子育て関連団体 子ども・子育て支援機関 事業者	地域ケア推進課 保育所等・地域連携担当
14	高齢者が安心して生活していくための制度や知識の普及啓発を進めます	高齢者が安心して生活していくために高齢者在宅生活支援サービスや成年後見制度等の利用促進、普及啓発を実施します。また、介護予防など高齢者への地域の理解を深める講座を通して、知識の普及啓発を図ります。	地域包括支援センター	高齢・障害課 地域支援課
15	防災意識の普及啓発により安心して暮らせるまちづくりを進めます	防災フェアや防災に関わるチラシ等を用いた普及啓発により、区民の防災意識の向上を図ります。		危機管理担当 地域ケア推進課 地域支援課 衛生課 高齢・障害課 道路公園センター

障害者相談支援センター

障害者相談支援センターは、基幹相談支援センターと地域相談支援センターがあり、区内には3か所の地域相談支援センターがあります。川崎市から委託を受けた法人が運営する公的な相談窓口で、障害のある人が安心して暮らすことができるよう、地域の関係機関と連携して相談を受け、支援を行っています（詳細は50ページ参照）。

障害のある人やその家族等の様々な困りごとや悩みごとなどを受けて、解決方法を一緒に考えたり、探したりするところです。障害種別や年齢に関わらず相談を受けていますので、お気軽に相談してください。

基本方針（2）

相談支援体制の充実

区民や地域が抱える様々な生活課題を把握し、その適切な解決に向けて、寄り添いながら相談を通じた不安や困りごとの軽減を図ります。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
16	妊娠・出産・育児に関する相談支援により親と子がすこやかに暮らせる環境づくりを進めます	妊娠中から出産、育児等に関する個別相談等を通じて、子ども・子育てに関する不安を軽減します。 また、主に乳幼児のいる家庭の地域での見守りや子育ての課題について関係機関等と連絡会を開催し情報共有を図ります。	主任児童委員 子育て関連団体	地域ケア推進課 地域支援課
17	保育ニーズに応じた相談・支援を通じて、子どもの預け先を探す保護者に寄り添います	子どもの預け先を探す保護者の一人ひとりに寄り添い、保育所入所相談を実施することを通じて、それぞれの保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を行います。	保育所等	児童家庭課
18	ニーズに応じた相談・支援を通じて、高齢者・障害者に寄り添います	高齢者・障害者に関する相談等について、相談内容等に応じた適切な機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。	地域包括支援センター 障害者相談支援センター	高齢・障害課
19	ペットの飼養、ネズミや衛生害虫に関する相談に対応し、住環境を守ります	地域で健康で快適な生活が送れるよう、ペットの飼養、ネズミや衛生害虫に関する区民からの相談に対応し、衛生的で健康的な住環境を確保します。	ペットを飼養する区民等 動物病院	衛生課

民生委員児童委員

民生委員児童委員は、民生委員法により住民の中から選ばれ厚生労働大臣に委嘱された非常勤の公務員です。給与は支給されず、ボランティアとして、地域住民の立場に立って、皆様の暮らしを支援する人です。すべての民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねているため、「民生委員児童委員」と呼ばれ、子どもに関わる相談支援活動も行います。民生委員児童委員には守秘義務があります。地域の皆様から受けた相談内容の秘密を守ります。

●どんな活動をしているの？

高齢者・障害者・子育て中の家庭、生活困窮家庭など、生活のことで悩みを持っている方の気軽な相談窓口です。
必要な場合は、役所や関係機関とのパイプ役になります。

●主任児童委員とは？

児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員児童委員です。
地域担当の民生委員児童委員と学校や児童福祉関係機関との連絡調整を行います。

●民生委員児童委員協議会（民児協）とは？

民生委員児童委員、主任児童委員が地域ごとに協議会を構成しています。
宮前区には、8つの民生委員児童委員協議会があります。

基本方針（3）

支援につながる人材・ネットワークづくり

重

支援につながるきっかけが得やすくなるよう、地域で活動する人や地域福祉活動に関わる人など、地域活動の担い手となる人材の育成やネットワークづくりを進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
20	認知症サポーターを増やし、安心して暮らせる地域をつくります	認知症地域支援推進員とともに「認知症サポーター養成講座」を小地域で開催するなど、認知症への理解・共感を広げ、認知症になっても安心して暮らせる地域をつくります。	認知症サポーター キャラバン・メイト	地域支援課
21	認知症の方を支える支援ネットワークを作り、認知症の方を地域で支える体制づくりを目指します【新規】	認知症カフェ・地域カフェ等の社会資源を把握するとともに、関係者・関係機関の人的資源を確立することで、チームオレンジ（認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った支援をつなげる仕組み）構築に向けたネットワークづくりを推進します。	認知症サポーター キャラバン・メイト 地域包括支援センター 地域活動を行う団体	地域ケア推進課 地域支援課
22	認知症等行方不明SOSネットワークで、安全を確保し家族等を支えます	行方不明の恐れのある高齢者等の登録を事前に行い、行方不明が発生した際に関係機関や近隣自治体に情報提供することで、高齢者等の安全を確保し、家族等を支えます。	認知症等行方不明SOS ネットワークに関わる 機関	高齢・障害課
23	ボランティアを増やし、安心して子育てでき、高齢者が健康で暮らせる地域をつくります	子育て支援や、健康づくり・介護予防等に資するボランティアを養成し、保健・福祉活動への参加を促し、安心して子育てでき、高齢者が健康で暮らせる地域をつくります。	食生活改善推進員 運動普及推進員 すくすく子育てボラン ティア	地域支援課

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、65歳以上の方やご家族、地域の方が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、市から委託を受けた公的な相談窓口です。区内には7か所あり、担当地域をわけて運営しています。地域で暮らす高齢者の方をさまざまな面から総合的に支えるために設けられました。

社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師等の専門職がみなさんの生活をサポートしますので、お気軽にご相談下さい（詳細は50ページ参照）。

基本方針（4）

支援が必要な人への見守り、体制づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関等と連携し、支援が必要な人への見守り、支え合いを進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
24	民間業者等と連携した「川崎市地域見守りネットワーク」による見守りを行います	住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民間業者等との連携による見守りを行い、異変が生じた状態や何らかの支援を必要としている人等を早期に発見して、必要な支援につなげます。	協力事業所 (LPガス協会、新聞販売店、生活協同組合等)	地域ケア推進課 地域支援課 児童家庭課 高齢・障害課 保護課
25	育児不安を解消し、子育て支援活動参加のきっかけづくりを進めます【拡充】	区内の保育所と連携し、保育士等の専門職による講座や子育ての先輩の体験談を聞き、相談できるセミナーを開催することを通じて、育児不安・孤立感などの解消と育児力の向上に向けた体制づくりを進めるとともに、子育て支援活動参加へのきっかけづくりを進めます。	子育てグループ 保育所等 保育・子育て総合支援センター	保育所等・地域連携担当
26	民生委員児童委員の協力により、高齢者等の見守りを行います	ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、民生委員児童委員の協力により、ひとり暮らし等の高齢者世帯を訪問調査し、地域での高齢者の見守りを行います。	民生委員児童委員	高齢・障害課
27	生活保護受給世帯の小・中学生に対し、学習支援への参加を呼びかけます	貧困の連鎖を防止できるよう、生活保護受給世帯の小・中学生に学校以外の学習の機会や居場所を提供し、進学を支援する学習支援事業を積極的に案内し、参加を呼びかけます。	学習支援を行う事業者等	保護課
28	災害時に必要な支援が受けられるよう、避難体制づくりを進めます	災害時に高齢者や障害者等の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者避難支援制度の運用や、二次避難所の開設・運営等による災害時援護体制の整備などにより、災害時に必要な支援が受けられるよう、避難体制づくりを進めます。	地域の支援組織 (町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員)	危機管理担当 高齢・障害課

保育・子育て総合支援センター

保育・子育て総合支援センターは、保育所、地域子育て支援センター、保育総合支援担当が一体となった施設で、宮前区では令和5（2023）年10月に開設しました。

センターには、保育士・看護師・栄養士など、子どもに関する専門職を配置し、子育て家庭への支援や保育関係施設との連携・人材育成など「地域の子育て支援拠点」として、子育てと保育を総合的に支援します。また、子育てに関する交流拠点として、地域の方にも気軽にご利用いただけます。



宮前区保育・子育て総合支援センター

基本方針（5）

虐待への適切な対応の推進

子ども、高齢者、障害者に対する虐待の予防、早期発見、早期対応を図り、関係機関と連携して適切に対応します。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
29	育児不安や児童虐待の兆候を早期に把握し、連携して地域での支援を進めます	要保護児童対策地域協議会の各種会議を通じて、子育て支援機関・団体・児童福祉従事者等と考え方を共有し連携を強化することにより、育児不安や児童虐待につながる兆候を早期に把握し、地域での継続した支援を進めます。	子育て関連団体 子ども・子育て支援機関 事業者	地域支援課
30	高齢者・障害者虐待に関する相談等に連携して対応します	高齢者・障害者虐待に関する相談・通報内容に応じて、適切な機関と連携、対応を図ります。	地域包括支援センター 介護支援専門員 介護サービス事業所 障害者相談支援センター	高齢・障害課

保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の公務員です。
宮前区保護司会は保護司法に基づいて、昭和 57（1982）年に発足し活動しています。

保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とし、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、犯罪や非行をした人が社会に復帰したときにスムーズに社会生活を営めるよう、相談に応じるなど、様々な面からの支援や啓発活動を行っています。

基本目標 3 多様な主体が「つながる」ネットワークづくり

基本方針（1） 保健・医療・福祉の連携

認知症、障害者、医療・介護を必要とする方が地域で安心して暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉分野での協働・連携を進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
31	障害者（児）が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます	障害者（児）が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域自立支援協議会を通じて、相談支援の充実や障害に対する理解を深める普及啓発を図ります。また、障害者（児）を取り巻く様々な課題を共有しながら、障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域づくりを進めます。	地域自立支援協議会 障害者相談支援センター	高齢・障害課
32	認知症等の早期診断・早期対応に向けた支援体制をつくります	支援チーム員が自宅を訪問し、アセスメント、家族支援までの初期の支援を集中的に行い、症状に応じた助言や支援等をする体制をつくります。	認知症疾患医療センター 地域包括支援センター 訪問看護ステーション 川崎市介護支援専門員連絡会	高齢・障害課 地域支援課
33	多職種連携により医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組みます	医師、看護師、介護支援専門員など多職種間での連携により、安心して在宅で介護・福祉等一体となったケアが受けられる環境づくりに取り組みるとともに、在宅介護等に関する様々な情報を、区民に向けて発信します。	地域包括支援センター 介護支援専門員連絡会 医師会等保健・福祉・医療関係団体	地域ケア推進課 高齢・障害課

宮前区地域自立支援協議会

障害のある人が暮らしやすい地域となることを目指して活動しており、川崎市では、市単位で市協議会、区ごとに区協議会を設置しています。

- ・区協議会では、個別の相談支援における問題から、地域の問題を抽出し、地域課題を設定します。区レベルで対応する課題の解決に向けた取組を行います。
- ・市協議会は、市協議会と区協議会を含めた全外の方向性、取り決め等を協議します。

基本方針（2）

区民・団体・事業者・行政のつながりによる地域力の向上

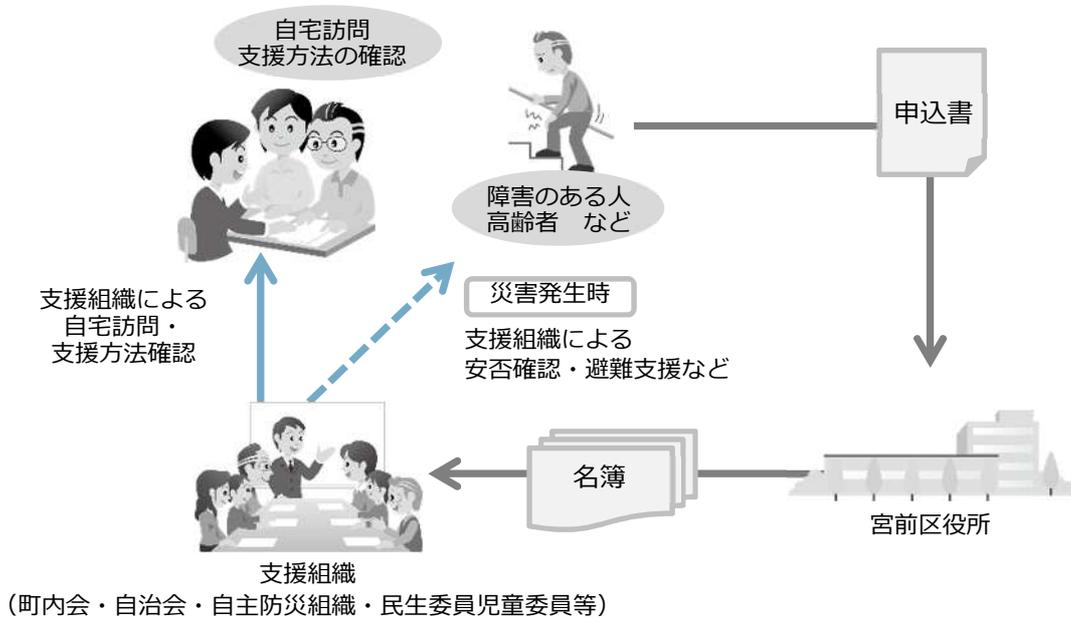


町内会・自治会などの地縁組織や民生委員児童委員、民間事業者等の地域における多様な主体との協働・連携により、地域力の向上に取り組みます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
34	地域福祉に関わる団体等が連携して、区民への互助意識の浸透を図ります	宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議を開催し、宮前区地域福祉計画の策定、進捗管理等を行うとともに、関係団体等との連携を強化することを通じて、区民への互助意識を浸透させ、地域包括ケアシステムの区民への普及啓発を進めます。	学識経験者 保健・医療・福祉・子ども関係団体 市民団体 ボランティア組織 社会奉仕団体 社会福祉当事者組織 事業者 区PTA協議会	地域ケア推進課
35	高齢者が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます	地域ケア会議や地区活動を通じて、高齢者を取り巻く様々な課題を共有しながら、地域づくりのためのネットワークを構築し、地域包括支援センターと連携して、高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めます。	地域包括支援センター 民生委員・児童委員 町内会・自治会	地域支援課 高齢・障害課
36	民生委員児童委員や保護司等の地域福祉活動への理解を広げます	地域福祉の重要な担い手である民生委員児童委員や保護司等の取組について、広く区民に周知することを通じて活動への理解を広げます。	民生委員児童委員 保護司 更生保護関係団体	地域ケア推進課
37	地域防災に関わる団体等が連携して、地域防災力の強化を図ります	大規模な災害等に備え、区民・事業者・関係団体・行政等で構成される宮前区地域防災連絡会議等において、必要対応策の協議・検討や防災・減災に関する情報の収集・共有を進め、地域防災力の強化を図ります。	町内会・自治会 自主防災組織 事業者 区PTA協議会	危機管理担当 地域ケア推進課 地域支援課 衛生課 高齢・障害課 道路公園センター
38	安全・安心に関わる団体等の連携・協働により、安全・安心のまちづくりの推進を図ります	区民、事業者、地域団体、行政機関等で構成される、宮前区安全・安心まちづくり協議会等における、安全・安心に関する情報共有や連携・協働により、防犯、防火、交通安全、防災、身近な環境整備などの区内の安全・安心のまちづくりの推進を図ります。	町内会・自治会 宮前防犯協会 宮前防犯連絡協議会 宮前交通安全協会 宮前安全運転管理者会 区交通安全母の会 宮前消防団	危機管理担当 地域ケア推進課
39	小・中学校入学時など、新しい環境での学習や生活に適応しやすくするとともに、課題を持つ子どもたちへのきめ細かな対応を行います	区内にある幼稚園、保育所及び小・中学校が相互の役割を理解し、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを意識して情報共有を進め、連携を強化し、保護者への情報提供を行うなど、新しい環境での学習や生活に適応しやすくするとともに、不登校などの課題を持つ子どもたちへの包括的な子ども支援を進めます。	幼稚園 保育所 小(中)学校 事業者	保育所等・地域連携担当 学校・地域連携担当
40	社会福祉協議会と連携して、地域福祉の取組を進めます	地域課題を共有し、社会福祉協議会が策定する「川崎市（宮前区）地域福祉活動計画」と補強・補完し合いながら、社会福祉協議会と区役所が連携して、地域福祉の取組を進めます。	社会福祉協議会	地域ケア推進課 地域支援課

災害時要援護者避難支援制度

災害時に自力又は家族等の支援のみでは避難が困難で、避難支援を受けるために、支援組織への個人情報の提供について同意し、かつ、在宅で生活している高齢者や障害者などを対象に安否確認・避難支援等を行います。

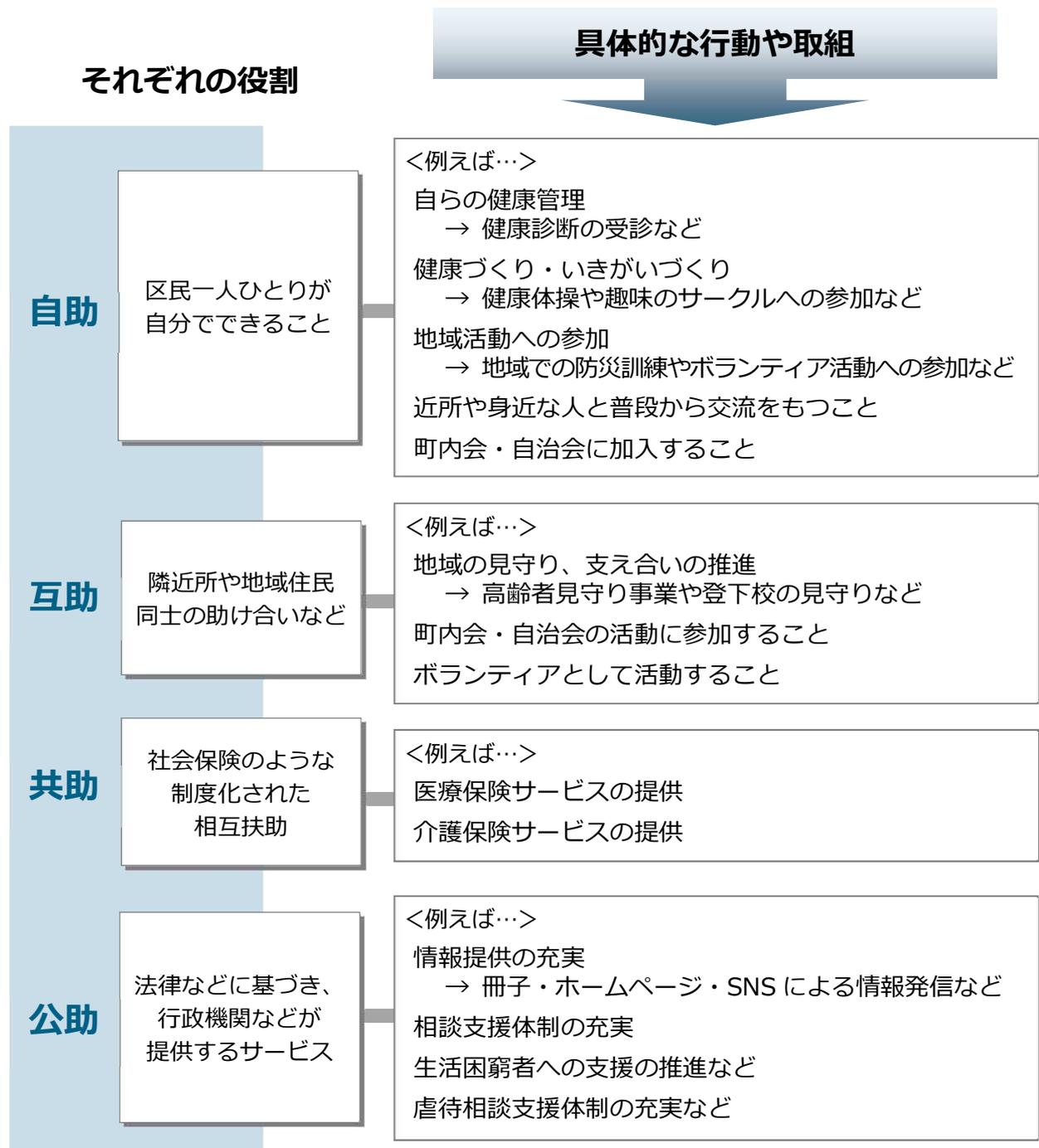


第7期計画の推進体制

第3章

1 計画の進め方

地域課題の解決や、計画の理念の実現に向けては、一人ひとりの力だけでは限りがあります。区民、地域活動団体、関係機関、行政などがそれぞれの役割の中で力を合わせる関係をつくり、一人ひとりの取組や身近な地域での助け合い、地域活動や公的サービスなどを組み合わせて地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。



2 計画の進行管理

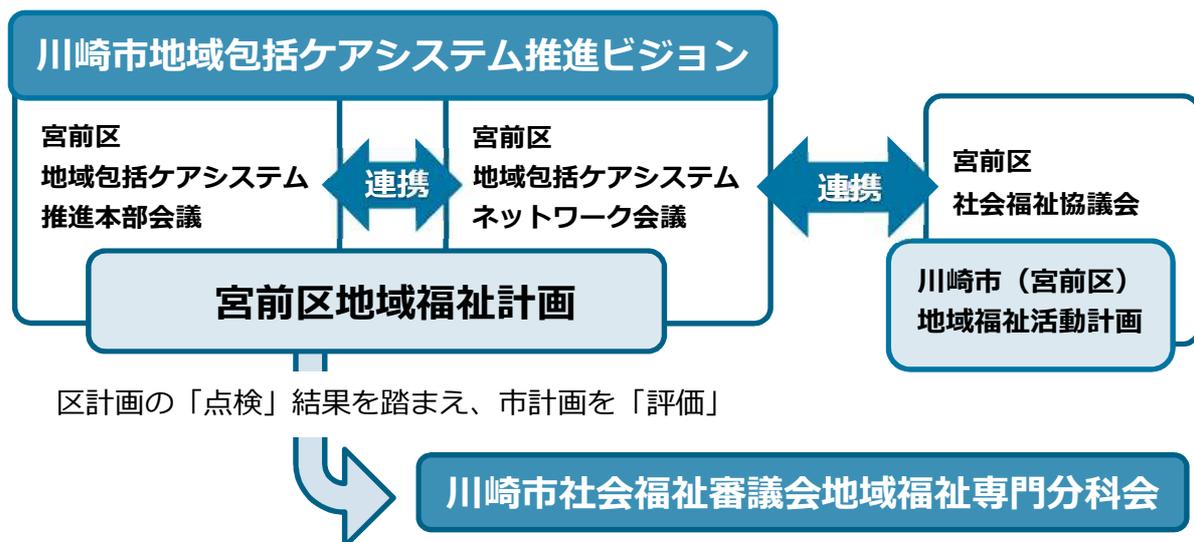
本計画の進行管理については、学識経験者及び関係団体の代表者等で構成する「宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議」において取組の実施状況を振り返り、次年度に向けての課題・展開、事業内容の見直しなどについて検討することを通じて、区計画の実施状況の「点検・見直し」を行います。

また、庁内の「宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議」において、区民・関係団体・事業者等が実施した個々の取組の実施状況を確認します。

この2つの会議は連携しながら、PDCAサイクルにより宮前区地域福祉計画を推進していきます。

さらに、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、各区の「点検」結果を踏まえて川崎市地域福祉計画の「評価」を行うことにより、継続的な進行管理を行い、次期計画につなげていきます。

【第7期計画の推進体制】



【PDCA サイクル】



資料編

1 第7期宮前区地域福祉計画策定の経過

年	月日	議事等
令和5年	6月23日	第1回宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 (1) 宮前区地域福祉計画について ・第6期計画実施状況及び評価 ・区の現況及び課題抽出 ・第7期計画策定に向けた基本的な方向性 (2) 令和5年度地域包括ケアシステムネットワーク会議について
	7月12日	第1回宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議 (1) 宮前区地域福祉計画について (2) 地域包括ケアシステム推進に向けた取組について
	7月21日	第2回宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 宮前区地域福祉計画について ・第7期計画の目次案及び骨子案 ・第7期計画の重点的な取組案及び具体的な取組案
	9月22日	第3回宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 宮前区地域福祉計画について ・第7期計画素案
	10月4日	第2回宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議 第7期宮前区地域福祉計画について ・第7期計画素案
	12月1日 ～ 1月22日	パブリックコメント
令和6年	1月14日	高齢・障害・地域福祉計画説明会 ・第7期川崎市・各区地域福祉計画 ・第9期かわさきいきいき長寿プラン ・第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版
	3月1日	第4回宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 (1) 第7期宮前区地域福祉計画について ・意見募集の結果について ・第7期計画最終案 (2) 地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について
	3月13日	第3回宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議 (1) 第7期宮前区地域福祉計画について (2) 地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について

2 川崎市宮前区地域包括ケアシステムネットワーク 会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域包括ケアシステム及び宮前区地域福祉計画の推進等にあたり、有識者等からの専門的な意見の聴取等を目的とする宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）の開催について、必要な基本事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 区長は、前条の趣旨を遂行するため、次の各号に掲げる事項について、ネットワーク会議の委員に意見を求めるもののほか、区民への普及啓発及びその他必要と認める事項について、ネットワーク会議の委員と連携し推進するものとする。

- (1) 宮前区地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 宮前区地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 宮前区社会福祉協議会地域福祉活動計画との連携に関すること。
- (4) 地域包括ケアシステムの取組方法、体制づくりに関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 ネットワーク会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉・子ども関係団体の代表
- (3) 市民団体の代表
- (4) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (5) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (6) その他区長が特に認めた者

(会議の運営)

第4条 ネットワーク会議は、宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長（以下「所長」という。）が招集する。

2 ネットワーク会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 ネットワーク会議において、第2条の規定による目的を達成するため検討する事項は、委員相互の意見を尊重し、所長がこれを調整する。

(開催期間)

第5条 ネットワーク会議の開催期間は、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱の廃止)
- 2 宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱(17川宮地保第64号区長専決)は、
廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定中第6号を削り、第7号を第6号とする部分は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

3 宮前区地域包括ケアシステムネットワーク 会議委員名簿

(順不同 敬称略)

	氏名	所属団体等
1	小平 隆雄	田園調布学園大学
2	本橋 隆子	聖マリアンナ医科大学
3	行形 毅	宮前区医師会
4	江木 幸代	宮前区社会福祉協議会
5	宮下 大志	宮前区PTA協議会
6	川田 和子	宮前区全町内・自治会連合会
7	中尾 智子	宮前区地域包括支援センター連絡会議
8	西坂 恵里	宮前区地域自立支援協議会
9	山本 良子	宮前区民生委員児童委員協議会
10	長原 祐美	株式会社東急ストア

4 第6回川崎市地域福祉実態調査報告（抜粋）

（1）調査の目的

本調査は、市民の地域福祉に関する意識を多面的に調査することにより、地域における生活課題を明らかにし、『第7期川崎市地域福祉計画』の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

（2）調査の種類

本調査は、次の2種類の調査を実施した。

- ①地域の生活課題に関する調査（個人）
- ②地域福祉活動に関する調査（団体）

●第6回川崎市地域福祉
実態調査について



【WebサイトURL】

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000151836.html>

（3）調査の設計

2種類の調査は、以下のように設計した。

調査種別	項目	内容
①地域の生活課題に関する調査	対象者数	18歳以上の男女7,000人（各区1,000人を基本）
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査時期	令和4（2022）年11月18日～12月16日
②地域福祉活動に関する調査	対象者数	市内で地域福祉活動を行う団体等503団体
	抽出方法	町内会・自治会、地区社会福祉協議会、区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、本市の高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉団体
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査時期	令和4（2022）年11月18日～12月16日

（4）調査内容

調査種別ごとの調査内容は、以下のとおりである。

調査種別	内容
①地域の生活課題に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・『川崎市地域福祉計画』について ・居住地域について ・地域活動やボランティア活動について ・保健・福祉に関することについて ・防災に対する意識と備えについて ・今後の地域福祉の推進について
②地域福祉活動に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の概要 ・団体の活動状況と今後の展開について ・『川崎市地域福祉計画』について ・団体が活動等を行う地域について ・防災に対する意識と備えについて ・保健・福祉に関することについて ・今後の地域福祉の推進について

(5) 回収結果

回収結果は以下のとおりである。

調査種別	配布数（人）	回収数（人）	回収率
①地域の生活課題に関する調査	7,000	2,450	35.0%
②地域福祉活動に関する調査	503	325	64.6%
合計	7,503	2,775	37.0%

区別回収結果（地域の生活課題に関する調査）

区名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	不明	全市
配布数（人）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	—	7,000
有効回収数（人）	303	363	346	341	359	332	371	35	2,450
有効回収率	30.3%	36.3%	34.6%	34.1%	35.9%	33.2%	37.1%	—	35.0%
（参考） 第5回回収率	30.9%	33.9%	35.0%	32.6%	35.9%	35.0%	40.9%	—	35.3%

(6) その他

- (1) 回答者数とは、基数となる実数のことである。
- (2) 回答は回答者数を100%として百分率で算出してある。小数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が全体を示す数値と一致しないことがある。
- (3) 複数回答ができる質問では、回答比率の合計が100%を超える。

① 地域の生活課題に関する調査（区民が対象：一部抜粋）

問13 あなたは、「近所」の範囲を、どの程度だとお考えですか。（○は1つだけ）

○宮前区では、「向こう三軒両隣程度」の割合が25.6%で市全体（24.2%）を上回っている。

近所の範囲

単位：%

区 分	回答者数 (人)	両隣	向こう三軒両隣程度	同じ集合住宅 (アパート、マンションなど)	m) 以内程度 (およそ100m)	歩いて5分 (およそ200m)	歩いて10分 (およそ200m)	その他	無回答
川崎市	2,450	5.8	24.2	18.3	33.7	13.1	2.7	2.2	
宮前区	359	4.7	25.6	20.1	29.5	16.2	2.5	1.4	

問14 あなたは、ふだんご近所の方との程度のつきあいをしていますか。（○は1つだけ）

○宮前区では、「あいさつをする程度」の割合が52.9%で市全体（45.3%）を上回っている。

日頃の近所つきあいの程度

単位：%

区 分	回答者数 (人)	家族のように親しくつきあっている	電話、メールなども含めて、親しく話をする	ときどき話をする程度	あいさつをする程度	ほとんどつきあいが無い	その他	無回答
川崎市	2,450	1.5	6.8	26.9	45.3	16.9	0.7	2.0
宮前区	359	1.7	6.4	24.0	52.9	13.6	0.3	1.1

問15 あなたは、近所つきあいや地域住民同士の交流について、どの程度必要だとお考えですか。

（○は1つだけ）

○宮前区では、「困った時は当然助け合うべきだが、日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない」の割合が44.8%で市全体（40.5%）を上回っている。

近所つきあいや地域住民同士の交流の必要性の程度

単位：%

区 分	回答者数 (人)	地域の助け合うことは大切であり、そのためにもふだんからの交流は必要だ	いざという時に助け合いたいので、多少面倒でもふだんから交流しておいた方が良い	困った時は当然助け合うべきだが、日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない	地域での助け合いは必要だと思わないが、地域で交流すること自体は大切だ	地域との交流より、気の合った仲間やグループで交流し、その中で助け合えば良い	困った時は行政などが支援すべきで、地域での助け合いや日ごろの交流は必要ない	その他	無回答
川崎市	2,450	20.8	23.1	40.5	1.9	3.7	4.5	2.3	3.2
宮前区	359	18.4	26.5	44.8	2.2	1.9	3.6	0.8	1.7

問17 あなたは、助けあいをすることができる「地域」の範囲を、どの程度だとお考えですか。
(○は1つだけ)

○宮前区では、「隣近所程度」の割合が36.2%で市全体(32.9%)を上回っている。

助け合いをすることができる「地域」の範囲

単位：%

区分	回答者数(人)	隣近所程度	町内会・自治会程度	小学校区程度	中学校区程度	お住まいの区内程度	川崎市内程度	それ以上	その他	無回答
川崎市	2,450	32.9	43.2	8.5	1.8	5.9	1.5	0.9	1.8	3.3
宮前区	359	36.2	40.1	8.1	1.9	5.6	1.4	1.4	2.2	3.1

問18 あなたは、その「地域」での生活において、いま何が問題だと感じていますか。(あてはまるものすべてに○)

○宮前区では、「高齢者に関する問題(介護、権利擁護、生きがいづくり、見守りなど)」の割合が33.4%で最も高く、次いで「特に問題だと感じていることはない」(31.8%)、「地域防犯・防災に関する問題(交通安全、子どもの見守り、火の用心、防災訓練など)」(25.1%)となっている。

「地域」において、問題だと感じていること(複数回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	健康づくりに関する問題(ストレス、食育、生活習慣病など)	高齢者に関する問題(介護、権利擁護、生きがいづくり、見守りなど)	障害児・者に関する問題(地域生活支援、権利擁護、活動支援、障害に対する理解など)	子どもに関する問題(育児不安、児童虐待、ヤングケアラー、子育て支援、教育、しつけ、遊び場づくりなど)	地域防犯・防災に関する問題(交通安全、子どもの見守り、火の用心、防災訓練など)	地域のつながりに関する問題(近所づきあい、新型コロナウイルスなど新興感染症による対面での交流、人と人との関係が希薄など)
川崎市	2,450	9.3	30.8	10.1	22.8	31.0	19.9
宮前区	359	9.2	33.4	9.7	20.1	25.1	20.3
区分	家庭不安や心配ごとを誰にも相談できない人がいるという問題	適切な情報が得られない、あることを知らない人がいるという問題	地域活動や団体活動を行う拠点や場所がない(足りない)という問題	地域での活動・資源に関する問題(買い物、移動、食事など)	その他	特に問題だと感じていることはない	無回答
川崎市	10.0	16.3	5.9	6.7	3.3	29.1	4.2
宮前区	8.6	14.5	6.1	5.3	1.9	31.8	2.8

問19 あなたは、家庭生活の中で次のような不安を感じたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

○宮前区では、「身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない」の割合が42.1%で最も高く、次いで「介護が必要な家族を家庭で介護できる自信がない」(28.7%)、「経済的に生活できるか不安である」(28.1%)となっている。

家庭生活の中で感じる不安(複数回答)

単位：%

区 分	回答者数(人)	身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない	介護が必要な家族を家庭で介護できる自信がない	経済的に生活できるか不安である	病気になったときに頼れる人が身近にいない	子育てがうまくできるか不安である	その他	無回答
川崎市	2,450	40.4	28.0	30.4	16.0	10.2	8.7	15.3
宮前区	359	42.1	28.7	28.1	16.4	9.7	8.6	12.3

問24 あなたが、もし高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になったとき、地域の人たちにどんな手助けをしてほしいですか。(○は3つまで)

○宮前区では、手助けをしてほしいことについては「安否確認の見守り・声かけ」の割合が43.7%で最も高く、「災害時の手助け」(37.3%)、「炊事・洗濯・掃除などの家事」(28.4%)となっている。

地域の人たちに手助けをしてほしいこと(3つまで回答)

単位：%

区 分	回答者数(人)	安否確認の見守り・声かけ	趣味など世間話の相手	子育て・介護などの相談相手	炊事・洗濯・掃除などの家事	草むしり、冷蔵庫内の整理	ちょっとした買物	子どもの預かり
川崎市	2,450	43.2	7.1	7.2	28.3	1.8	24.9	5.5
宮前区	359	43.7	5.6	7.2	28.4	0.6	27.6	3.9
区 分	外出の付き添い	災害時の手助け	ごみ出し・雨戸の開け閉め	電球交換や簡単な大工仕事	その他	特にない	無回答	
川崎市	10.2	35.4	8.7	2.9	2.0	13.1	7.2	
宮前区	8.4	37.3	8.9	3.1	2.2	11.7	7.5	

問25 地域の高齢者や障害者、子育て家庭などが安心して暮らすことができるよう、地域の支え合いとして、あなた自身ができることは何ですか。(○は3つまで)

○自身ができることについては「安否確認の見守り・声かけ」の割合が56.8%で最も高く、次いで「災害時の手助け」(33.1%)、「ちょっとした買物」(28.4%)となっている。

地域の人たちに回答者自身ができること(3つまで回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	安否確認の見守り・声かけ	趣味など世間話の相手	子育て・介護などの相談相手	炊事・洗濯・掃除などの家事	草むしり、冷蔵庫内の整理	ちょっとした買物	子どもの預かり
川崎市	2,450	54.3	15.6	8.0	6.4	2.7	28.9	5.7
宮前区	359	56.8	14.8	6.4	7.5	3.1	28.4	5.0
区分	外出の付き添い	災害時の手助け	ゴミ出し・戸の開け閉め	電球交換や簡単な大工仕事	その他	特になし	無回答	
川崎市	7.5	31.6	11.2	5.5	1.8	12.0	9.5	
宮前区	5.0	33.1	12.8	4.5	1.1	12.5	8.6	

問27 人生の最終段階における医療について、意思表示の書面や家族での話し合いが必要だと思いますか。(○は1つだけ)

○宮前区では、「意思表示の書面は必要であるが、まだ作成していない」の割合が53.5%で最も高く、次いで「意思表示の書面は必要ないが、家族で話し合う必要はある」(20.9%)、「意思表示の書面は作成していないが、家族で話し合っている」(11.1%)となっている。

終末期における意思表示の書面や家族での話し合い

単位：%

区分	回答者数(人)	意思表示の書面は必要であり、すでに作成している	意思表示の書面は必要であるが、まだ作成していない	意思表示の書面は作成していないが、家族で話し合っている	意思表示の書面は必要ないが、家族で話し合う必要はある	意思表示の書面は必要ないし、家族で話し合う必要もない	すべて家族にまかせるので必要ない	すべて医療者や病院にまかせるので必要ない	その他	無回答
川崎市	2,450	3.5	51.8	11.4	21.7	0.9	4.6	2.3	1.9	1.9
宮前区	359	3.6	53.5	11.1	20.9	0.8	5.3	1.4	1.4	1.9

問28 社会的不安や孤独・孤立の問題に対応していくために、地域での見守りの取組として、有効だと思う取組はありますか。(○は5つまで)

- 宮前区では、「地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問などの取組」の割合が44.3%で最も高く、次いで「電気、ガス、水道の検針や新聞や牛乳配達を活用した見守りの取組」(37.3%)、「ごみ収集(ごみ出しが困難な高齢者等への支援や声かけ)による確認」(30.9%)となっている。

孤独・孤立への問題対応の有効な取組(5つまで回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問などの取組	電気、ガス、水道の検針や新聞や牛乳配達を活用した見守りの取組	民生委員児童委員による見守りの取組	ごみ収集(ごみ出しが困難な高齢者等への支援や声かけ)による確認	定期的な電話や傾聴等の話し相手	地域交流を深める取組	交流会、コミュニティ・カフェ、サロンなどを催し、地域交流を深める取組	地域包括支援センター等による生活実態の把握
川崎市	2,450	45.7	37.0	25.7	27.7	16.4	23.7	28.2	
宮前区	359	44.3	37.3	24.2	30.9	16.4	22.0	27.3	
区分	回答者数(人)	児童の登下校時の見守りの取組	身近な地域で開催される運動や体操などの取組	その他	特になし	わからない	無回答		
川崎市	25.9	25.0	15.2	1.6	3.1	9.5	2.2		
宮前区	25.6	26.5	14.8	0.8	3.6	9.5	0.8		

問30 あなたは、次のような地域活動やボランティア活動に参加したことがありますか。現在参加しているものも含めてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- 宮前区では、「参加したことがない」の割合が44.0%で最も高く、次いで「今は参加していないが条件が整えば参加したい」(18.7%)、「町内会・自治会に関する活動」(17.8%)となっている。

地域活動やボランティア活動への参加状況(複数回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	健康づくりに関する活動	高齢者に関する活動	障害児・者に関する活動	子育てに関する活動	医療に関する活動	町内会・自治会に関する活動	社会福祉協議会に関する活動	お祭りやイベントに関する活動	地域安全に関する活動
川崎市	2,450	3.8	4.9	2.6	6.7	1.0	22.0	2.9	16.0	3.3
宮前区	359	3.3	2.8	1.9	4.5	0.6	17.8	2.2	12.5	2.8
区分	回答者数(人)	環境美化(ゴミ拾いなどを含む)に関する活動	文化・芸術に関する活動	スポーツ(運動会などを含む)に関する活動	自分のスキル(能力や技能)を活かした活動	オンラインでの活動	その他	今は参加していないが条件が整えば参加したい	参加したことがない	無回答
川崎市	16.0	3.7	7.3	3.1	0.5	1.7	16.2	41.5	1.5	
宮前区	12.8	2.8	6.7	1.9	0.8	2.2	18.7	44.0	0.3	

《問30で地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」と回答した人が対象》

問30-6 あなたが、地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由は、どのような理由からですか。(あてはまるものすべてに○)

○宮前区では、「仕事や家事が忙しく時間がない」の割合が54.4%で最も高く、次いで「身近に活動グループや仲間がない(知らない)」(34.2%)、「きっかけがつかめない」(32.9%)となっている。

地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由(複数回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	仕事や家事が忙しく時間がない	きっかけがつかめない	身近に活動グループや仲間がない(知らない)	健康に自信がない	家族や職場の理解が得られない	興味を持てる活動がない	育児や介護を必要とする家族がいる
川崎市	1,017	53.2	31.0	32.0	10.2	0.4	8.8	7.8
宮前区	158	54.4	32.9	34.2	10.1	0.0	8.9	9.5
区分	一度はじめるつもりで束縛されてしまう	行政や事業者が行えばよい	人と接するのが苦手	地域活動やボランティア活動はしたくない	その他	特に理由はない	無回答	
川崎市	17.5	2.3	14.3	5.7	5.0	11.7	1.6	
宮前区	19.0	1.3	13.3	7.6	5.1	6.3	2.5	

《問30で地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」と回答した人が対象》

問30-7 あなたは、どのような状況になれば、地域活動やボランティア活動に参加したいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

○宮前区では、「きっかけがあれば」の割合が43.7%と最も高く、次いで「活動する時間ができれば」、「興味を持てる活動があれば」(31.0%)が2番目に高くなっている。

地域活動やボランティア活動に参加できる状況(複数回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	活動する時間ができれば	オンライン等を活用した活動であれば	きっかけがあれば	身近に活動グループや仲間がいれば	体力や健康に自信があれば	家族や職場の理解が得られれば	興味を持てる活動があれば	評価されるようになれば	ボランティア活動に参加していると	その他	ない	地域活動やボランティア活動はしたくない	無回答
川崎市	1,017	36.7	4.4	36.5	19.2	15.0	2.4	32.2	2.9	4.2	4.2	12.0	7.1	
宮前区	158	31.0	3.2	43.7	15.8	14.6	1.9	31.0	3.8	3.8	3.8	10.1	6.3	

問36 大規模な災害が発生すると、地域住民同士で助け合いが重要ですが、普段からどのような活動をする必要があると考えますか。(あてはまるものすべてに○)(新規設問)

- 宮前区では、「近所の人と挨拶をする程度の関係をつくっておくこと」の割合が69.4%で最も高く、次いで「地域の避難所を知っておくこと」(66.0%)、「ハザードマップなどで地域の危険な場所を知っておくこと」(56.5%)となっている。

大規模災害発生前に必要な活動(複数回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	近所の人と挨拶をする程度の関係をつくっておくこと	避難するのに支援が必要なる人を把握しておくこと	住民同士で家族構成・要介護度などについてある程度知っておくこと	地域で用意している救助資材の内容や管理場所を知っておくこと	ハザードマップなどで地域の危険な場所を知っておくこと	地域の避難所を知っておくこと
川崎市	2,450	68.0	27.3	16.4	31.8	59.8	66.6
宮前区	359	69.4	24.8	17.0	30.1	56.5	66.0
区分	回答者数(人)	防災訓練に参加すること	ボランティア活動への参加	わからない	その他	無回答	
川崎市	11.6	23.6	5.9	5.6	1.2	2.8	
宮前区	12.5	24.5	5.3	5.0	1.1	2.2	

問41 今後、地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこととして、あなたはどのようなことが重要とお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

- 宮前区では、「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」の割合が38.4%で最も高く、次いで「地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」(34.0%)、「地域で困っていることや自分ができることを知らせる情報が集まる場をつくること」(29.5%)となっている。

今後、地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこと(複数回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	住民同士が自ら地域課題の把握やその解決方法を探るための話し合いの機会をつくること	地域の課題や問題に主体的に取り組むボランティアや地域で活動する人を増やすこと	地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること	地域で困っていることや自分ができることを知らせる情報が集まる場をつくること	家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと	その他	特に取り組むべきことはない	無回答
川崎市	2,450	18.8	20.9	38.2	32.2	35.6	3.6	9.1	6.6
宮前区	359	18.7	18.7	34.0	29.5	38.4	3.6	10.0	5.3

問42 今後、地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこととして、あなたはどのようなことが重要とお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

- 宮前区では、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」の割合が49.3%で最も高く、次いで「福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示」(39.1%)、「行政からの一元的な情報提供、相談の場づくり」(34.9%)となっている。

今後、地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこと(複数回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	市民への意識調査や団体アンケート、聞き取りなどによる地域課題やニーズの把握	行政からの一元的な情報提供、相談の場づくり	ボランティアや地域で活動する地域福祉を担う人材の育成	福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示	サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実	ワークシヨップや地域交流会などによる地域の課題等を共有する場・機会の提供	地域の自主的活動と行政サービスの連携強化	その他	無回答
川崎市	2,065	33.6	36.6	33.8	44.3	49.8	18.5	26.8	3.6	1.4
宮前区	304	34.2	34.9	30.6	39.1	49.3	15.8	23.4	5.3	0.7

問44 川崎市では、超高齢社会の到来を見据えて、「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。あなたの「地域包括ケアシステム」の理解度や行動について、あてはまるものをお答えください。(○は1つだけ)

- 宮前区では、「地域包括ケアシステムを聞いたことがない」の割合が45.7%で最も高く、次いで「地域包括ケアシステムは、名称を聞いたことがあるが内容は知らない」(29.5%)、「地域包括ケアシステムの内容はおおむね知っているが、そのために自分が何をすればよいかわからない」(11.7%)となっている。

地域包括ケアシステムの理解度等

単位：%

区分	回答者数(人)	地域包括ケアシステムのことや、そのために自分が何をすればよいかを知っているが、具体的に行動していない	地域包括ケアシステムのことや、そのために自分が何をすればよいかは知っているが、具体的に行動していない	地域包括ケアシステムの内容はおおむね知っているが、そのために自分が何をすればよいかわからない	地域包括ケアシステムは、名称を聞いたことがあるが内容は知らない	地域包括ケアシステムを聞いたことがない	無回答
川崎市	2,450	1.3	3.6	13.9	25.6	47.7	8.0
宮前区	359	1.4	4.2	11.7	29.5	45.7	7.5

＜表紙写真について＞

宮前区の自然と地域活動の写真です。宮前区には豊かな自然があり、ご近助で「つながる」様々な地域活動が行われています。

中央 : 平瀬川と桜

上 : 公園体操（宮崎第1公園）

左下 : 宮前区冒険遊び場（らいよん公園プレーパーク）

右下 : コミュニティカフェ（土橋カフェ）

第7期宮前区地域福祉計画

【発行年月】 令和6（2024）年3月

【編集・発行】 川崎市宮前区役所 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
地域ケア推進課

〒216-8570 川崎市宮前区宮前平 2-20-5

T E L 044-856-3300

F A X 044-856-3237

E-mail 69keasui@city.kawasaki.jp



第7期宮前区地域福祉計画